

衆議院 第一百八十四回国会

社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録 第六号

平成二十四年五月二十三日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 中野 寛成君

理事 武正 公一君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 古本伸一郎君 理事 松本 大輔君

理事 和田 隆志君 理事 逢沢 一郎君

理事 伊吹 文明君 理事 西 博義君

井戸まさえ君 石井登志郎君

稲富 修二君 江端 貴子君

岡田 康裕君 勝又恒一郎君

岸本 周平君 榊 進君

小室 寿明君 齊藤 孝君

階 猛君 篠原 孝君

白石 洋一君 田嶋 要君

田中美絵子君 田村 謙治君

中野渡詔子君 中林美恵子君

永江 孝子君 長尾 敬君

花咲 宏基君 浜本 宏君

早川久美子君 福田衣里子君

藤田 憲彦君 馬淵 澄夫君

三村 和也君 宮島 大典君

向山 好一君 室井 秀子君

湯原 俊二君 柚木 道義君

渡部 恒三君 石田 真敏君

加藤 勝信君 金子 一義君

鴨下 一郎君 齋藤 健君

田村 憲久君 竹下 亘君

橘 慶一郎君 野田 毅君

馳 浩君 町村 信孝君

茂木 敏充君 高木美智代君

竹内 譲君 塩川 鉄也君

宮本 岳志君 豊田潤多郎君

渡辺 義彦君 吉泉 秀男君

浅尾慶一郎君 山内 康一君

中島 正純君

内閣総理大臣

国務大臣

(社会保障・税一体改革担当)

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

(少子化対策担当)

財務副大臣

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

政府特別補佐人

(公正取引委員会委員長)

(政府参考人)

(内閣府大臣官房審議官)

(財務省主税局長)

(参考人)

(日本銀行理事)

衆議院調査局社会保障と税の一体改革に関する特別調査室長

佐藤 治君

木下 信行君

古谷 一之君

中村 昭裕君

竹島 一彦君

三谷 光男君

大串 博志君

五十嵐文彦君

小宮山洋子君

野田 佳彦君

岡田 克也君

川端 達夫君

安住 淳君

平野 博文君

石井登志郎君

江端 貴子君

岸本 周平君

田村 謙治君

早川久美子君

室井 秀子君

湯原 俊二君

柚木 道義君

委員の異動
五月二十三日
辞任

補欠選任

向山 好一君

馬淵 澄夫君

中林美恵子君

福田衣里子君

中野渡詔子君

階 猛君

齊藤 進君

浜本 宏君

同日

辞任

小室 寿明君

齊藤 進君

階 猛君

中野渡詔子君

中林美恵子君

浜本 宏君

福田衣里子君

馬淵 澄夫君

向山 好一君

齋藤 健君

茂木 敏充君

高木美智代君

塩川 鉄也君

渡辺 義彦君

吉泉 秀男君

浅尾慶一郎君

同日

辞任

井戸まさえ君

榊 進君

花咲 宏基君

橘 慶一郎君

石井登志郎君

早川久美子君

湯原 俊二君

田村 憲久君

補欠選任

渡部 恒三君

花咲 宏基君

室井 秀子君

榊 進君

岸本 周平君

柚木 道義君

田村 謙治君

江端 貴子君

井戸まさえ君

馳 浩君

橘 慶一郎君

竹内 譲君

宮本 岳志君

豊田潤多郎君

中島 隆利君

山内 康一君

補欠選任

石井登志郎君

早川久美子君

湯原 俊二君

田村 憲久君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

子ども・子育て支援法案(内閣提出第七五号)

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七七号)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第七二号)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

○中野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

張っている人は本当に頑張っているのかもしれないが、やはり社会経済のいろいろな変化の中で、本当に自分だけでは大変だという方々がたくさん出てきているだけに、共助、公助というのを有機的に組み合わせる必要があるんだというふうに感

じました。

さて、それでは次のパネルに行っていただけ
ばと思います。

ここから先は、年金制度についてと、子ども・
子育て支援制度についてお話しさせていただき
たいと思います。

年金制度については岡田副総理にお伺いしたい
と思います。

国民の皆様方に今お示しましたパネルは、今
回の制度改革の一端でございます。一部分である
ことは最初からお断りしておきますが、これも先
ほど申し上げたとおり、社会経済の変化の中で本
当に就職構造が激変する、そんな状況にありまし
て、若い方々の中で、正社員にならなくてもなか
なか就職口がない。十萬円のフリーターの例を今
表に示しておりますが、こうした方々にとって、
将来自分が生活をしていく、そしてまたお年寄り
になったときのことまで考えていく、そんな視点を
持たれたときに、やはり日本の国が安心、安全な
社会保障を提供する必要があるというふうに考え
てつくった内容でございます。

岡田副総理には、ぜひこういった例を参考にし
ながら、今度の改革法案が年金制度上どのように
自助、共助、公助をバランスよくつづいていくと
しているのか、先般、高額所得者に対して年金の
一部分を削減させていただくという内容も盛り込
みましたが、それはあくまで財政資金の範囲内
であって、個人の保険料をお支払いいただいたそ
分の計算をしっかりと行っているんだということも
御説明いただければと思いますが、いかがでしょ
うか。

○岡田国務大臣 まず、委員御指摘の厚生年金の
範囲の拡大ですが、もともと我々は、働き
方に中立な、そして基本的に一つの年金制度とい
うことを申し上げてきたわけでございます。

今、例えばパートで働いておられる方で三十時
間以下の方というのは、多くは国民年金に加入し
ておられるということになります。国民年金も含
めて一元化ということを我々言っておりますけれ

ども、しかし、一応、国民年金というのは自営業
者の方を対象にスタートしたという歴史もある、
そこに多くのそういった非正規で働いておられる
方々が加入しているという現実。正社員として厚
生年金に加入しておられる方と余りにもそこに格
差がある。

このお示しになった図で見ても、結局、国民年
金ですと、基礎年金ですから、六・六万しかな
い。それが、厚生年金に加入すれば、当然、そこ
に基礎年金部分だけじゃなくて報酬比例の部分が
加わることになって、もらえる年金の額は
ふえるわけがあります。

そういった観点からいうと、なるべくその範囲
を拡大していきたいという思いはございます。た
だ、一方で、これは事業主の負担というのがか
かってくるということで、中小企業を初め事業主
の負担も一挙にやっていくということになると大
変だということで、今回一定の範囲に絞らせてい
ただいたわけですが、やはりそれは多くの関係方
面の理解を得ながら、その範囲を拡大していくと
いうことが大きな方向だということに思っており
ます。そのための第一歩というふうに位置づけて
いるところでございます。

それから、二番目に言われた、高額所得者の方
の年金を少し削らせていただくということについ
ては、これは、高額所得のある方であっても、厚
生年金、その中の基礎年金部分については半分税
金というところに今やなっているわけがあります。
もともと三分の一でしたが、これが半分というこ
とにふえました。私は、所得の多い方は、税金を
出している範囲でそれを削減させていただくとい
うことは十分合理的な理由があるし、全体の財源
のやりくりの中でそういったことは御理解いただ
けるのではないかとこのように思っております。

きのうもこの場で議論がありまして、いや、
それは削減するんじゃないやなくて、所得税でお払い
いただいた方がいだろう、こういう御意見もあり
ます。それも一つの見解だと思いますが、税で入
れている部分についてその範囲で削減するという

ことは、私は十分納得していただけるのではない
かと。

それは、我々今考えているのは、せいぜい一
程度の方であって、幅広く税金部分を削減しよう
と考えているわけではない。同じ世代であって
も、高齢者であっても、負担能力のある方にはあ
る程度御負担いただく、そういう方向性というの
は、私は、これから避けられないし、むしろ望ま
しいことであるというふうに考えております。

○和田委員 今のお話も、いろいろと本当に、年
金制度がいわゆる保険制度であることを原則とし
てしっかりと見据えつつも、この経済状況の中でご
ざいますので、いわゆる共助、公助として、高額
所得者の方々にも助け合いの精神をぜひ御理解い
ただければというふうに思います。

さて、次は子育ての方に移りたいと思います。
パネルが移動しましたが、ごらんになっていた
だけだと思います。これから二枚のパネルをお見
せしたいと思います。

まず、今最初に御提示申し上げたのが、「総合
こども園」というふうに書いてあります。この総
合こども園でどのように私たちの生活が変わるの
か。そして、もう一枚の方、ぜひ、カメラさん、
映していただけたらと思います。昨日までの御議
論でございました、そういった都市部を中心に待
機児童を解消する施策はいろいろ考えられるけれ
ども、地方においてはどうか、こんな議論も
ございました。

これらを両方見据えて政策を考えているという
ことをしっかりと、厚生労働大臣もしくは少子化
担当大臣にお答えいただきたいと思えます。小宮
山大臣、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 和田委員の方で、いろいろ皆
さんの御意見もこの吹き出しで書いていただきま
したが、本当に、ここにあるように、やはり働き
方によって幼稚園、保育所で違うということに対
する疑問とか、いろいろ実感の言葉がここにある
というふうに思います。

現状は、保育所でも養護とあわせて教育もして

いる。それから、幼稚園でも預かり保育も七五％
がしている。現場の方は理念についてももう一緒
になってきているのに、ところが、省庁が縦割
り、大人の方の都合でこれがばらばらになってい
る。そのことが都市部では待機児童を生んでい
るし、地方ではそれぞれが成り立たなくなってい
る。これを子供の視点で総合的に財源それから所
管を一体化、一元化をしまして、子供にとって、
就学前の子供は全て、親の働き方にかかわらず、
質のよい学校教育と保育を受けられるようにす
る、そのようなことの大改革を私たちはしたいと
いうふうに思っているんです。

これは、今までの認定こども園制度の中の課題
を解消する、二重行政を解消して財源をちゃんと
つけるということですか、長いこと現場の皆さ
んの声も伺って、こういう大改革をしない限り、
ずっと前政権でもお取り組みいただいた待機児も
なかなか解消しないし、それから幼児教育も必要
だし、いろいろな観点から、都市部では土地もな
くて、認可保育所をどんどんつくれば良いといっ
てもできません。ですから、三割あきがある幼稚
園の施設も使って、子供にとって本当によい
ものをつくるということは、私自身も子育てを
し、今孫も苦労していることを見ながら、これは
実感として、ぜひ、こういう形で改革を子供の視
点でさせていただきたい。それは与野党合意でき
るところじゃないかというふうに思っております。

○和田委員 このように、子ども・子育ての面
で、自分で頑張っている人もいるんだけれども、
それをしっかりと社会的にサポートする必要がある
のではないかと。そして、都市部においてもそのサ
ポート、地方部においてもそのサポートを考えて
みたというのが今回の法案でございます。

さて、総理、私自身、実は三歳児の父親でもご
ざいます。最近、子供を保育園にやっております
が、その保育園にやっている保護者の方々、そし
て幼稚園に子供を通わせている保護者の方々とも
語り合ってみました。一生懸命みんな頑張ってい

るんですが、むしろ、子供を保育園や幼稚園に通わせてみてわかったことは、いわゆる共助、公助として、社会的にいろいろな子供と接すること、いろいろな保育園、幼稚園の先生と接すること、そして保護者の方々と接することは、子供にとつては非常にいい経験だということを実感いたしております。すごく小さいころから社会になれてきて、大人がどんなことをしているのかというのをよくわかる子供が育つように思います。

そういった意味におきまして、自助、共助、公助というのは、お互いにそれぞれを刺激していくとよい影響が生まれてきて、全体としてよい社会保障制度になっていくんじゃないかというふうに実感した次第です。

最後に、総理、一体改革の決意と、それから先ほどから議論しておりますように、自助、共助、公助について総理のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○野田内閣総理大臣 社会保障を考えるときに、基本はやはり自助があると思うんです。それをいかに共助、公助がうまく関係づけをする中でサポートしていくかということが大事だと思いますが、自助が基本でも、残念ながら、核家族化が進んでいる、地域のつき合いが希薄になっているという中で、あるいは雇用の問題、非正規がふえている等々、自助を実現するための環境が非常に今損なわれているんだと思います。それをどうサポートするかというのが今回の一つの理念ではないかと思っています。

それで、自助を共助や公助がサポートしながら、今御自身の体験を言われましたけれども、自助、共助、公助の関係が好循環に持っていけるような、そういう仕組みに持っていきたいなというふうに思います。

今回は、冒頭、世論調査のお話もありましたけれども、社会保障改革を期待されている方がたくさんいらっしゃいます。それをしっかりと実現するために、安定財源を確保するための一体改革であるという意義をしっかりと国民の皆様にお訴え

し、御理解をいただけるように努めていきたいというふうに考えております。

○和田委員 ありがとうございます。政府・与党を挙げて取り組んでまいりたいと思います。終わります。

○中野委員長 これにて和田君の質疑は終了いたしました。

次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

きょうは、消費税並びに社会保障、社会保障と税の一体改革、この審議に質疑の機会をいただきました。

私も、与党議員として、昨年来より党内での議論にも参加させていただいています。その中で、私は、慎重を期すべきであるとして、経済状況の好転、このことを実現することがまずは政府の最大の使命ではないか、このように提言もしてまいりました。今回、どのような経済状況で消費税を引き上げるべきか、また、このことが極めて重要な課題であるということをご質疑の中でも確認してまいりたいというふうに思います。

日本経済がデフレから脱却し、そして景気が順調に推移をする、こうした中で低所得者対策が行われれば、私は、税の引き上げによっても税収増が十分に図られる、あるいは経済に与える影響は少なくなるのではないかと、このようには考えております。しかし、こうした低所得者対策がなく、また、デフレ下、いわゆる価格転嫁も非常に困難な状況の中では、増税を行うと日本経済にとって劇薬となかなかねない、逆に税収が下がってしまう、そうした状況も十分に考えられます。

今回のこの消費税の法案の審議、与党内審議がございました。十分に議論をした、し尽くした、これはいろいろな御意見があるかもしれませんが、私自身、消費税の引き上げが日本政府、日本国家にとって劇薬とならないような幾つかの工夫がなされているというふうに理解をしています。その中で、名目三%、実質二%の経済成長率、これを目指した新成長戦略の忠実な履行、並

びに、経済状況に応じて税の引き上げの法の執行そのものを、停止を含めて所要の措置を講ずるとした附則の十八条、これはまさにその工夫の一つであるというふうに思っております。

与党内議論では、さまざまな議論がございました。歳入庁構想やあるいは簡素な給付措置、これらも修正にも盛り込まれました。

そこで、まず冒頭、総理にお尋ねいたします。こうした与党内議論の中で盛り込まれた今回の法案、先ほど申し上げた附則の十八条やあるいは歳入庁構想、これは七条八号にもございます。こうした法案の条文、総理、これらは全て政府として必要な条文だという御認識でいらっしゃいますでしょうか。

○野田内閣総理大臣 今回、法案提出に至るまで、馬淵委員も大変積極的に御参加いただきました。けれども、党内で関連な議論が行われました。その党内の関連な議論の一つの柱が、財政再建と成長の両立だったというふうに私は思います。

そのことは、この党内の議論というのは、まさに今、世界のトレンドといえますが、どの国も直面しているテーマであって、先般のG8でも、この財政再建と成長というのが最大のテーマでありました。どの国もそれぞれの工夫をしながら取り組んでいくこと。

その反映が、今回の附則の十八条。御指摘をいただいたとおり、名目成長率三%、実質二%、向こう十年間、これは平均で実現をするということ、政策目標として掲げて、デフレ脱却、経済活性化に全力で取り組んでいくということをこの附則に盛り込んでいただいたと思えます。その経済の好転状況を判断しながら、これは二項に書いてあるように、その停止をするか等々の措置も講ずるということでございますので、あくまで、ここに書いてある附則の二つとて懸命に経済活性化に全力を尽くしていくということとあわせて、この再建というものを一緒にやっていかなければいけないというふうに思います。

後段御指摘いただいた歳入庁についても、党か

ら多くの御意見をいただいています。それを踏まえて政府としては対応していきたいというふうに考えております。

○馬淵委員 閣法でございますから、当然、政府としては、極めて重要な法案、条文として、全てこれは必要だというふうに考えて御提出をいただいたというふうに理解をしております。

その上で、今、附則の十八条についても総理からも御説明をいただきました。当委員会でもたびたび指摘をされている部分であります。この十八条、「消費税率の引上げに当たつての措置」としているのは、これについて、もともとは二〇〇九年、平成二十一年の所得税法等の一部を改正する法律、この附則の百四条を受けてのものであるというところから少しひもといっていくというふうに思います。

これは、平成二十年、二〇〇八年九月のリーマン・ブラザーズの経営破綻、これに端を発した世界金融危機の中で、日本経済が、輸出は大幅に落ち込みました、生産量も落ち込み、さらには在庫の大幅な増加、そして失業率の高騰、こういった中で、極めて厳しい経済環境が迫りくる状況で制定された法律の附則であります。

当時、この金融危機に直面する中で、日本経済を立て直すということで、これは自民党政権下でありましたが、麻生総理は、全治三年と、日本経済の立て直し宣言をされました。向こう三年間は何が何でもこの経済を立て直すんだと。そこで、附則の百四条一項では、「平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提」、このように定められたわけでありました。また、不確実性が高まっておりますので、当然、その引き上げの時期あるいはその状況、経済環境を十分に見きわめなければならぬということから、これも附則の百四条には、「景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする」と定められたものであります。

こうした状況の中で制定された百四条、これがもととなって今回の消費税法案という形になっているわけですが、この百四条、当時と比べて現在の日本経済あるいは世界経済の動向、いかなるものか。

まず日本経済の状況を考えますと、これはもう御案内のように、物価と為替の動向は、長期の物価下落傾向、デフレが続いております。また、二〇〇八年の世界金融危機以降、アメリカや英国、こういった国々のいわゆる量的緩和、マネタリーベースの増大によって、我が国は金融政策が十分ではなかった、その結果、円高が進みました。さらには、東日本大震災、こういった出来事があるにもかかわらず、円高は実は変わらない状況になっている。三年たった現在においても、実は日本経済は完治していない状況ではないか。

こうしたことが考えられる中で、日本経済の状況を示す指標、これも幾つかございますが、わかりやすいものの一つに私はGDPギャップがあると思っております。このGDPギャップというのは、いわゆる一国の全産業の潜在的な生産能力と実際のGDPの差、これを示すものでありまして、不況などで企業が操業を落としていく、こういう場合は、このギャップ、差は大きくなります。逆に、完全雇用、こういった状況では、全産業がフル生産に向かえばギャップはゼロになる。こういう状況を示す指標としてGDPギャップ、政府はこれを定期的に発表しておりますが、この直近の数値について、内閣府事務方にお尋ねさせていただきます。

○中村政府参考人 お答えいたします。

二〇一一年十月から十二月期のGDPギャップでございますけれども、内閣府におきまして、マイナス三・四％というふうに試算をしているところでございます。

○馬淵委員 今お答えいただきましたGDPギャップはマイナス三・四％、これは前期比、その前の期、七月―九月がマイナスの三・〇ですから、より悪化している、拡大しているという状況

であります。

すなわち、どういうことかといいますと、働きたいと思っている方が十分に働くことができない、あるいは工場などの資産が十分に稼働していないということを意味しています。すなわち、この金融危機以降、日本経済はまだ立ち直っていないということを意味しています。

一方で、世界経済は、これはもう先ほど来、総理、G8でもお話を、先ほどされましたが、世界金融危機は終わったか、いや、とんでもない、新たな欧州債務危機というリスクが目前に迫っています。

こうした状況の中で、それこそヨーロッパ圏、ユーロ圏の失業率を含めて大変厳しい状況がある。これは少しパネルをござんいただきたいと思

います。
このパネルをござんいただきますと、ユーロ圏全体の失業率の推移、厳しい経済状況の深刻さが明らかであります。ドイツを除くということになります。例えばスペインは二〇％を超えまじついでいる。これはどういう数値かといいますと、米国の大恐慌に匹敵する数値になります。そして、ユーロ圏全体でも、御案内のように、ここに示していますように一〇・一％。これは昨年度までの推移であります。こうした非常に厳しい状況が示されている。

ユーロの経済圏というのは、世界に占めるウエートは二〇％です。すなわち、こうしたユーロ圏の問題が飛び火した場合には、アジア通貨危機どころではない、大変厳しい局面に立つことになる、このことを認識しなければなりません。

だからこそ、私は、日本経済がデフレから脱却して景気が順調に推移する、このことが重要だと申し上げてきたわけであります。景気回復こそが、消費税増税のその大前提となる、日本経済に与える影響を最小化する、またさらには税収増に結びつけるための最大の条件である、このように申し上げます。

今内閣府にお答えいただいたように、GDPギャップを抱える中で、デフレ下であります、円高も続いております。十分に回復していないという状況を考えれば、我が国においては、ここでも議論をされている消費税の増税、ここではしっかりと景気回復状況の確認、すなわち、法律においても弾力条項というものを認識しなければなりません。

そこで、この弾力条項について、過去の歴史の教訓に学ぶということを少し確認したいと思

います。これは、平成九年、一九九七年、消費税を三％から五％へ引き上げたときの話であります。このときには、金融危機や景気の急速な冷え込みということで、なかなか厳しい状況であると言われておりましたが、このときの景気に対する消費税のインパクト、これは昨年の五月三十日、当時の与謝野大臣指示のもとにつくられた内閣府の報告書、社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書で、消費税と景気後退の関係について論じております。

これについて、研究報告書でどのような結論を得ているか、事務方の方から説明をお願いしま

す。

○中村政府参考人 お答えいたします。
昨年五月に公表いたしました研究報告書におきましては、最近の研究報告を踏まえまして、消費税増税は一九九七年から九八年の景気後退の主因であったとは考えられない、こういう分析をして

いるところでございます。
○馬淵委員 内閣府、すなわち政府としては、九七年、このときの景気後退と消費税の関係というのに関しましては、これは、「主因」であると考え

えるのは困難である。このように結論づけられて
います。
そして、この主因であるとは困難だと考える理由として、まずは、いわゆる所得の低下が消費に
どういった影響を与えたかということについて、こ

実は少ないんだ、こういうことから、今内閣府の説明にあった結論を導いています。

当時は、九七年四月の税率引き上げによって、マイナスの所得効果は〇・三兆円、対GDP比で〇・〇六％だと研究の中で明らかにされています。すなわち、所得の低下が消費にはほとんど影響はなかった、こういうことを政府としては内閣府のレポートの中で一つの結論として導いているわけですが、一方で、実は宇南山論文には二つの検証がありました。もう一つの検証が入っています。

それは何かというと、消費税増税前後のいわゆる消費の変動であります。これは駆け込み需要と反動減ということであります。これに関しては、当時、宇南山先生の論文の中でも明らかにしているのは、駆け込み需要並びに反動減で一〇％以上の変動があったとされています。消費税率の引き上げが二ポイント、三％から五％の二ポイントの引き上げ、さらには徹底した周知期間がとられていました。にもかかわらず、増税前後での変動の幅一〇％以上というのは、これは看過できない、無視できない水準であるとしています。景気への大きな影響を与えないために、消費税引き上げの際の十分な移行措置の必要性ということを宇南山先生はこの論文の中でも指摘をしている。

内閣府の研究報告では、実はこの二つの検証のうち一方の、ある意味都合のいいところだけをとり、消費税増税が景気の影響の大きな主因ではないとされていますが、一つ明らかに言えることは、私は、こうした消費税増税のインパクトというのは、変動となって起きるという事実については、しっかりと受けとめなければならないということだと思

います。
そしてその上で、政府、国家というのは、まさに経済は生き物です、経済をしつかりと安定させるということが最大の使命でもある。そのことを考えれば、こうした景気の変動、移行措置ということについては十分に施策を打っていかねばならないのではないか、私はそのように考える

わけであります。

このように、日本経済状況は、まだまだ全治三年の中で完治し得ていない状況、また世界の経済状況も、欧州債務危機が迫りくる中、さらには消費税増税のインパクトというものがどういう形で起きてくるかという過去の教訓を踏まえた上で考えると、実は私は、ここで経済状況の好転を確認する附則の十八条、政府はこれはあくまでも目標値だとおっしゃっておりますが、党内議論の中でもありませんように、弾力条項として強く認識すべきではないのかということを、今私が申し上げたような議論の中で、論旨の中で、私は総理のお考えを改めてお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

○野田内閣総理大臣 委員御指摘のとおり、平成二十一年度の税制改正法の百四条、そのときの趣旨なども踏まえて、あるいは党内の議論などを踏まえて、今回提出している法案の附則の十八条がございいます。

先ほど、九七年当時の消費税引き上げ時のいろいろな影響のお話がございました。これは消費税だけではなくて、エコカー減税でも何でもそうですが、何らかの制度を導入しようとすると、いわゆる駆け込み需要とか反動減はあります。そういう移行の過程等々もよく注意深く見ながら、特に今は世界経済もいろいろ下振れリスクがありますので、国内の経済情勢、世界の経済情勢等々をよく勘案しながら対応をするというのが基本だというふうに思います。そのことを十分に頭の中に入れないながら対応すべきであるという御指摘は、しっかりと踏まえていきたいというふうに思います。

○馬淵委員 今、総理の御答弁は、すなわち、条文の中には、これは総合的に勘案するとなつています。さらには、新成長戦略の数値目標についても、達成できない、そこで自動的にとまるようなトリガーではないかもしれないが、「停止を含め所要の措置を講ずる」という、これはぎりぎりのところで党内議論でも修正をいただいた部分だと思いますが、その意思としては、弾力条項のよう

に、経済環境に対して厳しく執行というのを見らんだということを言っていたのだ、私はそのように受けとめました。

すなわち、トリガーではないかもしれないが、国民経済を十分に考えて、変動というものを最大限、最小化することが政府の責任である、このようにお考えだということに理解してよろしいでしょうか。改めての御答弁をお願いします。

○野田内閣総理大臣 これまで、政権交代以降、リーマン・ショックの影響等があつて厳しい経済情勢でしたが、一昨年の九月以降、四半期連続プラス成長をなし遂げる等々の努力もしてまいりました。そして、昨年の九月に私の内閣が発足をしたときも、震災の復興と原発事故との戦いと経済の再生、これを重要な政策課題として位置づけております。

そして、これからなお一層国民に御負担をお願いする、そういう法案の御審議をいただいている中で、これは社会保障と税の一体改革でありますが、今御指摘いただいている経済の再生ということも、あるいは行政改革も含めて、包括的な改革だというふうに受けとめさせていただいております。

○馬淵委員 今、政府のお考えということで総理はいろいろおっしゃいましたが、繰り返しになりますが、弾力条項ということ、すなわち、その意味をもってこの附則の十八条がつくられたんだという経緯をしっかりと重く受けとめていただいていると私は認識をいたしました。

弾力条項という点と、当時の党内議論でございいますが、いや、それは、数字で縛られるとそれこそ増税できないじゃないか、こんな意見もありましたが、私は、これはむしろ全く逆だと思う。

逆に、弾力条項というのは、税の引き上げの先送りの意味するのではなく、新成長戦略を実行して経済をよくするんだという政府のメッセージであります。政府の強い意思を、日本を元気にするという強い意思を示すわけでありますから、私は、その原点に立ち返って政策を実行していただ

くことによつて、政府の政策実行を見る市場、すなわち、企業や家計が政府を信頼して積極的に投資を行うという循環が生まれるということをお願いしたい。決してマイナスの要素ではないんだということに改めて確認したいというふうに思っています。

その上で、私は、だから、繰り返しになります、この名目三％、実質二％というのは、政府と企業、家計との信頼関係を築くための第一歩になるんだという重要な意味が込められていると申し上げたいと思います。

そこで、では、この二％、三％の達成の話なんです。先ほど、実質二％成長率のことにしましては、内閣府の答弁で、GDPギャップ、これがマイナス三％以上という答弁をいただきました。さらには、ことしの一月の内閣府の中期試算では、成長戦略シナリオで描かれる潜在成長率、これは一・九％という数値が置かれております。

デフレから脱却して、政府が着実に経済成長、新成長戦略に向けて施策を実施すれば、GDPギャップが縮小する過程の中で実質二％程度の成長は十分に可能である、この数値はそれを意味しているというふうに私は理解をしております。

一方で、名目三％の達成ということでありまして、これをどのように達成するのかということをお尋ねしていきたい。

附則の十八条の中には、これはデフレ脱却を明示しています。「物価が持続的に下落する状況からの脱却」、このように明示をされているわけでありまして、これも総理にお尋ねしたいんですが、では、どのようにデフレ脱却を行うと政府は意思を持っておられるのか、お答えいただけますでしょうか。

○野田内閣総理大臣 これはまず、一昨年六月に財政運営戦略とともに閣議決定した新成長戦略というものがございます。これを加速していくということ、震災後、いろいろな環境の変化もありまして、今、その検証を行わせていただ

検証の結果、きのうもちょっと御議論がありましたけれども、やっていることは九八％やっているんです。ただ、成果については厳しく見ている。成果を厳しく見ることによつて、年央にまとめる日本再生戦略に生かして、それをもとにきつと成長を促していくというのが基本的なラインでございます。

その中では、これはもうあえて余り詳しくは申し上げませんが、ライフインベーションであるとかグリーンインベーション等々の柱があります。これらの政府の取り組みとあわせて、多分この後いろいろ御議論があるかと思いますが、日銀と緊密に連携をしながら、日銀には果敢な政策を期待しながら、しっかりと連携をしていくというスタンスのもとで対応していきたいと考えております。

○馬淵委員 新成長戦略は、先ほど、実質のところにも当然それは影響するものですから、やっていただくということ。

今、日銀のお話が出ました。まさにこのデフレ脱却は日銀の金融政策が中心となると私は思っております。

その中で、二月の十四日、これも予算委員会や財金でもさんざん議論されましたが、バレンタインギフトと呼ばれる、日銀のインフレ率一％めど、いわゆるインフレ目標、ロンガー・ラン・ゴールと称される、デフレ脱却の指標となるインフレ目標の明示、これを示した段階で、為替は円安に振れました、また、株高となりました。それまでの為替介入九兆円、こうしたことを行った効果というものが、確かに今まで確認はできたかもしれないが、はるかに大きな効果を示したと言えるのではないかと考えています。

こうした金融緩和策、しかしながら、日銀の年度内の追加的な金融緩和策が行われなかったゆえに、実は、欧州債務危機の再燃より以前に円高方向に振れ、また株安という方向に振れ出してしまいました。すなわち、今の枠組みでは、今の日銀、政府、連携を緊密にとおっしゃっています、この枠組みでは企業や家計の信頼を得るに至

らない、これが実は明らかじゃないでしょう
か。

先週、前原政調会長のこの委員会での質疑にも
ございましたが、日銀総裁にデフレ脱却に関連し
た質問をされました。

これを見ると、白川総裁は、金融政策の効果に
は時間的なラグもございまして、さまざまな構造政
策、取り組みが不可欠でございまして、こうおっ
しゃりながら、したがって、そういうことを抜き
に、例えば金融政策だけで行ってまいりますと、
今度は金融市場に不測の事態が生じてくると。す
なわち、白川総裁は金融政策だけでは難しいと答
弁されておられます。前原政調会長も、若干十分
ではない気がしますが仕方がないと思う、こうい
う発言をされておられますが、私は、このような
状況においてデフレ脱却をするには、やはり今の
現状の枠組みではだめなんだ、新たな環境整備が
必要ではないかというふうに考えます。

それは日銀法の改正です。デフレ脱却という大
きな目標を政府と日銀が共有をする、そして日銀
の役割として明示することを、政治として、極め
て重要な役割として果たしていく。日銀がデフレ
脱却を目指す、物価の安定を目指す、これを法律
に明示的に示し、さらには、安定目標に向けて具
体的に金融政策を実行していくことを求める、ま
た、物価安定に断固たる日銀の行動をとるとい
うことを担保してもらうためにも、総裁の解任権な
どを条文化する。デフレ脱却に向けて、私は極め
て重要な作業だというふうに考えます。

こうした日銀法の改正、単にこれは銀行法、中
央銀行の問題だということではなくて、この社会
保障と税の一体改革がまさに経済の問題を中心
に据えるということであるならば、デフレ脱却が今
日においてなかなか進まない状況は、もうこれ
は既に十年を経過しています。このような状況の
中では、法律改正で明確に日銀がデフレ脱却に向
けて行動ができるような、そうした取り組みが必
要ではないか。私は、それこそが、むしろ附則の
十八条の経済状況の好転に大きく資するものでは

ないかというふうに申し上げたいと思います。

総理、今申し上げたような論旨で、社会保障と
税の一体改革の成立と同時に日銀法の改正が求め
られる、これは一部野党の中にもそういった声が
上がっているように聞いておりますが、まさにそ
ういったことが求められるという考え、これにつ
いては総理はいかがお考えでしょうか。

○野田内閣総理大臣 日銀と、デフレを脱却しな
ければならないという問題意識を強く共有するこ
とが私は大事だと思います。

そのために、これまでも日銀の金融政策決定会
合には政府から、内閣府、財務省から政務三役が
出席をしておりますし、月例経済報告等、日銀か
ら政府の会議に來られることもありまして。そのコ
ミュニケーションだけでは足りないと思いましたが、
最近、私はバイで、直接総裁と膝突き合
わせて日本経済の現状等々、議論をする場をつく
るよう試みております。

そういう努力をしながら、二月に、先ほど委員
が御指摘があった、中長期的な物価安定のめどと
いうものをみずから日銀がつくられたわけでござ
いますから、当面、それを実現するための努力と
いうものを私は期待をしたいというふうに思いま
して、まだ日銀法改正云々という段階ではないと
いうふうに私は思っております。

○馬淵委員 では総理、逆に、どういう段階にな
れば日銀法改正というものを真剣に考えるべきと
きなんでしょうか。お答えいただけますか。

○野田内閣総理大臣 果断に、今の経済の現状を
見ながら金融政策を適切適時に行うかどうかとい
うことをずっと見ていくことが大事だというふう
に思っています。そのためのコミュニケーションを
図っていきたいというふうに思います。

○馬淵委員 今は早いと。いつなのかと私はお尋
ねしたら、今は、果断に、適宜政策をとっていた
だくのを緊密に連携をとりながら見ていくとおっ
しゃいました。私がお尋ねしているのは、どう
いう状況ならばこの中央銀行の法律改正というこ
とを考えるべきときなのかとお尋ねしているんで

す。お答えいただけますか。

○野田内閣総理大臣 私は、日銀の独立性等々、
これは論点がたくさんあると思います。したがっ
て、一つは懸命に取り組んでいるかどうかという
ことを見ることで、そういう多様な論点をしっか
り議論することが大事だと思えます。

○馬淵委員 総理、改めて確認です。

懸命に取り組んでいるかどうかということとど
の期間まで確認するということでしょうか。その
取り組みをいつまで確認し続けなきゃならないん
でしょうか。

少なくともこの十年間、デフレ脱却が十分に
されなかった現実があります。先ほど申し上げた
ように、日銀の二月十四日の判断によって間違
なく前に進んだこの円安、株高という、まさに金
融政策の効果が確認をされている中で、今おっ
しゃったのは、緊密な連携としかおっしゃって
いません。

一体どこまでそれを見きわめるおつもりでし
ょうか。消費税増税まででしょうか。そうお答え
いただけますでしょうか。

○野田内閣総理大臣 これは、毎月、金融政策決
定会合をやって、その都度判断をされています。
その累次の積み重ねを見ていきたいというふう
に思っています。

○馬淵委員 本日、金融政策決定会合が行われ
ております。したがって、きょうは総裁、午前中
見えにないというところをお聞きしてござい
ます。

今お話がありました。金融政策決定会合でしっ
かりと日銀の金融政策の実行、実施を見ていく
ということ、これは、その都度にそういったこと
が判断されるタイミングが訪れるんだというふう
に私は理解をいたしました。

今申し上げたように、日銀による金融政策、こ
れは極めて重要なデフレ脱却のための一歩である
というふうに思っておりますが、日銀法改正とい
うものも、私は与党内でも十分に議論を行うべき
だというふうに思っております。そしてこれは、

ひいては国民生活の安定を図る重要な要素である
ということをお願いしたい。

そして、国民生活を考える上においては、まさ
に民主党が政権交代前から申し上げてきた、国民
の生活第一、このことを掲げるといふ中でい
うと、実は今回のこの議論の中でも、低所得者対
策、冒頭にも申し上げました、これについても少
し触れたいと思います。

低所得者対策については、これも十七日の政調
会長の質疑の中で、軽減税率について野田総理の
お答えがございました。「いわゆる逆進性対策の
中で、軽減税率を効果的に使えないかという御議
論もあります」と。この発言が、マスコミは大き
く取り上げて、軽減税率導入か、前向きだ、この
ように報じられました。

一方、同日の民主党の税制調査会の役員会では
軽減税率を導入しないと確認、藤井裕久税調会長
は、そういう立場、軽減税率導入はとらないと切
り捨てたとも報じられております。

さて、確認でありまして、こうした状況の中
で、低所得者対策というのは本当に重要で。貯
蓄があったり、あるいは所得が高ければ、取り崩
しや、銀行からお借りすることができる。ある
いは、そうでない低所得者の方々は所得を圧迫さ
れるというわけでありまして。この中で低所得者対
策の存在というのは非常に重要である。

そこで、軽減税率は導入しないという税調の中
での議論があったということでありまして、この
軽減税率については、実は財務省でも十分に、こ
れが間違った政策だということを御理解されてい
ると私は思っています。

財務省は、九月八日、昨年でありまして、財政
制度分科会の中で議論を行っております。ここで
IMFから、マイケル・キーン・シニアアドバイ
ザーからの報告を受けておる。

このパネルに示しておりますのはその資料をま
とめたものでありますが、一番下に要約として書
いております。単一税率を維持すべきだといふこ
と、そして、対象を限定した歳出措置、軽減税率

などよりもよい方法だ、このように結論を一番下に書いておきます。

そして、こうした状況の中で、日本が仮に軽減税率を行った場合にはどういう結果になるかという試算がこのグラフであります。

これは、向かって右側が所得の上位ということですから、高所得者層です。そして左側が所得の下位、低所得者層。黄緑は、仮に単一課税一五%とした場合の税負担です、九・三%。高所得の方は四・五%。

ここで、食料品を軽減税率一〇%にした場合、では負担はどうなるのかというと、この真ん中の緑です。これは九・三%、低所得者の方々。実は単一税率と変わらないんですね。そして、高所得者の方々は四・六%と少しだけ上がります。

さらに食料品の軽減税率を下げます。五%に下げると、その場合は、これは紫ですが、低所得者の方が九・二%、高額所得の方は四・七%。

実は、軽減税率というのは低所得者の対策にはならないということは明らかですね。そして、こうしたことは、実はヨーロッパ、諸外国ではもう既に実例の中で十分に把握をされています。

マイケル・キン・アドバイザーは、このヒアリングの中で、他の地域における事例から得られる主要な教訓、これはヨーロッパの教訓ですが、この公平性という目的を達成するためには複数税率を用いるよりもよい方法、これは下にありますように、限定した歳出措置、すなわち給付つき税額控除です、これがよりよい方法であるとして、そして、過ちを犯すと修正困難だ、こうおっしゃっています。

この意味は何かといいますと、一たび軽減税率で下げてしまったらもう上げられないんですね。イギリスは食料品をゼロ税率にしています。これはこの棒グラフと同様に、低所得者の方々に決してプラスにならない状況が起きています。しかし、もうこれは変えられないとおっしゃっている。政治

的な自殺行為、このようにマイケル・キン・アドバイザーもおっしゃっています。

さて、総理、こういうことは、まさにこの給付つき税額控除が、我々党としてもしっかりと定めた方向であります。軽減税率についての御答弁、報道では前向きとなされましたが、私は、党で決めた、あるいは党で議論をしたことを踏まえた閣議決定のこの法案の中で出されている給付つき税額控除の検討というものについては当然ながら変わらないものであるというふうに思っておりますが、総理、改めて確認です。

この低所得者対策に対して軽減税率の導入というのは対策にならないということ、これを御認識されているかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○岡田国務大臣 私は、政府の中でこの問題の責任者でございます。

委員御指摘のような問題が、複数税率、軽減税率にはあるということ、それから、加えて、やはり何を対象にするかということ、ここでもたいてい議論があり得る。これは、それぞれの国を見て混乱があるというか、必ずしも説得的でない。加えて、インボイス方式を導入することが必要になる。そういうことになれば、これは中小企業者の皆さんは、こぞって団体、反対している、そういうデメリットがあるということでございます。

ただ、この委員会の中でも、複数税率が望ましいという立場で御議論される方もいらっしゃると思いますので、この委員会での議論をしっかりと尽くしていく中で、我々の基本的考え方は今委員がおっしゃったとおりでありますけれども、違う意見にも耳を傾けながら、いい着地を目指していきたいと思っております。

○馬淵委員 議論に耳を傾けることを私は否定はしておりません。ただ、認識の確認なんです。軽減税率は低所得者対策にならないことは、政府としても、これは自明であるということは、私は皆さん認識されていると思う。そして、この閣法

を出されたわけでありまして、少なくとも給付つき税額控除、そしてこれを実現するためにはマインバー制度と歳入庁の創設というものは一体となっていないわけありません。

そこで、そのことについても、最後、時間がありませんが、確認をさせていただきたいと思えます。

歳入庁の設置、これは、もともと消えた年金の後の未納問題、これに契機を發したものであります。そして、歳入庁を設置することによってこの未納を削減することができるということを私たちは言い続けてきた。この歳入庁設置の問題に對しては、政府は、四月二十七日、税と社会保障料を徴収する体制の構築についての作業チームの中間報告を出されました。そこで、類型一から類型三までの徴収体制のイメージが示されたんですね。

これを見ると、類型一の徴収業務統合というのは、これは、徴収は一緒だけれども給付は年金の機構の側の組織の方でやるんだということなんです。これは一体となっているという前提だと思えます。類型二は全業務統合です。そして、問題は類型三。これは、連携強化ということで、現状の国税庁と年金機構、変わらない状況なんですね。

この類型三が議論に入っていることから、マスコミは一齐に、歳入庁先送り、このように報じました。また、このようなことがもし現実のものとなつて、歳入庁創設が先送りされるような骨抜きは絶対にあってはならないと私は思っています。その上で、この歳入庁の設置、言いかえれば、私は、少しこは言い過ぎになるかもしれませんが、私があえて申し上げれば、先ほど申し上げた軽減税率の導入は、歳入庁の創設を必要としないということになりかねない、そして、歳入庁の創設を拒否したい、避けたがっている一部の霞が関もあるのかも知れない、どこの役所とは申し上げませんが、そのような状況の中で、仮に軽減税率に前向き

になる、あるいは歳入庁創設が先送りになるというようなことがあった場合には、それこそ社会保障と税の一体改革とはほど遠い改革になりかねないんですね。

私は、この点について、改めて総理に確認をさせていただきたいと思えますが、この一体改革の名にふさわしい改革を実現するためには、歳入庁創設というものを決して先送りしてはならないと思っております。したがって、具体的なスケジュール、これは例えば消費税引き上げまでに実施をするんだ、こういう御決意をお持ちかどうかということ、総理、改めてお尋ねをさせていただきます。

○岡田国務大臣 この歳入庁も、私のもとで検討させているところでございます。中間報告は出しましたが、そのことが一定の結論の方向性を出したものではありません。今、それぞれの論点についてしっかりと議論をしているところでございます。

一つの論点は、やはり国税当局と、それから国民年金の保険料の徴収、そこでどのぐらい対象がオーバーラップしているのか、こういう問題がございます。従来国税庁が把握していない所得層のところまでカバーするということになった場合に、国税庁を中心にやるということについて、これはきちんとした答えが必要だということに思っております。

そのほか、やはり年金制度そのものを、確実にもらえる、国民年金はもらえるという状況をつくり出していけば、そういった保険料を払わないということはなくなってくるわけでありまして。そもそも我々は、そういう中で、税負担による最低保障年金ということを唱えたわけですから、この間の関係をどう考えていくのかという問題。

それから、もう一つだけ申し上げさせていただきますが、やはり……(馬淵委員「副総理、時間がなくて、やはり……」)しかし、答えはちゃんとさせていただきます、いろいろおっしゃったわけだ

から。

それから最後は、今若者の間にあるのは、いや、いざとなれば生活保護を受けたい、それと水準は変わらないじゃないか、こういう議論があるわけで、ほかの制度との整合性というか、ちゃんと払った者が得をする、ちゃんと得られる、そういう仕組みを、これは年金制度全体の中で考えていかなくてはならない問題だというふうに考えております。

○馬淵委員 いずれにせよ、ここでの議論は重要だということは、私は否定をいたしません。政府は、常に危機管理ということに目を向けなければならぬ。経済の問題、あるいは低所得者の問題、国民の生活の安心、これに対してもしっかりと危機管理の目を持って取り組んでいただくことを最後にお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○中野委員長 これにて馬淵君の質疑は終了いたしました。

次に、階猛君。
○階猛委員 民主党の階猛です。

今日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私も、この社会保障と税の問題について、地元でさまざまな人と意見交換をしております。ミニ集会も二十回程度開きました。

そうした中でよく出てくる意見、消費税を上げることにについては、その必要性はわかる、ただ、それを納得できるところまではいっていない。なぜ納得できないかというと、私の地元岩手は被災地ですから、復興をまず進めてほしいという意見もあります。それ以外にもいろいろありますけれども、やはり増税するんだったら行政改革をしなきゃやってほしい、この意見が非常に多いです。

具体的に言うと、やはり増税することについては、これまでよりも多く税収が入ってくる。しかし、入ってきた税収が、あたかも穴のあいたバケツに水を注ぐがごとくどんどん漏れていく、こう

いう状況になるんだつたらとても納得できません。この意見が多数を占めております。

そこで、きょうは野田総理に、この行政改革に関する総理の思いをぜひお聞きしたいと思っております。

まずお聞きしたいのは、政治改革、行政改革、そうしたことに對して、税と社会保障の一体改革と同様、総理は不転の覚悟で臨むお気持ちがあるのかどうか、この点をお聞かせください。

○野田内閣総理大臣 行政改革、政治改革とこの社会保障と税の一体改革は、包括的に進めていかねばならない改革だと思っております。社会保障と税自体にもいろいろな論点があります。でも、国民の皆様の声は、先ほど委員御指摘のとおり、まずは随分より始めようということをやっているかどうかをよく見ていらつしやると思っております。そういう声にしっかりと答えを出していくことが、この議論を進めていく上では不可欠だと思います。

ただし、行政改革も政治改革も、そういう世論があるから特に馬力を入れてやていかねばいけなないと思いが、一過性のものではないんです。政権交代以降、行革は我々やってきたつもりです、事業仕分け等々。これまで以上にその取り組みを強化して、そしてそれについての評価を得たいというふうに思っています。これは一過性じゃなくて不断の努力でやるテーマでありますけれども、その国民の声に目に見える形で答えを出せるように努力をしていきたいというふうに思います。

○階猛委員 非常に大事なお話でありまして、よく身を切る努力をしろと言います、増税の前に。その身を切る努力というのは確かに大事なことなんです、一過性のもののようにも聞こえます。また、身を切って増税した後、その後はどうなるんだ、そういう気もします。

なので、今、私も党の方で行政改革調査会の事務局長という役職を拝命しております、党の方では行政改革実行法案というものを議員立法で提出しました。

ちよつとパネルをお願いします。

まさに、我々が目指す行政改革は一過性のものではないです。「基本理念」という左上の部分を見ていただきたいんですが、まずは、「国民本位の行政の実現」ということで、よろしむべし、知らしむべからずではなくて、親しみやすくわかりやすい行政を目指す。それから、「行政に係る資源配分の最適化」、これは単なるスリム化ではなくて筋肉質にしていって、そのことによって効果的かつ効率的な行政サービスを提供する。さらに、「新しい公共の構築」ということで、民間の力を活用して担い手をふやして、公共サービスの質の維持向上を図る。こういう理念に基づいて、右の方にありますけれども、集中改革期間は三年と定めまされども、その後も行政構造が自律的、持続的に改善、刷新されていく体制構築を目指す、こういう理念に基づいて我々は行政改革に取り組んでいるわけです。

この重い行政改革、民主党の行政改革調査会、昨年の十二月十四日でしたか、野田総理もおみえになりました、第一回の総会が開かれました。その場で野田総理は、党の方から政府のお尻をたたいてほしい、このようにおっしゃられました。そして、初代の会長、お隣にいらつしやる岡田副総理、二代目が、きょうはいらつしやいます今委員長席に座つていらつしやる中野先生です。

私が申し上げたいのは、この重い行政改革を進めるのに、確かに皆さん有能な方ですから、政府の方としてもほかの地位にもつきたいというのはあるでしょう。ただ、私としては、ちゃんと行政改革を総理が進めていくんだというのであれば、トップはかえないう方が総理の本気度というのがよく国民に伝わるとは思います、その点、いかがでしょうか。

○野田内閣総理大臣 階議員におかれましては、行革の調査会の以前の党の決算・行政監視の部門の座長を含め、一貫して実務的に我々の行革の考え方、取りまとめの中心になっていただいている

ことに敬意を表したいと思っております。

その上で、調査会の会長がかわつてきていることについての御指摘がございました。

ただ、よく見ていただきたいんですが、最初が岡田副総理、その後、中川大臣、それから、中野先生なんですね。いずれも閣僚級の人たちであつて、岡田さんは行革担当を政府でやつていらつしやいます。中川さんは公務員制度改革の担当をされてる。そういう中で人事の配置であつて、重要視しているんです。だから、その分、重要視しているから、階さんに事務局長をやつていただき、あるいは閣僚経験のある蓮舫さんなどがサポートをしているわけで、閣僚の人事の関係で異動はありましたが、行政改革を重視している体制であるということは、これは一貫をしているということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○階委員 はい、わかりました。

それでは、この行革実行法案、これを早く成立させたいんですけれども、このねじれ国会の中でそんなに簡単には成立しないということばかりおあります。ただ、そのような場合も想定して、あの税と社会保障一体改革の大綱において、法案成立前から閣議決定ベースでやるものとはやるということを明記していただきました。

そうであるならば、行革実行法案に定めた項目については閣議決定ベースでなるべく早く進めていく、この覚悟をお示ししていただきたいと思っております。野田総理、いかがでしょうか。

○岡田国務大臣 私からも階委員に、大変熱心に取り組んでいただき、本当にありがとうございます。

党の時代に調査会長として、特に若手の皆さん、階さんを初めとする若手の皆さんと意見交換をさせていただいたことは、今、私の非常に大きな財産になっております。党と連携をよくして行政改革を力強く進めていきたいというふうに考えております。

今の御指摘につきましては、既に行政改革実行

本部を設けております。そして、行政構造改革会議は、これは法律に基づいて設置をするものであります。その前段階として、京セラの稲盛名誉会長を始め、各界の非常に力のある皆さんに行政改革懇談会というものをつくっていただいて、そこでさまざまな行革についての御議論をスタートさせていただいたところでございます。

そのほか、最近ですと、独法の宿舎の見直しとか公益法人などへの会費の支出の見直し、これはこの法案の中にも書いてあることでありますが、既に実行したところでございます。

そのほか、国家公務員の総人件費の抑制、これについても、新規採用の抑制とか、それから退職給付の官民格差四百万、これは是正とか、あるいは年金の職域加算部分をどうするかという議論とか、あるいは公務員の給与体系、民間とかなり違いがあるということがだんだんわかってまいりました。特に、民間では五十代ぐらいで大体ピークを迎えてそこから下がっていく。公務員はそうはなっておりません。

そういうことについての検討とか、さまざまなことを今私のもとで、あるいは総理のもとで進めさせていただいている。できたものから次々実現していきたい、こういうふうにご考えております。

○階委員 具体的に、閣議決定ベースで早く進めていただきたいものを幾つか取り上げたいと思います。

この実行法案のポイントに書かれておりますが、左下の方に「基本方針」ということで項目が列挙されております。

そういうことではなくて、工程表をきちんと定めて、それを着実に実行していく体制をつくるんだ、これで我々は行革をやっているということを示していきたいわけです。

その中で、工程表でまず定めていただきたいのは、国有資産の処分です。五千億以上五年間で処分するというのを法案の中に書き込んでおります。これについては岡田副総理も十分御承知だと思っております。この点について早急に定めていただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

○岡田国務大臣 国有資産の売却、スリム化は非常に重要なテーマでございます。したがって、工程表をつくって順次やっていくことは非常に重要なことなので、取り組まさせていただきますと考えております。

ただ、その前に、実際のどのぐらいの可能性があるのかということについて、ある程度見通しをつけないければなりません。今委員は五千億という数字を挙げられましたが、あるいはもっとあるかもしれない。そういうことについて、もう一度党の御協力もいただきながらしっかりと洗い出しをして、そしてそういった工程表をつくっていききたい。つくるだけではなくて、それを順次実施していきたい、そういうふうにご考えているところでございます。

○階委員 それから、天下りの問題です。

これは、政権交代後、あつせん禁止はやりましが、独法については、公募制を導入して成果は上がっています。しかし、公益法人を初め政府関係法人については、先日、A-I-Jの関係で厚生年金基金に多数の公務員OBが再就職しているという問題が発覚しました。

この政府関係法人の天下りの問題について、我々の法案では二十六条というところに規定を設けておりますけれども、これについても早急に手だてを講じるべきではないかと思っております。いかがでしょうか。

○岡田国務大臣 まず、A-I-Jは、これは公益法人ではないという、ちょっと範疇が別の話になり

ます。

公益法人というと、財団、社団、こういうことになるわけですが、全ての財団、社団に網をかけるというのは必ずしも適切ではないというふうに思います。それぞれの活動の自由というものもある。政府が一方的にそれに対してブレーキをかけるという規制をするということについては問題がある。

そういうことになりましたと、やはり、政府なり独法から一定額の予算が行ったりしている、そういうものについてどういう規制をかけていくか、こういう問題だと思っております。

しっかりとそういったところを整理して、そういったことがないように対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○階委員 それから、これもすぐでできると思うんですが、無駄の削減に貢献した官僚あるいはそのチームについては人事評価で配慮していく、この仕組みをすぐつくるべきだ。これも法案には盛り込んでおります。この点、いかがでしょうか。

○岡田国務大臣 この点については、ある意味では既に対応されておまして、そういうことについて評価をすべしという通達も出しているところでございます。

ただ、私、考えますと、やはりそもそも公務員における評価というものをどう考えるかという、もう少し大きな問題として議論しなければいけないんじゃないかというふうに思います。

これは、先ほど申し上げましたように、民間と比較で、給与カーブとかそういう議論をしておりますと、年功序列じゃなくて、やはり実績をきちんと評価して、その上で、よくやっている、優秀な人にはきちんと処遇する、そうでない人はそれなりに処遇する、こういうことをきちんとできなければならぬわけでありまして。

そういう評価システムというものをどうつくっていくかという中で、おっしゃるような、行革に對してあるいはコスト削減についてしっかりと成果を上げた、それを評価項目の中に位置づけて

やっていく。その根本の評価のところは、評価に基づく人事というところがまだ十分ではないものですから、そこまですかのぼってしっかりと考えた方を打ち出していかなければいけない、そういうふうにご考えているところでございます。

○階委員 行政事業レビューシートというのを我が政権で導入して、政府がやっている全五千四百ですか、そういう事業について、一個一個、目的を達成しているか、お金の使い道がどうなのか、チェックできるようになりました。これは大変な成果だと思っております。

しかし、結果が出てから、決算が出てからチェックする、これも大事なことですけれども、もう一つやらなくちゃいけないのは、予算を執行する際に不透明な随意契約などで無駄遣いがされていく、そういうレビューもしなくてはいけないと思っております。

きょう、私の隣に藤田議員が座っていますけれども、調達改善計画というのを政府の方に御提言しました。これは大変画期的なことではございまして、これが達成されているかどうかを見ていけば決算を待たずして不用額がどんどん出てくる。そして、その不用額は、財政再建にも充てられるし社会保障にも充てられる。こういうこともぜひ早急に取り組んでいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○岡田国務大臣 この行政事業レビューというのは、各省が自主的に取り組むということで、私は政権交代の非常に大きな成果であるというふうに思っています。そして、その中の公開プロセスについては、これは六月から、各省庁、始めるということになっております。

いずれにしても、若干、まだ国民の中にはこれは定着していないという、知られていないというところがありますので、これはいかに重要なことかというのをしっかりとPRしていきたいというふうに思います。

同時に、この結果を概算要求に盛り込んでい

く、そういうことも、もちろん、各省庁は当然そういつたことは行うわけですが、それを後押しできるようなことを我々としてもやっていかなければならないというふうに考えております。

それから、もう一つだけ、今言われた政府調達については、まさに各党の方で各省庁のヒアリングをしっかりとやっていただきまして、そして、い

ことをやっている省庁、効果的なことをやっている省庁の事例を他の各省庁に示して、そして、なるべく政府調達において無駄がないように、そういう結果を出していただいたことに対して心から感謝申し上げます。

我々がそれを受け取って、しっかりと、それが一時的なものに終わらないようにやっていきたいと思いますが、党においてもさらに御協力をいただければ大変ありがたいことだと思っております。

○階委員 野田総理にもぜひ伺いたいんですけれども、私、政権交代直後、政務官になってからずっと、国家公務員の総人件費二割削減のテーマに取り組んでまいりました。今もやっておりま

すけれども、これをやっていくには、今ようやく一割削減まで来ましたが、今の人事院勧告制度のもとではこれ以上はなかなか厳しいと思

っています。したがって、今、国会でまだ滞っていますけれども、公務員制度改革関連法案、これを何とかして

も成立させていただいて、そして、オープンな場で、労使交渉で被用者の理解を得ながら、国民の理

解を得られるような、そういう形で人件費の削減を計画的に進める仕組み、これをつくりたいと思

います。ぜひ、公務員制度改革関連法案成立に向けての総理の決意をお願いします。

○野田内閣総理大臣 階委員御指摘のとおり、国家公務員の総人件費、何とか一割削減までは持っ

てきました。ただ、目標としていた二割削減に持

つていくには、今、法案提出をさせていただいている公務員制度改革の関連法案の御審議をいた

だいで、その成立をさせることが不可欠だと思いますので、その実現のために全力を尽くしてい

きたいというふうに思います。

○階委員 これで終わりますが、中野委員長におかれましては、行政改革調査会の会長もやって

いただいています。したがって、この行革実行法案について、成立を図るべく、できればこの委員会

でも審議の場が与えられればいいなというふうに思っていますので、ぜひそのあたりも御検討

いただければと思います。

きょうはありがとうございました。

○中野委員長 これにて階君の質疑は終了いたしました。

次に、中島正純君。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でございます。

これまで、消費税を増税することによってという

ことで、委員会の質疑はきょうで四日目になります。国民にどのようなメリットが生まれてくるのかという議論がされてきませんでした。ですから、私は、増税のメリットという観点から御質問をさ

せていただきたいというふうに思います。

最近のマスコミの世論調査などの結果を見てい

ますと、将来的に消費税の増税が必要と考えている人は五〇%を超えております。今国会で消費税

の増税法を成立させるべきと答えている人は約三八%、逆に、成立させるべきではないと答えた

人が約五八%となっております。この結果を見ると、国民の皆様は、増税には理解を示している

が、早急に結論を出す必要がないと考えているよう

です。ですから、国民の皆様により理解を深めてもらうためにも、この委員会での審議時間に縛

りをかけることなく、徹底的に議論していくことが重要だというふうに考えます。

さらに、今回審議しているのは社会保障と税の一体改革ですから、増税の議論と並行して、増税

によって社会保障がいかに充実するのかを国民の皆様に見える形できっちりとお示しをしなければなら

ないと思います。

今後、国民が安心して生活していくためには、どこに住んでいてもしっかりと医療と介護サ

ービスを受けられることが必要であるというふうに考え

ます。今回の一体改革大綱では、医療と介護について具体的に踏み込んだビジョンが示されてお

ります。しかし、国民にはわかりやすく情報が伝わっていないのではないかとこのように思っ

ております。

まず一点目ですが、医療について伺います。

今回の改革では、医師数や看護職員の増員、そして医療給付費の増額などが盛り込まれてお

りますが、具体的にはどのように改革を進めていくのか。また、改革により、患者、国民にと

ってどのようなメリットがあるのかについて、これが一点目。

そして二点目には、介護です。

介護についても、利用者数の増加、そして介護職員の増加、介護給付費の増加が盛り込まれてお

ります。具体的には、介護サービスがどのようによくなるのかを国民にわかりやすく説明してくだ

さい。

○小宮山国務大臣 医療につきましては、一つは、まず、かかりつけ医を持っていたいて、ま

ずは地域の病院で、その後、急性期、回復期、それぞれ機能を分化しまして、急性期のところの

スタッフを増加させたいというのが一つ。

それからもう一つ、これは介護ともかわりま

すが、住みなれたところで在宅医療、在宅介護が受けられるように、地域包括ケアサービス、こ

うしたことをしっかりと充実させたいと思ってい

ます。

今回法案は提出していませんが、診療報酬、介護報酬の改定の中でこの在宅医療、在宅介護とい

うことはもうスタートをしておりますし、また、医療については、二十五年度からの新たな医療計

画の策定に向けては、在宅医療の充実などという

算措置、診療報酬の改定などで既に取りかかっ

おりますけれども、そうした方向で進めていきたいと考えています。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

小宮山大臣、済みません、次に子ども・子育てについてお聞きしようと思っていんですが、ちよつと時間がありませんので、それは飛ばしまして、最後に総理にお伺いをいたします。

今回の一体改革では、社会保障が充実することによって日本経済にどのような影響が出るのか、また、日本がどのような方向に向かっているのか、きょうはテレビ中継も入っておりますので、全国の皆様にも御説明をしていただきたいというふうに思います。約三分でございますので、よろしく願います。

○野田内閣総理大臣 今回のいわゆる社会保障と税の一体改革というのは、若い世代も含めて、国民の皆様が社会保障として財政について、これが維持可能だということで安心をしていただくための、そういう改革でございます。

その安心を通じて、特に今、経済との絡みでどういうことが起り得るか、これは期待も込めて申し上げなければいけないんですけども、一つは、社会保障の充実、安定化を通じて、需要と供給の両面で経済成長に寄与していくことが期待されます。

具体的に申し上げますと、例えば、医療、介護、保育サービスの充実により、大きな潜在需要に応えていくことで雇用が創出される、その可能性があるというふうに思います。それからもう一つは、社会保障の充実、制度の持続性確保によって、老後の安心が確保されて過剰貯蓄が消費に回るなど、経済活動を拡大させる可能性があるというふうに思います。

さらに、これは新成長戦略と絡めて包括的な戦略として持つていかなければいけないと思うんですが、ライフイノベーションという新成長戦略、医療・健康分野、これを柱とした戦略があるんですが、この分野を成長産業として促していくこと、まさにそれが経済成長に結びつく、そういう

面があるというふうに思いますので、この一体改革は、社会保障と税の一体改革ではございますが、そういう経済再生にもつながる包括的な改革として全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、今回のこの社会保障と税の一体改革の特別委員会は、国民の皆さんがよくわかったと言っていただけぐらい徹底的に議論することが大切だというふうに思っております。

六月二十一日の国会の会期にこだわることなく、徹底的に議論することを希望いたします。質問を終わらせていただきます。

○中野委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

次に、茂木敏充君。

○茂木委員 おはようございます。自民党の茂木敏充です。

きょうの質疑、私は直球勝負です。変化球、チェンジアップは投げません。総理にも、ぜひフルスイングで打ち返していただきたいと思っております。

そして、きょうの質疑を通じて、私の方からも、前向きな提案、五つの具体的な提案、申し上げます。球は多少高目ですが、球種はストレートですから、しっかりと受けとめていただきたいと思っております。よろしく願います。

きょうは、マニフェスト違反のことを追及するつもりは全くありません。ただ、国民の側から見ますと、民主党政権ですぐに消費税の議論がスタートして、増税法案がこの国会に提出されると誰も考えていなかったと思います。民主党の消費税に対する方針転換、これについて、私は、やはり国民に対するしっかりした説明が必要だ、このように思っております。

必要と考えるようになったのか、そのことをお伺いしたいと思います。

総理は、我が党の大島副総裁そして公明党の石井政調会長に対します本会議での質疑の答弁でも、四つの理由を述べています。一つは税収の大幅な落ち込み、二つ目に東日本大震災の影響、三つ目に少子高齢化社会の進展による社会保障費の増加、そして四つ目に欧州の金融危機の波及、この四つの理由を挙げているんですが、総理、この四つの理由で間違いありませんか。そして、あえて、一番大きな理由、挙げるとしたらどれになりますか。

○野田内閣総理大臣 一番大きな理由は、今三番目に御指摘をされた少子高齢化の進展、これは人口構成の大きな変化です。

これはもちろん、わかっていたことだと思えます。前から指摘をされておりました。でも、現実には私が政権を担当する中で、特に財務の担当をする期間が長かったんですが、その上で、少子高齢化に対応するためにいろいろな事業をやらなければいけないんですが、その財源を確保することが困難であるということ、そして、これはもう時間との勝負になりつつある。四番目の欧州の危機の問題も連動しますけれども、先送りできない状況になっているということが一番の原因でございます。

○茂木委員 東日本大震災、これが発災したのは昨年の三月十一日です。それに対して、民主党での一体改革の議論、その前の年、一昨年の十月に本部を立ち上げて、検討をスタートしていると思えます。欧州の危機も、確かにギリシャ危機はおととしから発生しておりましたけれども、欧州全体の危機として認識をされるようになったのは昨年の秋からだと思えます。

そういった意味で、私は、東日本大震災、それから欧州危機の波及、これ以上にやはり、総理が指摘をされた少子高齢化社会の進展に伴います社会保障費の増大、そして税収の減、これの方が大きな理由だと思えます。

ちよつと図の一をごらんください。これは数値的に見たものでありますけれども、平成二年、バブル崩壊以降の国債残高増加の要因、これを分析したものであります。

図を見ていただきますと、純増分が四百二十二兆円あります。そのうち、数字的に一番大きな要因、これは右側の税収の減少、二百三十六兆円、割合にして五六％です。そして、次に、総理の指摘された、左側の社会保障費の増加、百八十二兆円、割合にして四三％になりますが、この二つで純増分のおお半が説明をできるわけがあります。

要するに、消費税増税、これが必要になった理由は、基本的には、バブル崩壊以降の税収の落ち込み、もちろん我々にも大きな責任があります。そして、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増大であります。しかも、これらの問題は、震災と違って突然に発災したわけではなくて、マニフェスト作成時の二〇〇九年総選挙のときにはもう既に見通せたはずだ、当然見通せたはずだと思えます。

自民党は、それまでの財政運営、この責任も含めて、衆議院選挙前の平成二十一年度の税制改正の附則百四条におきまして、消費税を含む税制抜本改革のスケジュールを示し、一昨年の参議院選挙でも正直に、消費税増税、このことを公約させていたございました。

民主党はいかがでしょうか。やはり、この消費税についても、マニフェストと同じように、見通しが甘かったと率直に認められるのか。それとも、選挙が終わってから、政権についてからやはりこのことに気づいたということなんですか。お答えください。

○野田内閣総理大臣 非常にわかりやすい資料を御提示いただいて、ありがとうございます。やはり社会保障費がさかんできているということ、そして、残念ながら税収減がずっと続いてきたということ、傾向としては我々としても当然のことながら押さえていたと思います。ただ、やはり、リーマン・ショック後の税収の落ち込みがあ

そこまで落ち込むところまでは、残念ながら、見通しとしては立てておりませんでした。

平成二十一年度の第二次補正予算から予算編成にかかりましたけれども、非常に厳しい状況であるということによってより一層肌で感じたところがありますし、マニフェストについては、その前につくっていた部分がありますので、そのやはり認識のずれがあったというふうに思います。

したがって、昨年の八月に党としてマニフェストの中間検証を行いましたけれども、いろいろな要因が書いてありますが、財源確保についての見通しの甘さは率直に認め、このことについては国民の皆様におわびをしているところでございます。

○茂木委員 景気の問題、そして税収の落ち込みの問題についてはこの後また改めて議論したいと思いますが、税と社会保障の一体改革の法案、閣議決定前に、民主党の中でも事前審査、八日間にわたりまして四十六時間半、私、前原政調会長も相当辛抱強くやられたと思っておりますけれども、そういった手続を経て、正式に党として決定をされた、そしてまた、閣議決定により政府・与党として正式決定した法案だ、このように理解をいたしております。

そうしますと、この法案の採決で民主党議員が反対ということになれば、当然、党議違反になると思います。いかがですか、総理。

○野田内閣総理大臣 法案決定に至るまでのプロセスをお示しいただきましたけれども、まさにその前から、一昨年の十月からこの議論が始まって、六月に成案を得て、そして一月に素案になって、そして大綱として閣議決定をし、その大綱を踏まえて三月末に法案提出をするまでの間は、先ほどの四十数時間だけではなくて、相当な時間を経ながら議論をしてまいりました。

そのことによって、附則百四条に基づいて法案を提出しましたけれども、プロセスにおいては相当丁寧な議論が行われましたし、いただいた御意

見の中では、附則なども含めて相当に内容を盛り込んでおります。

したがって、私は、これはもう党議になったと思います。党の方針でございますので、政府・与党一体となってその成立を期していきたいというふうに思います。

○茂木委員 反対したら党議違反になる、そのようなお答えだと理解いたします。

それで、総理が近々お会いになる小沢代表初め、この法案に反対を明言されている民主党の議員にどう厳しく対処をされるか、総理の今後の対応を見きわめたいと思います。

その一方で、この法案、事前審査の議論で幾つかの修正が加わったわけでありまして。特に、一つは、実施の時期につきまして、当初の一三年十月

に八％、一五年四月に一〇％、これが半年先送りになりまして、一四年四月に八％、そして一五年十月に一〇％となりました。それから、数値目標の追加ということで、一〇年から二〇年度の平均で名目成長率三％、実質成長率二％程度を目指す、こういう数値目標を法案の中に書き込むことになったわけでありまして。

そこで、まず、消費税の引き上げ時期を先送りした問題についてお聞きしたいと思っております。

実施時期が半年ずれることによりまして、プライマリーバランスの財政赤字を二〇一〇年代半ばに半減する、こういう目標の達成、私は、より厳しくなっていると思います。実際に、内閣府の試算を見ましても、二〇一五年度のプライマリーバランスの財政赤字は、対GDP比で三・三％、十六・八兆円、半減目標には達しておりません。

一層の歳出削減策など具体策を固めた上で半年の先送りを決められたのか、それとも、歳出削減等の具体策は今後検討ということですか。いかがですか、総理。

○安住国務大臣 半年後ろにずれたことで、二〇一五年の基礎的財政収支の赤字、対GDP半減目標の達成は、現時点では厳しいものになっていることは現実でございます。

そうした中でありますが、さまざまな努力を我々としてはいたしまして、何とかこの数値にやはり近づけていかなければならないというふうに思っております。

現時点でそれは具体化があるのかということでございますが、これとこれをやりますということとはまだ明確にあるわけではございませんが、歳出の削減等々を図ると同時に、税収をふやしていくような努力をしていかなければならない、こういうふうに思っております。

○茂木委員 財務大臣から正直にお答えいただきまして、具体策は固まっていないと。残念ながら、やはり、社会保障同様、大切な部分が先送りになっているな、こういうふうに指摘せざるを得ないと思います。

その一方で、わざわざ法案に規定することになりました数値目標、実質二％、名目三％の達成もなかなか厳しいと思います。日銀の直近の見通しでも、実質GDPは、二〇二二年度は、復興需要もありまして、一年度のマイナスの〇・二％からプラスの二・三％に改善いたします。しかし、消費税の引き上げを判断する二〇一三年度には、またプラスの一・七％に下がるというわけでありまして、名目GDPも大体二％程度だと思っております。

そこで、お聞きしたいのは、この数値目標の達成、何年かを考えているのか、また達成に向けての基本方針、簡潔に総理からお答えいただければと思います。

○安住国務大臣 まず、附則十八条の第一項では、二十三年度から三十二年度までの十年で……（茂木委員）わかつている、それは。わかつています」と呼ぶのは。名目成長率三パーで実質二というところで、これは、政府全体として、こうしたさまざまな施策を講じてこういう方向に向けて軌道に乗せていくって実現をしていきたいと思います。

ということですから、まず申し上げたいのは、消費税率を引き上げる前提条件としての数値目標を規定しているものではないけれども、努力目標

であると。次のところで、「所要の措置を講ずる。」というのは、経済状況の激変も含めて、何かあったときには果敢に対応しない、時の政府で最高の政治決断をしなければならないということだと思います。

そこで、先生、復興需要等を含めて、この一三は比較的順調に経済が伸びております。ですから、年率換算すると、それはとらぬタスキの皮算用でございますので申し上げられませんが、これも、しかし、順調にもし仮に推移すれば四％。これを、需要をつないでいくには、経済的な、ある意味では財政的なことも含めて、また金融緩和も含めて、さまざまなことをやりながらやはり経済的には成長をしていく努力をしなければならないというふうに思っております。

○茂木委員 どうも、何年から達成する、また、そのための手段、さまざまなことをやると。当たり前です、いろいろなことをやるのは。具体的にどうしていくという方針をやはり明示することが必要ではないかな、そんなふうに私は思っております。

もちろん、我々も、日本をギリシャとかイタリアのようにしてはいけな、こういう強い思いは持っております。しかし、財政再建には、増税だけではなくて、図の一でも先ほどお示しましたように、景気の回復による税収増、これが必要不可欠だと考えております。特に、長引く円高、デフレ、そして日本の国際競争力の低下、震災からの早期復興、こういったことを考えれば、財務省的な消費増税即財政再建、これはやはり景気への悪影響等々が大きいんじゃないかな、こんなふうに考えております。

自民党は、今後の予算配分の見直しとして、民主党政権の短期のばらまき政策を見直しして、事前防災の考え方に立った国土強靱化政策の推進や、技術開発、人材育成、そういった将来への投資に資源配分を転換すべきだ、このように考えております。

昨年の東日本大震災で明らかになったことは、

コンクリートから人へ、こういう空虚な言葉だけでは国民の安心、安全は守れないということであります。例えてみれば、交通事故が起きてから信号機をつける、こういう後追いの対応ではやはり被害は大きくなる、そして復興にかかるお金も大きくなってしまふ、こういうことなんだと思います。

具体例で議論したいと思います。

東大の地震研究所の予測によりますと、首都直下型の地震が今後四年以内に起こる可能性は七〇％、このように予測をされております。首都直下型の地震が発生した場合、その被害額は、東日本大震災より一桁大きくなります。東日本大震災の直接の被害、資本ストックのダメージは十七兆円でありましたが、内閣府の試算でも、首都直下型地震が起きた場合は被害額が百十二兆円、こういうふうに予想されております。

さらに、これは東京の問題だけではなくて、東京には国会、電が関、そして本社機能の半分、データセンターの七割以上が集中をしている。まさに日本の中枢機能が集中をしているわけでありまして、その中枢機能のバックアップ、こういったことも極めて重要だと考えております。

そういった中で、平成二十四年度の、政府の地震に対します首都機能のバックアップ対策の予算は一千万円です。総理、一千万円で首都機能のバックアップ対策、十分だとお考えですか。

○野田内閣総理大臣 いや、もちろん、本格的に首都機能のバックアップをするんだしたら、もとお金がかかります。この一千万というのは調査費的なものでございますので、そういう研究を始めているということで御理解いただきたいと思います。

○茂木委員 四年以内に七割かはわかりません。しかし、災害はいつ来るかわからないんです。直近のテーマなんです。ことは調査だけでいい、来年以降ゆつくりやります、こういう発想ではだめなんだと私は思うんです。それが結局、事が起こってからあつた対応する、こういう

うことになるんじゃないかな。東日本大震災から我々は何を学んだんだろうかともう一回考えていただきたい、そんなふうに思います。

自民党は、事後対策ではなくて事前防災、この考え方に立ちました、今後想定されるさまざまな災害について、例えば学校や公共施設の耐震化、そして今申し上げた首都機能のバックアップの強化、そして災害現場を孤立させない、そのためには交通網の整備が必要なんです。そして昨年は、大震災でつながらない携帯電話、家族の安否が互いにわからない、こういったことが問題になりました。やはり災害に強い情報通信網をつくっていく、こういったソフトとハードを組み合わせた強くてしなやかな国土づくり、まさに国土の強靱化を進めていきたいと考えております。

その方針に沿いまして、近く、国土強靱化基本法を我々として国会に提出いたします。さらに、公明党とも共同提案を視野にしまして、首都直下型震災対策特別措置法、そして南海トラフ巨大地震津波対策特別措置法、これも準備をいたしております。法案提出の際には、ぜひ御賛同いただきたいと思いますが、総理、基本的な考え方、共有していただけますか。

○野田内閣総理大臣 大震災の総括、教訓を生かして、やはり国土を強靱化していかなければいけない。学校耐震化とか病院の耐震化とか進めてきたつもりでございますけれども、そのほか、まさにインフラ整備も、真に命にかかわるところのインフラ整備等はやはり集中してやっていかなければいけない等々の認識は同じでございますので、御提起いただいたならば、それはしっかりと吟味をさせていただきたいというふうに思います。

○茂木委員 ぜひ、コンクリートから人へ、こういう方針も見直していただきたい、こんなふうに思っております。

もう一点、自民党は、ばらまきから将来への投資に転換する、このことを基本に、平成二十四年度の予算にも対案を提案いたしました。その中で、例えば子ども手当、これは三党合意によりま

して所得制限がつくことになりました。我々は、高校無償化にも所得制限が必要だと思っております。そして、さらに、マニフェスト政策を全面的に見直すことで三・七兆円の予算の削減を提案いたしました。その一方で、日本を新たな成長軌道に乗せる。このためには、今、生産拠点は各国に分散をしております。生産拠点は各国に分散しても、一番キーになる、鍵になるような技術であつたりとかソフトを日本が確保できるような技術開発、こういった形で重点投資をする必要があると思っております。

そこで、政権交代後、事業仕分けで、民主党の仕分け人の蓮舫さんが、日本の技術につままして、二番じゃだめなんです、こういう言葉を言って注目を集めたことがありますが、この発言について、総理はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○野田内閣総理大臣 あれは、蓮舫さん自身が二番でいいと思っているような印象を与えているんですよ。

これは、仕分けをする前に、事前のいろいろな、相手とのスパリングみたいなものがあるんです。そのときに、それをやるよと言っていたんだ。二番目でいいですとか聞いて、どうしても一番じゃなきゃいけないという理由を聞きたかったんだけど、明確な答弁がなかったというのが事実であるというふうに私は理解をしています。

○茂木委員 少なくとも総理は、一番になることが必要だ、このような理解を持っていたらいいと思います。

そこで、図の二をごらんください。これは、主要製品、部材の市場規模を縦軸にとりまして、日本企業の世界シェアを横軸にとつた図表であります。

図からも、左上にあります自動車、そして電子機器、エレクトロニクス関連産業が日本のリーディングインダストリーであることには変わりありません。しかし、右側に行つて、デジタルカメ

ラ、これはCCD、つまり画素を細かくする技術を持っているキヤノンやニコンが圧倒的に強い分野であります。そしてまた、次世代の自動車駆動システム、リチウムイオン電池、こういった部品、素材の分野で、日本がいまだ圧倒的なシェアを誇る、こういう分野がたくさんあります。これらの成長分野で競争力を維持していく、このことが大事なのであります。

自民党は、これらの分野での研究開発、そして技術開発、さらに、我が国の将来を担う人材育成などの重点分野に、平成二十四年度予算で三・七兆円割りしました、その一方で、二・六兆円、重点投資をすべきだ、こういう提案をしているわけがあります。つまり、大切なことは何なのか。パイの分配の前に、パイの拡大、成長戦略によって、まずパイそのものを拡大することが必要なんだと思います。

そこで、図の三をごらんください。これは、サブプライム問題の発生、そしてリーマン・ショック前後、それぞれ三年間の日本の名目GDPの推移を見たものであります。

我々の時代に導入したエコポイント、またエコカー補助金によります景気の押し上げ効果がある程度あつたものの、政権交代以降、名目GDPは年平均で四百七十五兆円と、リーマン・ショック前の五百八兆円より、いまだ三十兆円以上下回っているわけでありまして、二〇〇八年度以降の日本経済の落ち込みは、確かにサブプライム問題そしてリーマン・ショックという外部要因、全世界的な問題でありましたが、景気後退は、当時の政権与党、つまり自民党批判につながり、そこに、政権交代こそ景気回復という民主党のキャッチフレーズが期待を集めたんだと私は思っております。

何もここで、民主党のキャッチフレーズを批判するために言っているのではないんです。指摘をしたいのは、現在の政府・与党、さらには政治全体への不満の根底、背景にも、いまだ解消されていないこのマイナス三十兆円のハンディというも

のがあるんだ、この理解がまず必要だと思えます。さらに、今後、消費税増税に伴います需要の落ち込みが発生するわけであります。

もちろん、同様の問題、これは所得税であったりとか法人税の増税でも起こります。そして、所得税や法人税の方が経済への影響が大きいとも言われているわけであります。

図の四をごらんください。

ただ、今回の消費税引き上げも、政府の財政の中長期試算でも、消費税増税直前の駆け込み需要、この反動もありまして、二〇一四年以降、当面の経済成長率は落ち込みまして、下にありまように、毎年一兆円から二兆円のいわば需要不足が生まれる、このように試算がされているわけであります。

そこで、この内閣府の経済モデルですが、総理が我が党の金子議員に対します国会質問の答弁でも強調されておりました非ケインズ効果、つまり、社会保障の安定や財政の健全化によります需要の拡大効果を毎年どれぐらい見込んでいるか、どなたでも結構です、お答えください。

○岡田国務大臣 今おっしゃったのは、消費税を入れることで社会保障制度が安定化する、そのことによって、将来の消費というものの、将来、安心感が来て、消費がその分ふえる、こういうお話だと思えますが、これは非常に心理的な問題であって、なかなか、数字で計量する、結果を出すというの、私は余り簡単なことではないというふう

に思います。

○茂木委員 数字で出すのは簡単ではない。ところが、それは総理が本会議の答弁で、非ケインズ効果、これが大きいんだとおっしゃったわけですから、どれぐらい見込んでいらっしゃるんですかという話を、モデルの中では見込んでいないはず。わからないんだしたら、わからないで結構です。お答えください。

○安住国務大臣 数字的に申し上げますと、名目で、ことが二、それから二〇一三年が、先ほど御指摘があったように一・七、二・六、これが実

質でいうと、もうちょっと下がってきます。

この中にどれぐらい非ケインズ効果、将来への不安を経済的に計算をしながらそこに入れ込んで置いているのかということ、率直に申し上げて、それを統計的に出した数字はございません。

○茂木委員 議論を先に進めたいと思うんですが、内閣府の資料、私も詳細に分析をいたしました。そうしますと、この非ケインズ効果を含めて、消費税の引き上げ直後から、本来だったら需要が落ち込む分をある程度上に底上げをする、こういう効果が毎年一兆円以上出てくる、こういったものが出てくると見ております。これは明らかに過大評価だ、私はそういうふうには思いません。それから、消費税の価格転嫁の見直し、これも楽観的過ぎる、このように思っております。

この点、今、自民党として、より妥当なモデルを回して試算を行っているところでありまして、どう見ても、実際の需要の落ち込み、需給ギャップはさらに大きくなる、こんなふうには考えております。

そして、非ケインズ効果を含めて、需要の拡大を過大に評価している、見積もっている内閣府のモデルでも、図にあるように、平均成長率、慎重シナリオでも一・一%、成長シナリオでも一・八%。消費税引き上げ後数年間は、成長率は目標の二%には届かないわけであります。

つまり、二つの課題があるんですよ。まず第一に、リーマン・ショック以降のGDPマイナス三十兆円の回復をしていく、こういった課題に加えて、今後は、消費税増税に伴います需要の落ち込みをいかにカバーしていくか、こういう二つの課題への対応が求められているわけでありまして。

ここで、消費税増税と並行した当面の財政運営のあり方について、こちら側から提案をさせていただきたいと思えます。

何も、引き上げ時期をおくらせろ、こういう話ではありません。我々は、消費税引き上げ直後に予想されます需要の落ち込み、これを補って、そ

して日本経済を再び成長軌道に乗せるために、財務省的な消費税増税即財政再建ではなくて、当面、消費税の引き上げと並行して、デフレ対策、雇用の創出、そしてまた成長戦略に重点を置いた財政運営を行う方針を明示すべきだ、このように考えております。これに沿いまして、二〇一五年度末までにプライマリバランスの赤字、これを半減する、こういった財政運営戦略のスケジュール、これも私は現実的には引き直しが必要だと思っております。

これは、我が党にとっても新しい方針で、あえて、方針転換、こういう批判を覚悟で、しかし、昨今の欧州危機初め今の経済の現状、こういったことを考えたときに、私は、現実的な対応だ、こんなふうには考えております。

先週末のG8首脳宣言、これにおきまして、世界各国が財政再建に偏るのではなくて、経済成長も追い求めるべき、総理も出席されておりますが、そのように強調されていたはずであります。私は、極めて現実的な提案を申し上げている、そのように思っておりますが、総理、この財政運営の方針、そして財政再建のスケジュール、見直しますか。それとも、一五年、二〇年、今のスケジュールにこだわられますか。はっきりお答えください。

○野田内閣総理大臣 私どもは、一昨年の六月にまとめた財政健全化責任法と同じゴールでした。自民党の財政健全化責任法と同じゴールでした。二〇一五年は基礎的財政収支、対GDP赤字を半減する、二〇二〇年黒字化するというところでございましたが、今ちょっと、初めて聞いたんですが、それをおくらせるんですか。ほう、それは初めて聞きました。

後でちょっと具体的によくお聞きしたいんですが、では、赤字の半減が例えば二〇一七年とか二〇一八年とか、黒字化はどれぐらいになるんでしょうか。お受けしていかしいですけれども。

というのは、G8を含めて各国、我々は、さっ

き申し上げた財政運営戦略、こういう取り組みをやっていますというところは表明しています。それぞれの国が、例えば二〇一三年までに何をやるのか、いろいろ言っています。変更した国はまだないんですよ。ないんです。だから、そこは国際社会の動向もよく踏まえながら判断しなければいけないと思いますが、ちょっと詳しくお話を聞かせただけは大変ありがたいというふうに思っています。

○茂木委員 申し上げたいのは、当面の財政運営、これで消費税増税したから財務省的にすぐ財政再建では、やはり経済の腰折れを起こしてしまいう。やはり、今の状況を考えたときに、もう少し、当面の間、恐らく数年間だと思えますけれども、積極財政、こういったものをとっていく必要があるんじゃないかな。そして、景気をきちんと立ち直らせる、そういったことを消費税と同時に進めることが必要であらう、これが基本です。

そして、その上で、そうなってくると、現実的には、プライマリバランスの半減、そして黒字化のスケジュール、見直さなくて済んだらそれで結構なんです。ところが、案がないんですよ、実際に。今だって、案がない、こういうふう

に言っているんですから、それも見直したらいいがですか、こういったことであえて申し上げているわけでありまして。いかがですか。

○野田内閣総理大臣 私も、財政再建と成長を両立させなきゃいけないと思っているんです。御指摘のとおり、特に成長のところを、最大限を生かしていかなければいけないと思うんです。ただ、今申し上げたような基本的な計画、ゴールを変えてしまうことが市場の警戒感が強まっているときにいいのかどうかというそのメッセージは、よく勘案しなければいけないと思えます。

私は、この間、金子先生の御指摘だったと思いますが、本会議、財政のいわゆる対応力の回復の趣旨の御質問がありました。そういう御指摘というのは、ある意味よくわかるんです。ただ、いっからどういうやり方をしていくかということは、

これはよく考えなければいけないと思つています。

さつち財務大臣が、財政運営戦略に基づいて二〇一五年のゴールは厳しくなったと言いました。それは歳出削減等その他の政策努力が必要だと申し上げました。そういうことを含めて、中期財政フレームを三年ごとに転がしながら二〇一五年の目標を達成する。それは、毎年の予算編成が大事になるんです。そのことを意識した、成長を意図した予算をどういう形で組んでいくのかということとを心がけていくことが当面大事ではないかというふうに思いますので、問題意識としては多分共有する部分はあるんですが、やり方論はよく議論すべきではないかというふうに思います。

○茂木委員 やり方論は議論することなんですけれども、やり方が見えてこないんです。そういった心配もあつて申し上げているんです。私は、きちんと、この財政戦略を転換しながらも、二〇一五年にプライマリバランスを半減できる、二〇二〇年に黒字化できる、その方がいいと思います。ただ、どう聞いてもそうならない、今でも。

そうすると、その中で、本当に景気の腰折れを、消費税の増税後数年間、確実に悪くなる部分はあるんですから、それを起こさないためにはこうしたらどうですか、こういうことを申し上げておりますので、またよく、政府の側の方が私より数字を持っているはずなんです、きちんとそういったことも検証していただきたい、そんなふう思つております。

そこで、次に、社会保障制度についてお聞きをしたい、こんなふう思つております。

自民党も、社会保障制度の維持、充実のために消費税の増税の必要性を正直に公約してきました。ところが、今の閣法、政府案を見ますと、一昨日そして昨日の法案審議でも明らかにになりましたように、それとは似て非なる、単なる増税法案になつていくんじゃないかな、私は、そういう批判も出てくる、そんなふう考えております。

税と社会保障の一体改革、こういうふう言いながら、新年金制度、そして皆さんが公約をされた後期医療制度の廃止、こういった民主党がマニフェストで約束をされた社会保障の重点政策、全てやはり先送りになっていくんです。一体改革になつていないと言われてもこれは仕方ないんだ、私はこんなふう思つております。

確かに、自民党も、政権与党時代、制度の微修正を繰り返してきたのではないかな、こういう反省も我々は持つていくべきであります。

そこで、今回、自民党は、あるべき社会保障制度、この土台となるべき基本的考え方を取りまとめることにいたしましたわけでありまして。

今後、自民党として、この国会に社会保障基本法を提出する予定であります。その中に盛り込みます我が党としての社会保障の基本的な考え方をお話ししますと、その要約が図の五であります。ごらんいただけますか。

まず一つが、額に汗して働き、税金や社会保障料などを真面目に納める人が報われる、そういった社会をつくつていかなきゃならない。

二つ目に、自助そして自立を第一とし、共助さらには公助の順に従つて政策を組み合わせ、安易なばらまきの道は排する。

三つ目に、家族による自助、そして自発的な意思に基づく共助を大事にする。

四つ目に、我が国の社会保障は、社会保険制度を引き続き基本とし、必要な正を行う。

そして最後、五つ目に、社会保険料では賄いきれない給付の公的負担の財源については消費税を中心に。

そこで、提案であります。

総理も、この特別委員会、社会保障の骨格の考え方、自民党と差はない、このように答弁されておられますが、改めて、具体的に確認をさせていただきたいと思ひます。

うにお答えください。

○野田内閣総理大臣 この五つを見る限り、特に違和感はありません。(発言する者あり)いや、だから、根幹が同じで、まあ、政策論で多少違いはあるんでしようけれども、これは別に、全然私は違和感ありません。

ただ、あえて付言すると、自助、共助、公助の組み合わせだと思ふんです。

冒頭、きょうの和田さんの質問にも答えましたけれども、これは基本なんです、例えば核家族化であるとか非正規雇用とか、自助の基盤が弱くなつていく。だから、精神論だけで自助を言つてもいけないんじゃないんです。そこで共助や公助がかみ合つてきて、もう一回自助が戻つてくるという好循環をつくつていきたい。そういう考え方で私どもは今回の制度改正をしているわけで、基本的な考え方については賛同していただきます。

○茂木委員 基本的な考え方について賛同していただけると。自助を強くする、まさに三番目にも、家族による自助、核家族化の問題ですよ、こういったものを強くしていかなきゃならない、こういう問題意識を持つております。

総論、基本的な考え方では一致とおっしゃる。ところが、個別の政策になると、なぜか全く反対の方向に見える。例えば、そこにあります一番目の、税金や社会保険料を真面目に納める人が報われる、そして四番目、我が国の社会保障は社会保険制度を引き続き基本とする、こういった考え方に総理は賛同していただける。そう言いながら、年金の一元化、最低保障年金、この考えは相入れないんですよ。私はそういうふうに思ひます。

総理も、一昨日の我が党の鴨下委員の質問に對しまして、こんなふう答えております。現行の年金制度、これは破綻していない、そして、移行期間には現行制度の改善、年金一元化は将来の話、こういうお話をされているわけでありまして。

ですから、年金の一元化、一旦この話は白紙に戻して、将来の話ですから、社会保障制度改革国民会議、こういった場を設けて、ぜひ一緒にそういった議論、しっかりとこのことは将来の話としてつくつていったらどうか、そんなふう思ひます。

一緒に、このことは白紙に戻して話し合おうじゃありませんか。いかがですか。

○野田内閣総理大臣 大変向きな御提言だと思ひます。社会保障のあり方を考える国民会議、そういうものは必要だと思ふんですね。そういう協議はぜひいざいざと思ひます。

だけれども、その国民会議で議論する前に、旗をおろさなきゃ協議できないというのではなくて、私もいろいろな積み重ねの議論があつたわけですね。その積み重ねの議論を踏まえて議論に参加させていただいて、それぞれの立場の御意見があると思ひます、そこで合意形成を見出すということではないかと思ひます。

○茂木委員 今議論していることは、まさに直近の、この国の財政状況をどうするか、社会保障制度をどうするか。そしてそれについては、総理は、移行期間には現行制度の改善、こういう話をされているわけでありまして。そして、将来の話として年金の一元化があると。ですから、この法案の中からおろしてください。そして、別に、すぐに主張を変える、変えられないではなくて、一旦法案からおろして、このことは社会保障制度改革国民会議で議論しようという話であります。

一旦白紙に戻すということ、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 これは前、御党の谷垣総裁と党首討論で議論したとき、一つの例えて谷垣総裁が新幹線の話をしてきました。上越新幹線に乗るのか、東北新幹線に乗るのかという違いでおっしゃつてきましたけれども、私は、東北新幹線でも一緒じゃないですか、ゴールは違つても途中の福島まで一緒じゃないのか、そういう折り合える議論はできるのではないかと申し上げました。

私は、だから、お互いそれぞれ立場はありますが、結論を導き出すために演繹的手法と帰納的手法

法があるけれども、だけれども、折り合えるところはあると思うんです。そういう議論はできないんですかね。ぜひやらせてください。

○茂木委員 だから、大宮まで一緒に行きましょ。この法案の話は、大宮まで一緒に行くという話なんです。だから、その先、青森に行くのか、秋田に行くのかというのは、国民会議の方で話をしましょう。

一旦白紙にして、それぞれの案があるでしょう、青森に行きたい、秋田に行きたい、山形に行きたい、盛岡でとりたい、いろいろな人がいるでしょう。そのことは国民会議でも一回仕切り直しましょうと言っているわけです。いかがですか。

○野田内閣総理大臣 大宮よりはもうちょっと、福島ぐらいまで行けると思いますけれども。

だから、最低保障年金を掲げている、そのゴールから見ると対応しなければいけない、改善しなければいけない私の意見と、それから、現行制度、これは大丈夫だ、それはもちろん大丈夫なんです、それを改善しながらよりよいものをつくっていくという姿勢の中で、私はかなり一致点は見出せると思うんです。

だから、背景にある考え方を全部あなたたちは否定しなさいというやり方ではなくて、だから、白紙という意味はわかりませんけれども、虚心坦懐にお互いの意見を出し合うということはできないのかということだと思います。

○茂木委員 我々として、国民年金も含めたこの年金一元化、これは妥当ではない、このように思っておりますが、御党としてお考えになったことですから、それを全く否定すると。

我々とは考えが違います。ただ、一緒に行ける部分、現行制度をどう改善するかということを中心と考えなくちゃならないんですよ。そこも一致すると思います。そして、この法案でまさにやるべきことは、そのことなんです、国民の安心を確保するために。

そして、将来の話については、例えばスウェー

デンでも、七年間かけて与野党でこの年金の議論をして、政争の具にしてはいけない、こういったことで国民会議をつくってやってきたわけであります。

ですから、別に、この考え方を今百八十度変えなさいということではないんです。この法案からはおろしてください。そして、国民会議の場で議論しましょう。我々は我々の考え方があります。公明党さんは公明党さんの考え方があると思います。民主党にも民主党の考え方があると思います。そこでやりましょ。いかがですか。

○岡田国務大臣 今委員が言われた、この法案からおろしてくださいというこの意味がよくわからないんですが、この一体改革の中で、我々、年金についてのさまざまな法案、改革内容を出しているわけですね、二法案を出しているわけです。その中に、恐らく御党と我々で意見の違うものがあると思いますが、例えば被用者年金の一元化とか、あるいは二十五年を十年にするとか、そういう共通点のものもあるわけでありまして、そういうことをまずこの場で議論させていただきたいということをお願いしているわけでございます。

別途、各党間で議論するということは私はいのことだと思いますが、それは各党それぞれ考え方を保持していなければ議論できないわけで、我々の考え方というのは、さきにお示しした一元化であり、最低保障年金であるということでございます。

○茂木委員 せっかく前向きな提言をさせていただいているつもりです、議論を進めるために。

我々は、やはり行き先が全く違う電車には乗れないんですよ。ただ、やはり行けるところまで行こう、その上でその先のことは一緒に考えましょ、こういう前向きな提案をさせていただいていくつもりです。総理、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 何よりも、国民会議なるそういう会議体の中で、お互いに虚心坦懐に議論をするということは賛成であります。そうしなければいけないだろうと思います、特に中長期にかか

わることについては。当面の課題のこの法改正をやって、少なくとも二〇一五年をにらんで、安定財源を含めての議論との整合性をどうとるかだと思っております。

多分、御指摘としては、法案に書いてある最低保障年金、例えば文章とかを除かなければいけないという御趣旨なのか、文章は入れてあるけれども、事実上この法案を出すというのは来年の通常国会だ、そのために今党で制度設計をやっているんだというこの立場を御理解いただいて、そういう状況だから、いわゆる工程表的には法律に書いてありますけれども、実際の法律は来年出すというこの準備をしているということ、その準備をしている間にそういう協議会を設けながらどういう議論をしていくか、その推移を見守る、そういう立場ではどうか、ちょっと、そういう意見のやりとりを今後やらせていただければありがたいと思います。

○茂木委員 将来のことは将来で議論すると。私は、あえてきょうは、例えば平成十九年度の年金改革のときに皆さんが今出している厚生年金と共済年金の一元化について反対されたとか、そういう話を言うつもりはないんです。現行制度の見直しで今一致できる部分がある、そこについてはきちんと一致してこれはやっていきたいと思います。将来の話については考えの違う部分がありますから、合意できるとしたら、やはり与野党の側から譲歩をして一旦白紙にする。そして、協議しながら、国民会議をつくりましょ。こういう話をしているわけですから、ぜひ前向きに考えていただきたい、そのように思います。

社会保障についても一点申し上げます。生活保護の問題であります。やはり明らかに民主党政権になって生活保護はふえております。社会保障費の中でも今一番増加が激しい。平成二十年は、生活保護の受給者は百五十九万人でありましたが、ことしの一月には、これが二百九万人。五十万人も増加をいたしてお

ります。また、保護費も、平成二十年の二兆七千億円から三兆七千億円、一兆円近く増加をしているわけであります。

この生活保護は三つの特徴があります。まず、図の六をごらんください。図の六にありますが、地域別のばらつきが非常に激しいということでありまして、都道府県別で見ますと、最も多い大阪府は三・三五％、百件に三件であります。最も少ない富山県は〇・三二％、千件に三件ということで、十倍の差があるわけであります。

そしてもう一つ、図の七に飛びたいと思いますが、この十年間で、高齢者や障害者以外の働ける世代、これらの生活保護が非常にふえている。特に、生活保護の比率の高い地域ではこの傾向が強くなってございます。現役世代、稼働年齢層、二十から六十四歳、この生活保護受給者、図七の左側にありますように、八十一万人に達しております。その中で、多少なりとも働いている人が十四万人、未就労の人が六十六万人、こういった状態でございます。

自民党は、手当より仕事、これを基本にして、図の右側にあります就労支援プログラム、これを現在の七万人から就労が見込める二十八万人全てに広げるべきだ、こういうふうにご考えております。予算額は大体、試算をしますと百六十億円で、自分で生計を立てる、こういうことになりまして、最大五千億円の財政効果が期待をされるわけであります。

まず、働ける人には働いてもらおう、そして、就労支援プログラム初め、そのための環境整備をする、このことが大切だと思いますが、いかがですか。

○小宮山国務大臣 それは、おっしゃるとおりだと思います。政府の方としても、当然、働ける人には働いてもらおう、その支援をするために、この秋をめどに生活支援戦略もつくろうとしていますが、なかなか、生活保護の人に働いてもらおうの

は、寄り添ってやらないと難しいので、秋の戦略の中では、NPOとか社会的事業をしている人とか、一緒に協力してもらおう人たちも含めて、少しでもそこをふやしていきたいという考え方は同じでございます。

○茂木委員 残念ながら、政府の方に具体案がないようですから、単刀直入に提案します。

図の八をごらんください。

手当より仕事を基本とした生活保護の見直し、五つの柱。我が党として相当な検討をしてまいりました。

その一番目が、年金とのバランスの配慮などによりまず生活保護給付水準の一〇％の引き下げであります。

東京都区部の生活保護費、これは標準三人世帯で二十四万一千九百七十円であります。これに對しまして、一日八時間、二十日間働くとしめすと、東京都の最低賃金八百四十円掛ける八時間掛ける二十日間、十三万四千円なんです。そして、国民年金は満額で六万五千五百四十一円。逆転現象が起こっているんですよ。真面目に働いてきた人、そして真面目に保険料を積んでいる人と、生活保護の世帯の収入の逆転現象が起こっている。早急な是正が必要だと考えております。

それから二つ目に、食費そしてまた被服費などの生活扶助、住宅扶助、教育扶助、できるものは現金支給から私は現物支給にした方がいいと思います。

そして、稼働層の自立の促進、公的機関での採用等の就労の支援対策。

そして、過剰診療の防止などによりまず医療扶助の大幅な削減。医療扶助が半分行っているわけですよ。その中できちんとしたレセプトのチェックも行われておりません、残念ながら。ジェネリックもちゃんと使われていない。そして、向精神薬初め、薬の重複処方の問題がある。こういったものをきちんとしていかなければ、国民に対して増税のお願いなんて私はできないと思います。

そして最後に、自治体の調査権限の強化、財政圧迫への対応、こういったことも必要だと思っております。

大きな項目をストレートで投げさせていただきます。総理、受け入れていただけますか。総理です。

○野田内閣総理大臣 大変建設的な御提起、ありがとうございます。

一番の、水準の話ですね。これは、今厚労省の専門部会で客観的に検証中だというふうにあります。水準についての議論が今行われているので、それを踏まえて対応していきたいというふうに思っています。

三、四、五は基本的にいいと思っているんですよ。

二番はちよつと、例えば受給者のプライバシーあるいは仕組みの運営コスト等々、生活扶助、住宅扶助を現金給付から現物のところ、ここはいろいろ検討事項があるんじゃないかなと思います。三番については、これも基本的にそれでよろしいんではないでしょうか。就労支援プログラム充実等々、これは必要だと思えます。

四番も、基本的には、ジェネリックなどは問題意識は同じです。法制化するかどうかは議論があると思いますが、基本的には問題意識は同じだと思います。

五番も、法的な根拠を付与するなど、これは自治体などの意見もお伺いしながら、検討する余地はあると思います。

ということで、総じて四か三・五ぐらいは同じではないかと思えます。

○茂木委員 全体の提案についても四・五とか認めていただきますと、私は、五のうち四・五進めていただきますと議論は進んでいくんじゃないかな、こんなふうに思います。

生活保護については、改めて、やはりやらなくちゃいけないんです、今、本当に。さまざまな改革を進めないと国民にお願いもできない、こういった意味から、また議論させていただきたいと

思っております。もう一つ、円高、デフレ対策、この問題に入りたい、こんなふうに入っております。

今また、欧州危機の再燃、こういう懸念から、円高そして株安が進んでいるわけでありまして。自民党は、現在の長引くデフレ、超円高について、日銀がもっと大胆な金融緩和策をとるべきだ、こういう主張をしております。訴えてきました。

二月の十四日に、日銀の金融政策の決定会合でも、これまでの物価安定の理解、国民の誰もが理解できないという表現から、物価安定のめど、こういう表現に変わった。半歩前進だ、こんなふうに思っております。

ただ、このめど、英訳を見ますと、FRBと同じようにゴールになっているんです。別に私は、ターゲットじゃなくてゴールでも目標だと思えます。もし、めどというのなら、英語で言えばヤードスティックです。なぜ国内と海外で違う表現を使われるんですか。

きょうは、日銀が金融政策の決定会合と重なってしまつて白川総裁にお越しいただいておりませんが、かわりに木下理事、参考人としてお越しをいただいております。ゴールならば率直に、目標、こういうふうにおっしゃればいいんじゃないですか。いかがですか。

○木下参考人 お答え申し上げます。

目標と申しますか、めどと申しますか、なかなか難しい問題がございます。その中で、私どももいたしましては、特定の目標という言葉には機械的な運用を行うというようなイメージがあるのではないかと、いろいろなことを考えまして、めどという言葉。また、英語におきまして、いろいろお考えがあるかと思えますけれども、ゴールという言葉を使わせていただいたところでございます。

ただ、これをほかの国の中央銀行と比べますと、三つの点でおおむね共通しているというふう

「そんなこと聞いていないよ」と呼ぶでは、それにつきましては省略させていただきます。

○茂木委員 木下理事、全く日本語になっていないと私は思うんですよ、今の答弁。安住大臣の東北弁の方がよっぽど明確だ、私はそんなふうに入っております。

安住大臣は、二月の二十日の衆議院の予算委員会、この十四日の金融緩和策について、実質的なインフレーションターゲット、こういうふうに入っている、このように答弁をされていますが、そのお考えに間違いありませんか。

○安住国務大臣 はい。実質的な設定をちゃんとしていただいて、というのは、一％という数字を挙げて、そこに近づくまでの金融緩和をやっていくというふうに入っておりますので、その後の株式市況等の傾向を見ても、私と認識は同じだと私は思っていますし、日銀も、そうした点では、それに向かつて果敢な対応をしてくれているというふうに入っております。

○茂木委員 実質的なインフレーションターゲットと。木下理事、同じ考えでよろしいですか。

○木下参考人 お答え申し上げます。

実態的な意味でインフレーションターゲットというような呼び方をなさるのであれば、私どものとつております枠組みもそれに実態的には近いというふうに入承知いたしております。

○茂木委員 やはり、財務省、政府と日銀のところにずれがあるんですよ。連携強化といつても、そういうふうにならないと私は思っております。

しかも、この物価目標、図の十をごらんください。図の十を見ますと、アメリカも二％、イギリスも二％、カナダも二％、ブラズマイナス一％、ユーロ圏は二％未満ですけれども、ピロー・バット・クロース・ツー・ツーパーセントということですから、極めて二％に近い。日本だけ一％なんです、低い目標。しかも、めど、こういう言い方があります。

やはり私は、これから政府と日銀、これがアコードを結ぶ、協定を結ぶといった形で物価目標

を定める、日銀法の改正も視野に入れながらそういったことをやりまして、それで金融緩和、そしてデフレからの脱却、全力でやるべきだと思えますけれども、大臣、いかがですか。

○安住国務大臣 私としても、この1%の目標達成に向けて金融緩和はしっかりとやっていただかないといけないと思っています。

2%というもう少し高い目標を持ってという御指摘でございます。そうした意見も強いことは承知しておりますが、政調会長御存じのように、この十数年間、日本の実質的な、名目、実質を含めた成長を見ても、デフレの状況の中で1%を達成するの、小泉さんの構造改革の中で、不良債権を処理した後に比較的経済の好景気は生まれましたが、それでも、そういう中でもやはり1%の達成というのは大変な難しい状況だったと思いますので、実質的に、まず確実に1%の目標を実現していくために、私どもとしても、日銀と連携をしっかりととりながら、私もしっかりとこの目標達成のためにやっていきたいというふうに思っております。

○茂木委員 大臣御案内のとおり、今、国際金融マーケット、つながっているんですよ。日本だけじゃないんです。そうすると、日本だけ違う目標という話にはならないですね。このところはきちんと、日本が過去どうだったからということではなくて、今、本当にデフレから脱却しようとしたらどういう対策が必要なのか。もし政府がやらないのなら自民党がきちんとやります。そういったことをやっていきたい、そんなふうに思っているところであります。

きょうは、さまざまな議論、総理を中心にさせていただきます。本場にありがとうござい

ます。選挙を通じて、我々は、消費税の引き上げ、これを約束しました。国民から授權を受けているのは自由民主党だけだ、こういう自負を持っております。民主党には、その資格、本来ならありません。

しかし、そういった中でも、自民党は、きよ

う、質疑を通じて五つの具体的な提案、さらに踏み込んでさせていただいた思いであります。

まずその一つが、財政再建と景気対策のバランスについて。当面、消費増税即財政再建ではなくて、消費税の引き上げと並行して、今申し上げたデフレ対策、有効需要の創出、そして成長戦略に重点を置いた財政運営を行う。そして、この方針に沿って、もしプライマリーバランスの達成がそれでもできるというなら結構です、できないんだったら現実的にこの目標を引き直す、こういったことも必要だと思えます。これが第一点です。

そして二点目は、その具体的な有効需要の創出策として、事前防災、この事前防災の考え方に基づきます国土の強靱化を進める。そして、短期のばらまきから、技術開発そして人材育成など、将来への投資に資源配分を転換するということでもあります。

そして三番目、社会保障につきまして、額に汗して働く人が報われる、自助を基本にして共助、公助を組み合わせたという社会保障の基本的な考え方。そして、我が国の社会保障は、社会保険制度を引き続き基本とし、必要なのは正を行う。そして、この方針に沿って、年金の一元化、最低保障年金、さらには後期高齢者医療制度の廃止の方針、これは一旦白紙に戻して、我々がまさに提案をしている社会保障制度改革国民会議で別途議論を進めましょう。こういう三番目の提案であります。

そして四つ目に、生活保護に関しまして、給付より仕事、これを基本にしまして、給付水準、これにつきましては、若干今後議論はあるかもしれないが、一割削減。そして、何よりも医療扶助、これの適正化、徹底的な見直しを行うことでもあります。

そして五つ目に、最優先のデフレからの脱却。ここにおいて、日銀が独自に、勝手に目標を設定して、海外と国内で言うことも別々、こんなことではなくて、きちんと本場に連携強化をとるために、政府と日銀、この協定、アコードによって

話を進める。日銀法の改正も視野に、こういったことを進めながら、デフレからの脱却、これを図っていくことが第一なんだ、こんなふうに私は思っているところであります。

率直に申し上げて、今の消費税に関します七法案、政府の法案、閣法のままで我が自民党として賛成する、こういったことはできません。大幅な修正、そして法案の一部につきましては撤回が必要だ、私はこんなふうに考えております。

ですから、我々も責任政党として具体的な提案、きょうも申し上げたわけでありまして。この五つの提案、ぜひしっかりと受けとめていただきたい。受け入れていただくか、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

政府の方針、そして法案について、見直すべきは見直す、そして撤回するべきは撤回をする、これが総理の思いを前に進める、そして日本を前に進める唯一の道だ、私はこんなふうに思っております。もう会期も一カ月なんです。まさに、総理の決断、総理の覚悟が最後なんです。ぜひその決断、覚悟をここでお示しいただきたいと思えます。

○野田内閣総理大臣 大変きょうは前向きな、建設的な御提起をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。むしろ、きょうは、私は答弁の側なんです、逆に、質問をしてお尋ねしたいところがたくさんございました。

こういう議論を積み重ねながら、私どもの考えは、これまでの長い経緯があつて、私たちなりにベストのものを出しているものがあります。だけれども、その発想が足りなかったところとか変えた方がいいもの等々を、きょうの御提起を含めて、よく検証させていただきたいというふうに思っています。まさに胸襟を開いた議論というのはこういう議論だと思います。

きょうを契機に、さらに議論を深めていきたいと思えます。御提起ありがとうございました。

○茂木委員 我々として、率直に、我々が考えて

これがベストだという提案を惜しみなくさせていただいたつもりです。こうすべきだということを言わせていただきたいと思います。

ポールは、まさに今、総理の側にあります。ストリートに投げさせていただきます。早目に投げ返してください。お待ちしております。

以上、終わります。

○中野委員長

これにて茂木君の質疑は終了いたしました。

次に、逢沢一郎君。

○逢沢委員 自由民主党の逢沢一郎でございます。

総理並びに関係閣僚に質問をいたします。野田総理、毎日御苦労さまです。きょう、特別委員会四日目でございますが、まず与党質問に対応いただいて、それからサミットがありましたね、帰って休む間もなく今週は野党中心の議論でありまして、総理がまさに政治生命をかける、命をかける、とまで言い切つてスタートをしたこの特別委員会でございます。根性を入れて、気合いを入れて、しっかりと委員会に向き合っていたいただきたい。そして、私たちも虚心坦懐に総理に向き合つてまいりたい、そのように思います。

しかし、総理とは、考えてみると、長いおつき合いになってまいりました。もう三十年以上です。ね。人生の半分以上ということになります。

昭和五十五年の春、松下政経塾の一期生としてともに政経塾の門をたたいた。当時はまだ松下幸之助塾長も大変お元気でありました。三十年前の野田佳彦さん、まさに紅顔の美少年でありましたね。今よりもちょっとスリムだったかも知れませんが。キャッチボールが大好きで、よく鈴木康友さんとキャッチボールをやっていたのを覚えております。全寮制でありましたから、毎晩夜遅くまで議論もやつたし、酒も飲んだし。

しかし、総理の印象は、そうですね、余り口数の多い方ではなかった、人をかき分けて前に出るような野田さんじゃなかった、そんな印象であります。しかし、自分の意見はきちんと述べる。政

経緯では、主座を保つ、自分の立ち位置をしつかり保って、しっかりと発言をする、そのことを大切に扱ってまいりましたけれども、まさにそういう野田総理であったことをよく覚えております。

総理にはよい仕事をやってもらいたい、本当に私はそう心から願っています。いい仕事をしたいというふうなふうに思っています。そのためには、野田総理はぜひ王道を歩む必要がある。正しい道、正道を歩んでいただきたい。その王道を歩む、正道を歩む野田総理をしつかりと私たちは応援すべきは応援をしていきたい、最初に申し上げておきたいと思えます。

ただ、そういう、ある意味でエールを送ったはなから、ちよつと残念な向きの質問をしなくてはなりません。

総理が政治生命をかける、そして命をかけるまで言い切ったスタートした今回の社会保障と税の一体改革であります。引き続き、総理の足元、民主党内が定まっていらないようですね。最後は何とかなるんだ、こういう発言を総理自身も繰り返しておられますけれども、きょうの朝のニュースで本当に私、目が覚めたんです。目が覚めていたからNHKニュースを見たんですけれども、二重に三重に目が覚めました。

何て報道されていたかという、総理は、必ず今国会でやり切るんだ、法案は成立させる、一体改革を成功させる、そう何度も強調しておられるけれども、政府・与党の中には、野党側との修正協議を粘り強く行うため、来年の通常国会が始まる直前までの延長も視野に入れるべきだ。

これは一体どういうことですかね。来年の通常国会という、一月に召集をされる。今、五月でしよう。あと何カ月あるんでしょうかね。事実上、これはもうやらないということを言っているに等しい。国民の皆さんはどう受けとめたか。我々はそう受けとめざるを得ない。

あるいは、こういう発言もあったようですね。採決を行えば党の分裂につながりかねないから、会期を延長しないで継続審議にすべきだ、会期を

延長しないでもう継続にしよう。

総理がおっしゃっておられることと全く違うことを、どなたがおっしゃっておられるのか。主要な幹部なんでしょうかね。まさか、一年生や二年生、この委員の方がこんなことをおっしゃるはずはないと思うんですが。

これは、総理、民主党の中、政府・与党内ということですが、一体どうなっているんですか。もう一度、足元の党内、政府内がどうなっているか、きちんと説明をいただきたい、また、総理の思いをきちんと述べていただきたいと思えます。

○野田内閣総理大臣 逢沢委員とは本当に長い付き合いなので、私のいいところ、悪いところ、悪いところをいっぺい御存じなので、きょうはやりたくないなと思っているんです。

最初、出だしは優しいかなと思ったんですが、いきなり厳しい御質問が来しました。

基本的には、これは、どなたがどういう御発言をされているかはわかりません。わかりませんけれども、ずっと長い間、党としては議論をして、先ほど来申し上げていますが、もう党としてまとめたことです。そして、政府として法案を提出している以上は、政府・与党一体となって、今国会中に成立を期すということが、これは当然のことだと私は思っております。

きのうもちよつと御質問いただいて、いつも、会期について御質問ですと、私の立場で何か物を申すのは、なかなか言いにくい部分があります。だから、そういうことも含めてですが、党内で、特に党の執行部で、会期の話を今どうするかという議論はまだしておりません。

当然のことながら、この国会中に成立を期す、これが大前提であり、そしてそれを推進するための推進会議を、私どもの幹事長を中心にメンバーを選びまして定めました。きのう、おとといと議論をしているはずでございますので、しっかりと、一体となつて推進をしていきたいと考えております。

○逢沢委員 先ほど茂木政調会長からも、非常に前向きな、建設的な提言、提案を含めた発言をさせていただいた。

我々も、社会保障の安定性、あるいは持続可能な体制じやないかやいけませんね。当面、消費税一〇％程度は必要だ、国民の皆さんにそのことを真摯にお願いをする、お願いしてきた、そういう立場でありますし、さつき、今国会で、社会保障に関する基本法、あるいは、経済が強くききや社会保障だつてやはり安定しない、税だけで支え切るといふわけにいかない側面があるでしょう、そういう思いを込めて、国土強靱化のための考え方をまとめた法律を出す、そういう積極的な、前向きな姿勢であります。

武正次席理事と、日程協議等委員会のことは全て伊吹筆頭から任せちゃったものですから、ちよつとこれは大変だなと思いつつも、今、その仕事をしています。しっかりと充実した審議を行い、もちろん、これだけの大法案でありますから、拙速というわけにはいかないけれども、必要な審議を行えば、きちんとこの委員会で採決をする。当然のことです。そして、衆議院本会議に上程をする。

しかし、我々はそう心から考えているんだけれども、野党の方は積極的に審議をしよう、採決を必ずやろうと言っているけれども、与党の方がどうも、聞こえてくる声を聞けば、及び腰だ。やれ継続だ、大幅延長だ。場合によっては与党が審議拒否に入るんじゃないか、場合によっては審議を理不尽に引き延ばすことに入るんじゃないか。まあ、余り悪い話を先走って申し上げてはいけないうのかもしれませんが、そのことが非常に心配になるわけがあります。

野党理事の立場で、ではいつごろこの委員会で採決だということを申し上げる立場にはないかもしれませんが、あえて申し上げれば、しっかりと審議が予定どおり進めば、六月半ばぐらいには一定の判断をする、そういう環境さえ整うんじゃないか、そんなことを武正さんとは言っていない。

るんだけれども、総理も恐らくそういう気持ちでいらつしやると思うけれども、しかし、全く別の思いや考え方を持っていられつしやる方がいるとすれば、これは大変なことであります。

確認のため。必ず本委員会でも採決を行う、そして採決の後は衆議院本会議で議決を行う、当然のことですけれども、必ずそうするんだということ、総理として、民主党の代表として、もう一度確約をいただきたいと思えます。

○野田内閣総理大臣 待ったなしの改革だということ、こういう特別委員会という形で特別なお計らいをいただきながら御審議をいただいているんです。

私どもは提案者であります。提案者であるということは、御提案をされていることを御理解いただいて、そして国民のために成立をさせるということ、それが最大の責任であります。その責任から逸脱した行為は基本的にあり得ません。お願いをしている以上は通す。

もちろん、委員御指摘のとおり、拙速で決まる話ではありません。重要な観点がいっぱいあります。でも、議論を尽くして、尽くした後にはお互いに歩み寄って成案を得るということを国民は求めていると思えます。

決断をする政治の象徴的なテーマと従来から申し上げておりました。そこから逸脱することは基本的にはあり得ませんということは、ぜひ信頼をしていただきたいというふうに思います。

○逢沢委員 総理の、より一層の強い、また適切なリーダーシップを、まずきょうの段階では改めて心から期待をいたしておきたいというふうに思います。

さて、審議が始まってまだ四日目でありましてけれども、四日間私も議論を聞いていまして、これはなかなか難しい道筋に入っている、そう率直に感じるところもあります。

戦国武将の戦いに例えるとすれば、天の時、そして地の利、人の和という言葉があります。野田

総理の面構えを見ると、そうですね、よろいかぶとを着せれば非常に似合うかな。岡田副総理も似合いそうですね。安住さんはちよつと、余りかもしれません。

戦国の武将は戦いに挑むに当たって、まさに天の時、地の利、人の和、そういうことに思いをめぐらせてたんでしょう。そして今、総理はまさに不退転の決意でみずからの戦いに挑もうとしておられる。もう船は出たわけでありまして。

本当に今、天の時になりつつあるのか。国民のこの議論に対する共感、理解、とりわけ消費税を引き上げることについて理解がぐっと進みつつあるのかどうか。あるいは、マニフェストの整理の議論を中心とした道筋、折り目がきちんとつけられたところがあるのかどうか、理屈が整理されつつあるのかどうかということ。そして、人の和について、先ほども申し上げたまでもないわけがあります。若干、先ほどもそのことに関することについて、もう一度確認をさせていただいた。

天の時、地の利、人の和。まさに総大將野田総理の立場から見て、今、どのようになぞからの大チャレンジを認識しておられるのか、どういう状況にあるのか、率直に語っていただきたいというふうに思います。

○野田内閣総理大臣　まず、天の時かどうかでありますけれども、これは去年の八月三日号だと思えますけれども、イギリスのエコノミスト誌に書かれた日本の記事。イラストでオバマとメルケルが出ていて、二人とも和服を着ている、メルケルはかんざしを挿している、背景は富士山。タイトルは、これはいわゆる日本化する欧米でした。それぞれ債務上限問題、債務問題を抱えている中で、自己決定できない政治についての批判、それは日本と同じじゃないかという論文なんです。そこが、今、国際社会が見ている目だと思えます。

決定しなければならぬ、もう待たなしたの状況。特に、国内的にも社会保障の改革を切望している国民が多い、そして欧州の債務危機等もあつて、財政も、よくこれは市場の警戒感を要注意で

見なければいけないという意味で、天の時とか、もう時は外せない、時は今だというふうに思っています。

それから、地の利は、何をもちて地の利とするか難しいんですけども、少なくとも、我が党において一昨年の十月から、先ほど来ずっと申し上げているように、丁寧な議論を進めてきたつもりであります。議論は積み上げてきている。御党においては、当然、もうこれまで社会保障のあり方、税のあり方について蓄積があります。そういう利というものは本来今あるのではないかと思えますし、そういうことを踏まえて先ほどの建設的な御提言もいただいたというふうに思っています。

それで、和のところですね、問題は、和のところは、今は党内の問題としてお話しされましてけれども、やはり国民の理解だと思えます。何のための社会保障改革、そして税の改革なのか、その意義をしっかりと伝えをしながら、国民のいわゆる理解が広がるように一生懸命努めていきたいというふうに思っています。

○逢沢委員　困難な仕事であればあるほど、大仕事であればあるほど、やはりこの言葉を肝に銘じなきゃならぬのだらうと思えますよね。野田総理のひとりよりがりで物事はもちろん成就しない。まあ、ちよつと失礼な表現だったかもしれない。あるいは他力本願、最後は野党だつて何とかしてくるだらう、最初からそういう気持ちがあるとすれば、やはりうまく物事は進まないんだらうというふうに思っています。

きちんと地の利を整え、そしてまずは政府・与党内の和をしつかりつくり上げていく、そうすれば、天の時を引き寄せることができる、あるいはそれにつながる、そう議論を整理させていただきたいというふうに思っています。

さて、いろいろこの議論がなかなかそろわないのは、やはり行き着くところはあのマニフェストの問題なんだらうというふうに思っています。

○九年の、民主党の皆さんが選挙のときに掲げたマニフェストをどう今回の議論との整合性の中

で整理ができるかということにやはりなつてくる、そこに行き着くんだらうというふうに思っています。

そこで、ちよつと理屈の整理を総理との間でさせていただきたいわけでありまして。

今我々は、議院内閣制の中で、こうして政府・与党、野党の立場で真摯に向き合っているわけでありまして。一番大切なのは国民との契約、約束、つまり、政権選択のときの選挙のマニフェストです。政権選択のときの選挙のマニフェスト、これで四年間、この人を総理に、この党に国民生活や外交や国の安全を託そうということで国民が判断する、それが一番大事に決まっています。

しかし、お互いに、議院内閣制でありますから、党首がかわることはありますよね、その任期の間に。自民党だつて総裁選挙がある。あるいは、民主党も代表選挙、毎年のようにありましたけれども、選挙がある。政権公約で掲げたときの公約と、その代表選挙に出て当選をされた方のいわばマニフェストが、余り差異がない、主要政策において一致したら問題がないかもしれないけれども、しかし、主要どころで、大どころで、骨格をなす政策で大きく違うということがあつたとすれば、それはあるでしょう、今回の民主党の場合がまさにそうだということも言えるんじゃないでしょうか。自民党も民主党も将来そういうことがあり得るわけでありまして。

その場合に、選挙のときのマニフェストと代表選挙に出て立候補した人が掲げたマニフェスト、どっちが優先するんですか。どっちをとらなきゃいけないんですか。一般論、基本論で整理をすればどうなるというふうに総理はお考えでしょうか。非常に大事な議論なんです。

○野田内閣総理大臣　大事な御指摘だと思えます。基本的には、やはり総選挙の際に示された民意、その民意を問うために打ち出したマニフェスト、これが大事だったというふうに思っています。それはやはり、国民の皆様にはこういうことを

やりたいということをお訴えしながら、わざわざ投票所に足を運んでいただいて投票行動をしていただいたわけでございますから、この重みというものには十分自覚しなければいけないと思えます。だから、そこにおいて消費税を語っていないかつたことについては、ずっと御批判をいただきました。そこは甘んじて受けなければならぬし……（逢沢委員）そこはまだ次の議論だからと呼ぶ次の議論。済みません。

では、その後の民主党代表選挙の意味なんです。これは、私、昨年の九月、しっかりとこの社会保障と税の一体改革をお訴えさせていただきました。もちろん、マニフェストに比べれば、その位置づけは、それは比較からすれば低くなると思えます。

だからといって、全然軽いものではありません。なぜならば、それは、我が党の今の代表選挙は総理を選ぶ選挙になりました。総理を選ぶ選挙を、多くの有権者を背景にして、それぞれの議員の皆さんが投票行動をしています。この国のためにどうするかということ、政策の優先順位を決めて、しっかりとそれぞれが投票していただいていると思えます。

したがって、全く国民の民意からかけ離れた投票行動ではないと思つていますので、民主党代表選挙でお訴えたことも私は重たい公約だと思つております。

○逢沢委員　大切なところでありまして、きちんと整理をさせていただきたいというふうに思っています。

いろいろ私も勉強してみました。二十一世紀臨調、いい思い出やさまざまな思い出がありますけれども、東大の佐々木先生や飯尾先生や、いろいろな方とのディスカッションをしました。私の結論は、やはり選挙のときの公約が一番大事。しかし、国際情勢も変わるでしょう。経済やさまざまな状況が変わつて、選挙のときはこう言つたけれども、新しい代表は別の新機軸を打ち出す、こう

いうことだつてあるんです。そのときどうするか。

それは、新しい代表が掲げて、党の皆さんがみんな選んだ新代表の訴え、新代表のマニフェストを党のマニフェストにきちんと議論し、整理をしていただいて、それで選挙を行う。選挙を行って、国民の皆さんとの新しい信頼関係、契約を結び直して初めて正当性が出てくる。

政策が大きければ大きいほど、枝葉末節のことを言っているんじゃないんですよ、国家経営、国家運営の根幹にかかわること、まさに今がそうですよ。前の選挙、それはもうマニフェスト違反ではないというふうにおっしゃるかもしれない。四年間は上がらない、いや、議論はしないとは言わなかった、いろいろなことをおっしゃるけれども、言われれば言われるほど、国民の皆さんはふざけるという気持ちを持たれるんです。

十六兆八千億円でこれもやる、あれもやるという民主党から、社会保障の安定、継続性のためにはやはり消費税を一〇%まで上げなきゃいけないんだという野田政治、これは百八十度違うわけですよ、国民の皆さんから見れば。それをどう整理していくか。岡田副総理はいつものようにやにやしながら首を振っておられますけれども、それは野田さんの方がよっぽどか態度が真剣ですよ。さすがに総理だというふうに思います。その整理というものをやはり私たちは大事にしていかなければならない。

今の混乱、党内の混乱、あるいは国民新党でもいろいろあったようでありませうけれども、さまざまなのは、今私が申し上げたような整理がきちんとなされていらないからそういうことが起こってくる。

そして、国民の皆さんも、今どういう目で見ているかという、それは、社会保障のこれからを考えれば、まあ一〇%程度はやはり引き受けなきゃいけないのかな、だんだんそういう理解も進んできているでしょう。

しかし、今の野田総理に、今の民主党政権にそ

れが本当にできるんだろうか、やつてもらっているだろうか、だんだん時間とともに大きな疑問が出てきている、率直に言つて、そういう今の状況ではないかというふうに思います。

今の私の発言を受けて、総理、もう一度発言をいただきたいと思います。

○野田内閣総理大臣 改めて、よく頭の整理ができました。かなり、私の言いたかったことも逆に言っていたように思います。

マニフェストで掲げたことは大きいんです。ただ一点だけ、マニフェストで言っていないことと今回提起していることは百八十度違うわけではないんです。私どもも社会保障のあるべき姿を考えてきたし、財政健全化については考えてきました。ただ、消費税という形で明言をしていなかったことは、これは率直におわびしなければなりません。おわびしなければなりませんけれども、この問題を提起することの必要性と正当性はあるというふうに私は思っています。代表選の公約との関連の整理づけは大変参考になりました。ありがとうございます。

○達沢委員 きちんと整理すべきことを整理し、まさに地の利をしつかりと整えていただきたい。もう一度申し上げておきたいと思っています。

来週にも野田総理は小沢元代表に会われるというところ、そう報道で承りましたけれども、そういうことになるとうれしいんですけど、

○野田内閣総理大臣 来週のことか段階ではお会いできるというふうに思っております。

○達沢委員 元代表にお会いになって、どんなお話をなさいますか。

○野田内閣総理大臣 この大事な法案、一体改革のこの関連法案についての、改めて御協力をお願いしたいというふうに思いますし、大局観に立って、どうしてもこれは必要な法律であり、成立させなければならぬということをしっかりと御説明させていただきたいというふうに思います。

○達沢委員 この大切な委員会が始まって、来週

というとうとう相当審議も進んでいますよね。あすはいわゆる総括的質疑が終わつて、予算委員会的に申し上げれば一般質疑、グループ分け質疑ともいいますか、そういう段階に入ってくる。そんなタイミングでそういう会談を持たなければならぬ、ようやく持つことができる、そういう現実、国民は本当に、不安な、あるいは心配な気持ちを持っていらつしやるんだろうというふうに思うんです。

先ほどの整理をさせていただいた議論を大事にさせていただくとすれば、これは多少僭越な言い方になるかもしれないけれども、総理の立場と元代表の立場は平行線というふうに伝えられていますよね。一致点を見出すとすれば、やはりこれしかないんじゃないでしょうか。つまり、代表に選ばれた私の考え方、私のマニフェスト、それを民主党全体のマニフェストに整理をして、そして国民の信任を得てしっかりと成案を得ていこう、そういう手順を踏もうじゃないかというふうに小沢元代表に話されたらいかがですか。

マニフェスト違反というふうにおっしゃっておられるわけでしょう。そう伝えられている。マニフェスト違反を乗り越えるためには、先ほど、理屈の整理がよくついた、頭の整理がついたというふうに総理はおっしゃっていた。

総理は代表選挙で本場に格好よかったです。消費税の必要性を訴えた。前原さんが出てくると聞いたときは、これはもう泡沫候補になるんじゃないかと友人の一人として本場に心配しました。しかし、大変な粘り腰だった。そういう野田さんを支えようという考え方が党内にあるんだということがよくわかりました。

だから、自信を持って、野田さんの考え方を民主党全体の考え方に整理をして、そして国民との契約を結び直して堂々と胸を張ってやろうじゃないか、こういう議論を小沢先生にされれば、小沢先生という方はある意味で非常に筋道立った方というふうに思う。そこだけ見れば、マニフェスト違反だという国民の声を受けた小沢先生の発言の

方がやはり当を得ているなというふうに大半の国民の皆さんも思っているんじゃないでしょうか。ぜひしっかりと整理をしていただくことを心からお願い申し上げます。また午後一時から議論をさせていただきます。午前は終わります。

○中野委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。達沢一郎君。

○達沢委員 午後もうございましてお願いいたします。

午前中最後の質疑の中で、来週にも民主党で予定されていると報道されました、野田総理、野田代表と小沢元代表の会談のことです。端的に申し上げます、マニフェスト違反であるかどうか、この溝をどう乗り越えるか、そのことについて、他党のことながら、僭越とは思いますが、ある種の提案のような発言をさせていただきました。民主党の代表と元代表の会談ではあるけれども、これはやはり国家の立場からしても、今後の日本を考えても、本場に重大な会談であると考えてからこそ申し上げたわけでありまして。

私が整理をさせていただくとすれば、それは、午前中の繰り返しになりますけれども、消費税を引き上げることが社会保障の安定や持続可能な体制を確保する、財政再建の道を開いていく、どうしても必要だ、そういう考え方を民主党全体のマニフェストに、きちんと議論を重ね、手続を踏んで整理をされ、それを新たな民主党の皆さんのマニフェストにして国民の審判を仰ぐ、選挙をやる。国民の皆さんともう一度契約、約束を結び直して、胸を張って正々堂々、そういう体制をつくって消費税を引き上げ、社会保障制度を安

定させる。そういう正道、王道を歩んでいただきたい。また、そういう方向にぜひ民主党全体を持っていく、そして小沢先生を説得し切る。これはもう本当に、総理として鳥肌が立つほどの殺気を持って、また裂帛の気合いを持って小沢元代表に向き合っていただきたい。

そのことをもう一度総理に、あえて要請させていただきたいというふうに思います。期待をしたいというふうに思います。ぜひ総理の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○野田内閣総理大臣 来週中には小沢元代表とお話をしたいというふうに思っております。

これまで、一昨年の十月からの議論の経緯もございまして、これまでの議論の積み重ねで、党内からいただいた御意見を最大限今回の法案に取り入れるということも含めて、まさにこれは党議になつて、党の方針になつていっていることは基本的な認識として一致しなければいけないというふうに思います。

残念ながら、小沢元代表におかれましては党員資格停止状況が続いておりますので、党内のいわゆる意見交換の場には参加をされておりません。そういうところのギャップもあるかもしれませんが、きちっとこれまでの経緯と、そしてなぜやらなければならないか、もともと消費税の引き上げに絶対反対というお立場ではないというふうに思いますので、大局観に立つて腹藏なく話をすれば、きちっと御説明をすれば御理解をいただけるものと私は確信をしておりますので、そういう機会にしたいと思っておりますし、もちろん、小沢元代表におかれましては、これまで党内の議論に参加をされていなかった部分、いろいろお話をしたいこともあるんだらうと思っております。そういう御意見もよく伺いをしながら、基本的には、でも、党の方針として固まっているということについては御理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

○逢沢委員 いずれにしても、野田・小沢会談、幹事長も同席をされるというふうに承っております。

すが、私どもの立場でしっかりと注目をさせていただきたいと思っております。

さて、野田総理、余り聞きたくない話だと思つてしまふかもしれませんが、参議院において問責決議案が可決をされた、いわゆる問責二閣僚をどうされるおつもりですか。今のままでこの委員会を進めようというおつもりなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○野田内閣総理大臣 参議院といういわゆる我が国の二院制の一つの院、ハウスにおきまして問責決議が可決をされたわけでございます。このことの意味というものは非常に重たく、そして厳粛に受けとめなければいけないと思っております。

その反省を持って、緊張感を持って各閣僚は職責を果たすように指示をしていますが、特に、問責決議が可決をされた二閣僚におきましては、より大きな反省のもとに職責を果たしていただきたいというふうに思いますし、今回の一体改革法案を含めて、その他の重要法案には、ぜひこれは切り離してお考えをいただき、議論が前進できるように御協力を賜ればというふうに思います。

○逢沢委員 旧来からの答弁の枠を出ない野田総理の言葉に、本当にがっかりする気持ちであります。

本当に総理は、今回の一体改革に政治生命、命をかけようとしておられるのか、その根本がやはり問われる事態になつてきたなというふうに私は思うんですね。もう後がない、この一点にかけろ、そういう総理のお気持ちであるとすれば、先ほど天の時、地の利、人の和という言葉も使いましたけれども、しっかりと地の利を整えていただかなきゃいけない、またそれが当然ではないかなというふうに思うんですね。

確かに、二人の閣僚は、直接今この委員会に扱っている法案の所管大臣ではないかもしれない。しかし、消費税を引き上げるわけでしょう。十三・五兆円ですかね、安住大臣の計算。なぜ一%が二・七兆円かという議論がきのうありましたけれども、一応、公式的には十三・五兆円の新

たな負担を国民の皆さんに求めようと。最初のときは減税先行だった。二回目はいわゆるレベニュー・ニュートラルというんですか。今度はもう、もろ負担を国民の皆さんにお願いする。社会保障であるからとはいっても、これは大変大きなことであります。

それだけの新たな負担を国民に求めようとする大事業をやるうとするときに、内閣に問責を受けた閣僚が二人もいる。一点のしみもない、真つさの、真つ白な、正しい、清い、そういう内閣を堂々とつくっていただきたい。そうじゃなきゃ、総理、国民がかわいそうじゃないですか。国民がかわいそうですよ。国民の皆さんだって、それは理を尽くして語ればわかるんです。だんだんわかる面もあると思う。しかし、こんな、一院から、大臣とは認められない、そういう烙印を押された閣僚を抱えたまま、何で強引に前に進めることができるのか。

これはもう本当に、野田佳彦という人と長年つき合ってきたけれども、最も野田佳彦さんらしくない、今本当に見たくない姿を、率直に申し上げて、言にくいけれども、言にくい割には大きな声で申し上げていますけれども、そう申し上げなくてはならないというふうに思います。

きのう、公明党の斉藤先生からも指摘がありましたよね。国交大臣だつてここに来てもらわなきゃいけませんね。住宅税制の議論もありましたよ。賃貸住宅をどうするのか、引き続き非課税であるべきだと思ふけれども、そんな議論も必要だし、自動車の重量税、取得税の問題、これはやはり整理すべきだと私も思うけれども、そういう問責を受けた、大臣とは認められない方と議論できないわけですね。質疑できないじゃないですか。

質疑ができるきつちりとした環境を総理の責任においてぜひつくっていただかなきゃならない。内閣全体でこの大改革に責任を負う立場なんですよ、皆さん。総理が一番のその立場だけれども、全閣僚でこの大改革に責任を負う立場である

ということであるとすれば、速やかに国民が納得いく結論を出していただきたい。あらゆる世論調査を見ても、この二人は閣僚としては適格ではないということも国民の皆さんも、五割を超え、六割、場合によっては七割、そういった国民の声、総理に届いていないはずがないじゃないですか。

どうですか。もう一度しっかりとお答えをいただきたいと思ひます。

○野田内閣総理大臣 御批判は、厳しい御批判でございますけれども、その声は真摯に受けとめさせていただきますと思ひます。

そういう御批判が国民各層にもあるということも承知をしておりますけれども、先ほど来申し上げたとおり、その批判にいつぱい応えるべく、しっかりと今まで以上に責任感を持ってその職責を果たしてほしいという気持ちのもとで、その上で、ぜひ引き続き御審議をお願いしたいというふうに思ひます。

○逢沢委員 今、大変残念な発言でありました。

参議院において問責であります。総理も昨日おっしゃったように、衆議院の審議そして採決、そして参議院において議論が行われ、採決があつて、初めて成案を得る、法案が成立する。参議院で問責を受けたということの重さ、参議院だから衆議院はいんだということの重さ、参議院だからではありせんけれども、その意味もしっかりと受けとめておいていただかないと。そのことを申し上げておきたいと思ひます。ぜひ善処いただきたい、重ねてそう発言をさせていただきます。

さて、きょうは日銀の政策決定会合ですが、開かれて、もう終わったというふうに聞いておりますが、何か新しい判断、新しい決定が生まれたんでしょうか。

特に、ヨーロッパの方からさまざまなニュースが届いてまいります。ギリシャについて、あるいはスペインの銀行あたりも相当厳しい状況にある。それを受けて、新たな為替やあるいは株価の動きになっている。大きく報道されていますね。

そういう状況の中で、きょう、どんな判断が下されたのか。時間の都合もありますので、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○木下参考人 お答え申し上げます。

先ほど政策決定会合が終わりまして、後はど総裁が記者会見させていただけるというふうにご考慮しておりますけれども、簡潔にお答え申し上げますと、これまで、基金により長期国債の買入れの枠、二十兆円までございますので、これを積み増すことによりまして、引き続き強力に金融緩和を進めてまいりたい、このようなことになったところでございます。

○達沢委員 安住大臣、こんなことでいいんでしょうかね。

午前中、茂木政調会長から、二月十四日のあの新たな用語の理解の仕方等々については細かく確認をいたしました。繰り返したいと思ひません。

二月十四日、国民は事実上の「インフレターゲット」と受けとめた。また、市場もそう理解をした。それを受けて、円安あるいは株高の方向に進みました。お手元に資料を、午前中も同じ資料を配りましたけれども、明らかであります。テレビを通じて、国民の皆さんも一度この折れ線グラフを見ていただきたい。

二月十四日のところに線を引いているわけでありまして、確かに、目に見えて円安そして株高、よい方向に進み始めた。日銀もやと重い腰を上げてくれたんだ。そして、安住大臣にも期待がかかっているかもしれない。政府と日銀、財政当局と金融当局が緊密に連携をして、これをきっかけにより方向に日本を導いてくれるのか。と、市場もあるいはまた国民も期待感を持ったわけでありまして、しかし、長続きしませんでしたよ。

為替の方は、三月十五日が、私の見方に間違いがなければピークで、八十三円七十四銭まで行っただけけれども、また円高の方にずつと振れてきた。株価が一万円台を回復したのは、三月十四日から、わずか四月三日まででありますから、二週

間少々ということでしょうか。ピークは三月二十七日の一万二千五百五十五円十五銭であります。

あの二月十四日は一体何だったんだろう。十分だったのか、あるいは方向が必ずしも的確ではなかったのか、その後のフォロワーの仕方がよくないから、こういうことになったのか。

もちろん、為替であるとか株価は日本だけの状況で決まるものではない。ヨーロッパがどうなる、アメリカの景気、中国、アジアの動き、そして何よりも、株価については、外国人の方がどう判断し、どう動くか。いろいろなことがあるにしても、この折れ線グラフにまた国民は、恐怖感、不安感、あの二月十四日は一体何だったのか、あの後、安住大臣はどうしていただけたのかというふうに今思っているわけですね。

財務大臣、どうしてこういう状況を招いてしまったのか。そして、そういう状況にもかかわらず、きょうの午前中の会議では、一段の踏み込んだ新たな決定、このままじゃまずいぞという判断に基づく新しい判断というものがあったというところでしょ。これをどう我々は受けとめたのか。国民にどう説明をするのか。まず、財務大臣からお伺いをしたいと思います。

○安住国務大臣 日銀の問題もありまして、また、達沢先生御存じのとおり、やはり欧州での特にギリシャの問題等々、それからアメリカの指標が思ひのほか、期待に反してあります。少しよくなかったという点もありまして、やはり日本の株式市場は、外資の話がありました、非常にそうしたものに、アメリカの市場に反射的に影響される傾向が強まっております。

ですから、日本の株式会社個々の上場企業の実況が非常に堅調であっても、残念ながら、それを反射するよりは、ニューヨーク市場が明け方まで下がれば日本も下がっていくような残念な傾向がございます。ですから、実体経済は決して正しく私は反映してないのではないかということ、再三三回見では申し上げております。

日銀につきましては、七十兆円になる基金の増

額によって、積極的な、いわゆるマネタリーベースの増強というのはやってきております。さらなる、この一％を目指して緩和というものを私は適時適切に弾力的にやっていただけたらと思ひますが、一つだけ申し上げますと、ベースの部分であっても、日本の場合、マネーサプライ、つまり市中のお金をどういうふうには回していくのかというところに、やはりもう一つの問題が存在をいたします。（発言する者あり）これは財政の出動も確かに必要かもしれません。これはあるんです。（発言する者あり）いや、それは公共投資、しっかりやっていきますから、ですから内需が起きて底がたいんです。

ただ、一方で、構造的に調整をしないとけない部分というのはやはりあって、長年、自民党も、二〇〇〇年以降、数次にわたる公共事業投資をやつてまいりましたが、それでもやはり、ではデフレは直つたかといえそうではないわけで、そういう意味での国内における構造改革、そうしたのもやはりやっていかなければならないので、政府と日銀と一体となつて、この状況というものをしっかりと克服していかなければならないと思っております。

○達沢委員 またしっかりと議論をしたいと思ひますが、日銀に発言していただく前に、実は、二月十四日、こういう決定をしたにもかかわらず、翌月三月、その次の四月、対前年比、比べますと、マネーサプライ、貨幣供給量、市中にどれだけお金が出たかということを見ると、実は減っているんですね。減っている。どうしてなんだろう。

説明ぶりは、いやいや、これは去年の三月十一日、あの震災、お金をたくさん出したんです、三月、四月、もうべらぼうに出した、それと比べれば確かに減つてはいるけれども、しかし二月十四日の決定の趣旨、それに反する貨幣供給量ではないんだ、そう理解をいただきたいとの説明でありましたが、本当にそれを真に受けていいのかどうか。そういう説明ぶりは、三月、四月、マネー

サプライが減っているという報道に、しかし去年こうだったからという解説、説明は何にもないわけですね。もしそうだとすれば、財務当局あるいは日銀が、いや、これは国民に誤ったメッセージを送ることになるからということで、矢の催促というのか、ふざけるなということに怒らなさいいけない。怒つたのかもしれないけれども、そのあたりのことがちつとも国民に伝わってきていないわけですね。

そのことも含めて、きょうのこの決定、ヨーロッパの動き等々を考へて、本当に国民にどう説明をされるのか、納得いくことなのか、端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○木下参考人 お答え申し上げます。

まず、マネタリーベースのことでございますが、先生今御説明いただきましたとおりでございます。そして、それを国民の皆様にもちゃんとお伝えするというところにつきましては、私もなにより力を尽くしているところではございますけれども、今後ともさらに、御指摘を踏まえまして頑張りたいと思っております。

それから、金融政策につきまして、二月十四日でございますが、マーケットの動きにつきまして、先ほど財務大臣からお話ございましたように、いろいろな要素が反映いたします。そういう意味で、その中で二月十四日につきましては、私どものとつたアクションが好意的に受けとめられて、そういうような流れになったというふうなことで承知いたしております。

しかしながら、金融政策の効果が実現していくプロセスにおきましては、実際に金融市場に働きかけ、経済活動に影響を及ぼしていくというところでございます。そのラグもよく見きわめながら適時適切に運営をしていかなければならないということでございます。そういうようなことを勘案しつつ、今後とも適切に強力な金融緩和を進めてまいりたい、こういうふうにご考慮いただいております。

○達沢委員 どうやってデフレを乗り越えていく

か。行き過ぎた円高を是正していくか。簡単な話ではないことは、もちろん我々も理解をいたしております。引き続き、しっかりとこのことについては議論をさせていただきたいというふうに思います。

さて、私の持ち時間もあと五分足らずということですが、野田総理にもう一度伺いをいたしたいと思います。

野田総理は、生まれと育ち、出身が千葉の船橋、首都圏ですよ。東京の、大きな意味では近郊ベッドタウンと言えるかもしれません。いわゆる地方の感覚、地方が今どういう状況になっているかということに、都会育ち、シティーボーイの野田さんが疎いということを最初から言うつもりは決してありませんけれども、地方の経済の苦しさ、特に地方経済の主役、担い手はやはり中小企業、中小零細ですよ。被災地であればなおさら、二重に三重に大変な状況にあるわけでありま

す。きょうの日銀からもらった紙を見ますと、経済は横ばいの圏内だとか、持ち直しに向かう動きが明確になりつつあるであるとか、設備投資は、企業の景況感に改善の動きがある、緩やかな増加基調等々、全体を整理すればこういう表現になるのかもしれないけれども、しかし、実際に岡山がどうなっているのか、九州がどうなっているのか、あるいは宮城がどうか、そういうところにもっと総理は日本の最高責任者として細かい神経を使っていたきたい。また、どうなっているかということについて目を向けていただきたいというふうに思います。

失業率でありますとか、あるいは有効求人倍率でありますとか、あるいは信用保証協会で集げつた分ですよ、弁済率がどう動いているのか、そういうことには目を通していただいているんだらうというふうに思うんだけど、こういういった数字の、こういった指標の向こう側にある本場の現実、本場の実態、この数字の向こう側にある油のにおいや、あるいは泥のにおいや汗のにおい

や、そういうものにもっと敏感な日本国の宰相であっていただきたい、心から私はそう願っているわけでありま

す。結局、今回の一体改革を成功させるのは、もちろん、国会で法案を通すということになると、やはり自民党の協力を取りつけないといけない、あるいは野党に何とか協力してもらわなきゃ参議院を乗り越えない。確かにそれはそうであるけれども、もっと直接総理が国民一人一人に向き合うという姿勢を大事にさせていただく、そういう姿勢をもっと前面に出していただくという姿勢が本場に私は大事ではないかなというふうに感じております。

町工場のおつちゃんに、あるいは商店街のおばちゃんにどう理解をいただくか、納得をいただくか。これはもう今でさえ大変なのに、ハパー、一〇パー、とてもじゃないけれども転嫁できるわけないですよというふうには、まあ、私の理解では十人が十人そう感じているわけなんです。売り上げも落ちる。本場に不安がいつぱいあります。そういう人たちに直接総理が的確なメッセージを届けていただくということの必要性、重要性、きょうは時間が来ましたのでまた再度再度この議論をさせていただきま

す。一言、地方で頑張る中小企業、地方で頑張るさまざまな立場の方々に今総理はどういうメッセージを届けられるか、簡潔に発言をいただきたいと思

います。○中野委員長 野田内閣総理大臣、一言でお願いします。

○野田内閣総理大臣 私どものお師匠さんの松下幸之助さんも、中小零細企業からスタートした。中小零細企業が希望を持って働ける環境をつくるのが日本の元気の源だと思

います。○逢沢委員 質問を終わります。

○中野委員長 これにて逢沢君の質疑は終了いたしました。

次に、野田君。

○野田(毅)委員 今週に入りまして、我が党から、石原幹事長、伊吹筆頭理事初め、今の逢沢さんまでちょうど十人、こうして主として総理を中心にしての質疑をいたしました。

私が今回のシリーズの本日の最終バツターということになるわけですが、既にこれまでのやりとりの中で、率直に言って、かなり進んだかなと思

うところもあるんだけど、全く乗り越えられないというハードルもあるんだな、種々あるように思いました。その点はこれから後で進めていきたいと思

います。そこへ入ります前に、けさの報道にあつたんですけれども、格付会社のフィッチが日本の国債を格下げしましたよ

ね。一民間の格付会社の判断に一喜一憂するのはつまらぬ、それはそれでまあ横目で見えておけ

るという判断もあるのかと思うけれども、ほかの格付会社も当然横にらみをしているだろうし、そもそも何でそういう判断になったんだらうか、その背景、これはやはり大変気になる、放置しておくわけにいかないね。これはもう御承知のとおりだと思

います。それは、当面の日本の財政赤字が減るとか減らないとかだけじゃなくて、構造的にどうなのかと。特に、消費税の引き上げを結局はし切らぬの

じゃないかという日本の政治構造に対する一つの評価というようにことが反映されているという見方もあるわけで、そうすると、事はそう甘い話ではない。

これは、率直に、おたおたすることはないけれども、過小評価することはいかぬのだらう、こんなふうに私は思っています。

この点について、簡潔に総理から受けとめをお伺いしたいと思います。

○野田内閣総理大臣 これはもう野田先輩御指摘のとおりであります、基本的には、民間の格付

実は、中曽根さんのときもやったんですが、それは今で言うよりも物すごく大変なことをやったんですよ。三公社五現業からなくなったり、三六赤字をなくしたり、国家公務員は十万人削減したり、それから、当時、まだ物価が相当上がっている時代に、五年間一般歳出の伸びゼロで抑え込んだり、本当に、民活をやったり、特にあの強烈なブラザ合意の後の円高、あの中で、内需拡大はせにやいかぬ、財政は悪くできないという中で、のたうち回りながらやってきた。もうこれでいいんじゃないか。そして、マル優改革もやってきた。やるだけのことをやっちゃったよ。それで、よからうと思っただけでも、やはり潰れたんだ。一言、約束違反ということで売上税は潰されたんです。

つまり、そういう意味で、国民の理解を得なければ選挙は通りません。だから、やはり何より先に大事なことは、国民の理解を得ることが最優先のテーマなんです。政治家だって選挙で成り立つんだから。国民が反対している中を、それはとてもじゃないが、偉そうなことは言えませんがね。だから、それだけに、公約違反ということの重みは大きいんですよ。ということ、私はあえて三つのハードルをこの前申し上げたんです。(パネルを指す)

本会議でも指摘しました。そういう意味で、まず国民の理解、これはやはり公約問題、マニフェスト問題です。これをどう乗り越えるんですか。それから、民主党内政局。全く、総理のおっしゃること、どうやら、幹事長以下の皆さんの最優先のテーマが食い違っているんじゃないか。片っ方は、消費税を政治生命をかけてでもやらなきゃいかぬとおっしゃっているんだけれども、幹事長以下の皆さんは、むしろ党が割れないことを最優先にして、消費税は二の次になってしまっているという大きなそこがあるということ。

もう一つは、政策論としては、我々は、今回の社会保障に対する考え方、政府から出された、あるいはさまざまな基本法、年金なりいろいろあり

ますけれども、随分と違いますねという問題。税制も、この前も指摘したとおり。これは幹事長からもお話があったけれども、二十八項目ずつと検討が並んでいて、これはとてもじゃないが税法の体をなしていないね、これはとてもじゃないが、このままそんななり賛成などという話にもならないねというようなこと。

幾つかハードルがある、こういうことです。私ばかりしゃべってはいけませんので、総理にも聞いておきたいと思うんです。

そこで、国民の理解というのは、やはりマニフェスト問題ですよ。もうずっと我が党は指摘をしてきました。多くを言いません。ただ、簡潔に言えば、マニフェストをつくる責任者の一人であつた小沢さんが、明確に、違反だと言っているんだ。これは、幾ら野田総理がおっしゃってても、作成責任者が違反だつたと言っちゃっているんだから、これはもうやはり、素直に認めなきゃいけない方がいいです、余りあれこれあれこれおっしゃらないで。

だけれども、違反かもしれないが、もともと今大事な立場に日本は直面しているんだ、むしろそう率直にお話しになった方がずっとくるんじゃないのか、こう思うんですが、もう一遍、どうでしょう。

○野田内閣総理大臣 マニフェストでも、あるいは歴代の代表が掲げた政策でも、社会保障改革はずっと明記をしております。残念ながら、その安定財源としての消費税を位置づけた議論はしてきておりませんでした。もちろん、議論はやってききましたが、明確に国民の皆様に、マニフェストも含めて、打ち出しはしていませんでした。ということ、そのことについては、先般の本会議でもお尋ねがございましたけれども、この三つのハードルの中の大変重要な大きな壁、ハードルになっているというふうに思います。そこは率直に認めて、私は、心からその点はおわびを申し上げたいというふうに思います。

回出している法案に正当性がないということではございません。確かに、これは余りにも大き過ぎる課題です。これまでも、歴代の先輩たちの御苦労というお話を聞きました。きのうも竹下亘先生から竹下登先生の御苦労等もお伺いをいたしました。それぞれ、私よりもはるかに政権基盤が安定をし、ねじれてもいない国会の中でも、大変な御苦労をされたということでもあります。

そんな大きな課題でありますけれども、あえてここで法案として議論に供しなければいけないということは、それだけやはり待たなしの状況がもう今まで以上に迫ってきている。財政は今までより悪化している、社会保障の未来に不安を持っている人もたくさんいる、それは一日も早く解決しなければならぬし、G8でも、財政と成長のまさに両立を図ることが今世界的な課題になっている中で、日本がその戦列からおりていくわけにはいかないという状況の中で、まさに待たなしだということに思いますので、そういう、今までのことで不備があつたこと、足らなかつたこと、言わなかつたこと、言い過ぎたこと、いろいろなことも含めて心からおわびをしながらも、しかし、この改革はやらなければいけないということの御理解を強く求めていきたいというふうに思います。

○野田(毅)委員 率直なお話をいただきました。総理が今おやりになろうとしていることは、私は間違っているとは思いません。ただ、その思いを具体化していくにはハードルがあるな。というのは、マニフェストの問題は、あのマニフェストを守らなかつたことがいけないと言っているんじゃないかと、そもそもあのマニフェストはいろいろ問題があつたんですが、何が一番問題か。私は、今改めて思うと、ばらまきだとかいろいろありますよ、だけれども、それだけじゃなく、冒頭言ったように、必ず、いざとなつたらやはり、その前にやる必要がある。この、その前にやる必要があるでみんな潰れるんですよ。今もそうでしょう。

つまり、民主党のマニフェストの最大の問題は、その前にやる必要があると言つてたくさんハードルを自分でつくっちゃつたの。今、そういう自分でつくつたハードルで、みんな越えられなくて、のたうち回っているんじゃないですか。そうでしょう。その前に事業仕分けでこんなに金を出しますよ、無駄をなくせばこんなにになりますよ、お金はどんどんありますよ、消費税引き上げの前にもっともつとこんなこともやる、あんなこともやる。

実際、我々は、小泉総理が二〇〇一年に就任してから、やはり、無制限な借金が増えることは困る、だから、歳出の膨張圧力を、とにかく聖域なき歳出カットをやるんだということで、いっばい削つて削つてやってきた。そして、ちよつと削り過ぎて血が出た。それが、二〇〇七年の参議院選挙で反動が来た。こういうことはこの前申し上げた。(パネルを指す)

これは、この前の予算委員会が出したものと同じなんです、少し説明をしていきたいと思うんです。

これは、二〇〇一年から二〇〇七年まで、つまり、参議院選挙で我が党が敗北するまでにどんなことをやったかという、これを見てください、二〇〇一年から二〇〇七年にかけてふえている、つまり、この七年間で予算でふえているのは国債費と社会保障関係費だ。この社会保障関係費も、本当はもつとふえるはずだつたんだけれども、例の二千二百億、頭打ちとか聖域なき歳出削減等さまざまなことがあつて、削つて抑えて、まだこれだけふえているんですね。

そのほか、見てください。ずらり。地方財政もおこつちやつた。そして、大事な人材を育成する文教予算まで削つちやつて、今、大学が世界じゅうで一体どんなレベルにありますか。

今、尖閣、いろいろあつちの方で、日本の安全保障が非常に、心配しているときに、もつとつとと保安庁の警備船なり巡視艇なり、海自のいろいろな船があつたつていいじゃないかと思うんだけ

れども、これもずっと、実は二〇〇一年に比べて削っちゃっているわけだ、防衛費を。その結果、彼我の、現実の船の多さから見ても、そんなに、完全に当たり負けだ。幾ら口で偉そうなことを言ったってどうにもならない。

ちなみに、この間、中国の軍事予算は三倍ふえているんですよ。日本はマイナスですよ。世界じゅうで七年間の間にこれだけ減らしている国がありますか。文教もそうです。農業もそうです。公共事業は特にひどかった。その上に、あなた方は、コンクリートから人へなんて、まだ削っているんだから。

だから、とにかくめつためたになっちゃって、必要などころを全部削り過ぎて、もう今や日本の国力そのものがおかしくなっているんだ。だから、もうそろそろ限界ではないですかということ、我々は、麻生内閣でいよいよ方針転換をして、無駄の排除は引き続いて並行してやらなきゃいけないけれども、まず先に無駄をなくしてその次にといういわば直列型、その前にいうことをやめて、同時並行してやらないともうたないよというのでスタートをしたわけですよ。ここがポイントなんだよ。

せっかくそこまで、我々も血を流してそういうことをあえて言い出した。何とか理解してもらえないか。身を削る話も、国会議員の年金もなくなっちゃいけないの。率直に言って、私なんか、三十年以上いて、自分の払った元本も来ないんだもの。年金ゼロですよ、事実上。本当にどうするんだろうと思う、自分自身の。そういうことまで現にやっているんだ。だけれども、まだ世の中は身を削れという話になってるんだ。

だから、これをどうするんですか。せっかくそこまでやってきたのに、あなた方は、まだ削るところはたくさんあるんだというマニフェストを出してしまつたから、今なお世の中は、その前にやることがあるといっぱい言っているじゃないですか。ハードルをつくつたのは我々じゃない。我々は

むしろ、並列的に、同時並行していかなくやもうたないと言つて消費税の引き上げを含む抜本改革を世の中に提示したんだけど、その前にやることがあると云つて一生懸命宣伝して有権者から政権をとったんでしょ。そのことは済んだことだからではあるかもしれない。だけれども、自分らでつくつたそのハードルの壁を乗り越えられなくてみんなおたおたしているじゃないですか、皆さん。

これは、やはり与党の責任として、率直に皆さんが自分らの非を認めて、総理だけが認めるんじゃないんですよ、与党全体の皆さんが、総理の仕事じゃないですよ、皆さんの責任においてこのハードルをみずから下げる、取り除く、この努力を与党の中でするのが当たり前じゃないかと。本当は皆さんに一人一人聞いてみたいんだ、一体どこが与党なんですか。本当は総理は気の毒なんだ、我々から見ても。

このところを総理はどう受けとめていますか。率直に言つて、誰が見たって、公然たる批判がふれているじゃないですか。この点はどうごろんになっていますか。総理。

○野田内閣総理大臣 ああ政権交代以降、鳩山政権、菅政権、そして私の政権と、今三代にわたります、一貫して、無駄をなくしていこう、非効率な部分を見直していこう、事業仕分けであるとか政策仕分けであるとか、いろいろやってまいりました。これは一部の人々がやったものではありませんが、やはり多くの議員がかかわって、その仕分けの作業を手伝つたりいたしました。

その総力を挙げてやった結果が、それは、あのマニフェストに掲げた十六・八兆という数字からは残念ながら遠い数字でありましたけれど、でも一応兆単位で歳出削減は行いましたし、加えて税制改正も行って、恒久財源を確保しながらマニフェストの主要項目はその範囲の中で実現をさせていたできました。

という意味では、そこは、よく御指摘をいただいているばらまきではないんです。政策目的が違

うという方はいらつしやるかもしれませんが、しつかり恒久財源を確保しました。ワンシヨットのお金も、税外収入も、例えば初年度は十・六兆円という最大限の規模で確保したり、努力はしてまいりました。

しかし、残念ながら、十六・八兆という数字に比べれば、もちろん、これは足りなかったということ率は率直に認めなければいけないし、だからといって、これは午前中の議論でも申し上げたんですが、行政改革は何かのための一過性の問題ではないと思つています。これまでも一定の努力をやつてまいりましたが、これからも、国民に御負担をお願いする以上は、その結果が出るような努力をしつかりとやつていかなければいけないと思つています。

ただし、これは野田先生と同じだと思うんですが、これをやらなければこの一体改革ができないんじゃないんです、順番論で申し上げると。包括的な改革であつて、行政改革もやらなければなりません。一過性ではなく、これからやらなければいけません。経済の再生もやらなければなりません。社会保障と税の一体改革であります、経済や行政や政治改革等々、包括的に進めることによって国民の皆様は御理解をいただける努力をする。

その意味では、並行的に、まさに全部政治生命をかけるということになるのかもしれませんが、これは、一体改革を実現するための、周りの改革もやらなければいけないということを強く思っている次第であります。

○野田(毅)委員 みんなに政治生命をかけたならそれは欲張りです。大体、一内閣一つのテーマで十分です。

おっしゃったように、行政改革であつたり無駄の排除にしたつて、だつて、何が無駄かというのは時によつて違うでしょう。そのときには必要であつたつて、時がたてば要らなくなるんだし、当たり前前のことです。また、人によつて無駄かどうかというのは基準が違ふんだもの。事業仕分けに

したつて、みんなそうだ。もう細々言いませんよ。だけれども、いつとき、あの事業仕分けをやらばうんとお金が出てくるぞと舞い上がつてみんな喜んだじゃないですか。今全然下火になつちやつたね。結局は、それなりの、効果ゼロとは言いませんよ、だけれども、そんなことで消費税の議論を先送りしていいぐらひの話ができるわけがない。

だから、同時並行してやるということが大事なのに、せっかく我々はそういう努力をしてきたのに、それをあなた、先にこつちをやれみたいなことをやつちやつたから、今動かない。そこはやはり率直に民主党の皆さんも反省して、これから与党の責任においてやつてもらいたいと思うんですよ。

さて、与党内の問題ということですが、先ほども小沢さんの話が出ました。やはり、何でもか知らぬけれども、口に出したくないけれども、この人がいないと民主党は動かぬみたいになつちやつた。マニフェストをつくつた小沢さんが、マニフェスト違反だ、反対だ、こう言っているわけだ。

本当に僕が今心配しているのは、来週お会いになるでしょう。説得し切らぬと僕は思う。そんな暗いことを言うのは大変失礼だけれども、これからやるのに水をかけたくないが。

なぜか。だつて、彼が今まで言つたことを変えちゃつたら、小沢さんのプリンシプルというのは何だという話にならんかねないでしょう。

それからもう一つ。より大事なのは、本質的な問題なんだけれども、政府原案そのものがマニフェストに違反しているから反対だ、こう言っているわけだ。いよいよこれから、いろいろ協議をして、我が党の考え方も受け入れてどうか、むしろどつちかという我が党の考え方を主体にして一緒にやりましょう、こう言っているわけだ、そういう意味では、我々の政策のハードルは決して低くはないんですよ。社会保障にせよ、税にせよ、政策論として。マニフェストの扱いにし

でも。それを、政府案にでさえ注文をつけている人が我々が出した案に賛成するかどうか。賛成しなきゃ一緒に出口を出られないはずだ。僕はそれを前から実は心配しておりました。

だったら、与党も一本化して、野党と一緒にあって、一つの案のもとで一緒に仲よくゴールインという構図はなかなか難しくなっているんじゃないでしょうか。何人かが言っていました。まさにどっちをとるかという非常に厳しい状況に総理はあられるな、きつと思います、同情しています。だけれども、同情じゃ済まないんです。

この点を、来週お会いになる小沢さんにどう説得というか協力依頼というか、賛成への約束事をしてもらえるのか、少し聞かせてください。

○野田内閣総理大臣 まず、どういふ話の展開になるかというのは、これはやってみなきゃわからないところがあります。やってみなきゃわかりませんが、基本的な姿勢は、これはもう長い間議論をしてきた、唐突に持ち出した話ではないし、多くの党内の御意見も組み込んだ中で党の方針を固めて法案を提出しましたというこの経緯のお話と、マニフェスト違反とおっしゃるかどうか、これはわかりません。そのことについての、マニフェストの考え方とこの一体改革の考え方をどう捉えていらっしゃるかということも、これは議論になるだろうと思います。

マニフェスト違反というのは、これは仮定です。から申し上げませんが、マニフェストの中にはさまざまな社会保障の改革が書いてあるんです。それを支えるための安定財源をどう実現するかであるから、マニフェストの理念は国民の生活が第一であって、国民生活に極めて密接不可分の社会保障を支えるために責任ある態度として財源を確保するということは、国民の生活が第一という理念を損なうものではないと私は思います。

我々がマニフェストを一字一句変えないで国会の中で何かやろうとしたときに、ねじれ国会の中で通るはずがありません。各政党それぞれの主張があるわけです。最初からもう過半数で決まるん

だったから、それぞれの党の持っているもので、その数がある決まっているんだから、審議をしながらよりいいものということもあるけれども、自分の党のものをベースに全部押し切ることができると思います。

だけれども、物事を通すためには、今お互いにそれぞれの立場、考え方があっても、いかに合意できるものなのかを模索するのが今のねじれ国会、特にこの重要法案についてはお互いの歩み寄りが必要だというふうに思いますので、そのことはもうベテランの政治家の方はよくおわかりだとは思いますが、そういう議論をさせていただきたいというふうに思います。

○野田(毅)委員 今ずっと聞いていると、私は海部内閣のときのことを思い出さすんです。あのときは消費税ではないんですけれども、いわゆる政治改革法案です。これにやはり一生懸命だったんです。だけれども、国民はやれという中で、実は政党の方が反対したんだ、内輪で。そして、とうとう委員会を通らなかった。そのときに重大な決意をされた。だけれども、解散して国会議員の首を切るんじゃないかと、自分で自分の首を切っちゃったんだ。そういうことがあるんですね。

今回は、政治改革とはちょっとテーマは違う。だけれども、もつと重いと思う。政治改革の方は、国民からすればそんな切実な話じゃないもの。今度の場合はもつと切実だ、みんな選挙を抱えているから。だから、党内の反対も相当きついですよ。

来週、これからやるわけですから、私は、よほどのことがないと、どっちの首を切っちゃうかわからなくなっちゃうことだってないはないという海部内閣のことを思い出さすんです。

これはそんな軽い話じゃないと僕は思うんです。うまくいかなかったときに、採決しなきゃ参議院に送れないんです。大体、野党が参議院で数が多いからどうの、そんな話は遠い先の話だ。まず衆議院を通過できるかどうかという、今その一点に集中しなきゃならぬときに、何を参議院の

話を言っているんですか。そうでしょう。民主党の中が真つ二つになっていて通ると思いますか。そんな数合わせできますか。私は、政治生命といふのはそんな軽いものじゃないと思うんです。一人でしゃべってはいけません、大事なところなので、あえて伺います。

党内が賛否真つ二つになったままでも、採決しなきゃ通らぬですよ。採決するだけの腹はあります。最初からなかったら、どうにもならぬじゃないですか。

だから、何か知らぬけれども、年内いっぱい延長しようなんて話があるじゃない。それは、採決したくないからそういう話になっているんだもの。誰が考えたって、奥石さんは消費税引き上げと一緒に政治生命をかけるという立場にないですよ。党を割らないことが最優先だ。あとは、どうやって野田総理の顔を立てようかねぐらいの話だ。そういう局面の中に現にあるわけ、みんな国民はそれを見ているんです。

ですから、政策論、先ほど来、我が党の政調会長からもお話がありました、少しフライングさみだ、少し甘い球を投げたのかね。ひよつとして、それに余り期待されていくと、そうでもない、ハードルはむしろ御党の中にあるんじゃないですか。だから、我が党も、もちろん足を引っ張るつもりは全くないですよ、我々はむしろやってもらいたいと思っているんだ。そのために、自分でやってほしい。

六十六人が反対なら衆議院は通らない、民主党の中の造反か。何人になるかは知りませんが、もしも。だから、こういう状況では、やはり幹事長が政局の鍵を握っているというのはみんなわかっているわけですよ。だから、みんな何か閉塞状況に陥っているのは、ここに全ての原因があるんですよ。(パネルを示す)だから、このハードル、この二つ目の党内政局が全てだ。だから、与党対野党じゃない、衆議院対参議院でもないんだよ。まさに、民主党内の、この一番肝心なところ、何がわからないんだ。

だから、僕はあえて言いますよ。去年のうちに言うていたじゃないの。そうでしょう、岡田さん。総理の周辺にも随分言ったじゃないの。こんなことはわかってるんだから、何でもっと早くから、何遍でも、小沢さんとかでさして話をしないんだよ。何で今ごろまで先送りしてきているんですか。こんな状況だったら、悪いが、本当に政治生命をかけているかどうか、僕らにはわからないんだよ。

この点についてもう一遍、総理自身が、ちよつとたくさん言ったので何を答えていいか迷うかもしれないが、端的に、党内がまとまらなくても、二分されていても採決をするという腹はあるのかなのか。

○野田内閣総理大臣 党内論議、本当に時間をかけてやってきた中で、小沢先生は党員資格がなかった分、直接その会議には入っていませんが、その関係の方も全て入りながらの議論をやってまいりました。そこで時間をかけて出てきた結論です。し、私自身も、昨年の暮れに、これは、成案から素案になる段階で、海外から戻った後に五時間ぐらひ議論して、いろいろな皆さんの御意見を頂戴しながらまとめるところに私なりに汗をかいてまいりました。

そこで出てきたところに、絶対反対というのはなかったんです。さっきの、どっちが先かみたいな議論はありました、経済は大事だ、行革は大事だとか。そういう議論を踏まえてまとめたのが今回の法案でございますので、私は、党内が真つ二つという評価をされましたけれども、基本的には、この党議に従って行動していただく方がほとんどである、全てそうしていただきたいということとを望みながら、採決をやらないうことはありません。

法案を提出している私どもは責任があります。法案の採決をしない議論をここでやっているとしたら、こんなに皆さんに迷惑なことはないと思います。それぞれの立場で、真剣なお立場で御意見をを出していただいています。その行動というの

これは、平成十年暮れに大蔵省の方が私のところへ持ってきて、自自連立のときに合意をして、そして自自連立がスタートをする。そのときに合

これをつくったときの責任者はあの人なんだから。私はそのことを、民主党の皆さん、ぜひよく頭に置いておいてくださいよ。でないと、次の若い世代は一体どうなりますかということを、私が言うのではなくて、本当はこんな話は与党の皆さんが国民の皆さんに言わなきゃいかぬのだよ。だから、そういったことを、僕はそのことをぜひ、

○野田(穀委員) 本当にこのテーマは与党、野党を超えたテーマだと我々は思っていますよ。だけれども、さつき言ったように、難しくしちゃったのはあなた方なんだよ。せっかくいいところまで来ていたのに、それをまた根っこからちゃや台返ししちゃったわけだ。そしてこうなっちゃった。普天間と一緒になんだ。

それから、後期高齢者医療の話も、どうせなら、ことし出さないのなら、いつそのこともうお蔵入りにしたらどうですかねということもあるというような話。

も厳しく言われたんだけど、全然、害あって益なし、ちよつと言い過ぎかもしれないが、これは逆にかなり問題点があるぞというようなことをかねてから申し上げておったわけです。

率直に言って、それぞれのテーマについて見ると、結構ハードルは高いですよということを承知の上でしっかりと党内の調整をしようというのなら、それで結構です。だけれども、あくまでそれにこだわっていくということであれば、このハードルを越えられないことになる、こういうふうにも思っておるんですが、その辺の覚悟のほどを、総理、どうですか。

○野田内閣総理大臣 先ほど茂木政調会長から示された、五つの自民党の基本的な考え方という、その文章を見る限りにおいて、これは違和感はないとさつき申し上げました。特段、これに異を唱えるということはないと。

自民党の骨子案というものを拝見させていただく中で、この五つの文章には違和感ないんですけども、多分、具体的に、私どもの政策で相違点として主張されている項目がだんだん明白になってきているのではないかと。

一つは、新しい年金制度の創設について、これは非現実的だとおっしゃっている。それから、年金の低所得者加算について、これも違うとおっしゃっている。それから、子ども・子育て新システムの創設についても、今ちよつと厳しい御批判がありましたけれども、これは採用しないというお立場ということ。それから、後期高齢者医療制度の扱い。

というところが、この五つの項目では何となく違和感がなくても、具体策のところでは少し、少しというかちよつと違いが出ていること、これをどうやって、これから議論の中で、折り合えるのか、本当に折り合えないのかというこの詰めをさせていただければというふうに思っています、これは対案としてどこかで具体的に御提示していただけるのかもしれませんが、そういうことも踏まえて、しっかりと議論をしていきたいというふうに

思います。

○野田(毅)委員 社会保障に関しては、そういうことでこれから進めさせてもらおうと思つています。いろいろほかにもありますけれども。

ただ、基本的な考えは、さつき冒頭言いましたけれども、我が党は、少なくとも、自助、共助、公助というのはいく言われて、これは大体御承知のとおりですけれども、やはり保険料あるいは税を払った立場、つまり受益と負担、本来、社会保険というのは、その対応関係があるから社会保険なんです。対応関係がなければ保険じゃないですよ、現実問題。この原点を忘れて、何でもかんでもいいから困った人にばらまくよというのでは、これでは社会保険にならない。この原理原則をしつかりしなきゃだめですよ。

ただ、今でも、医療保険なんかは特にそうなんです。高額のあるいろいろな、余り病名を言うと差し支えがあるからなんだけれども、人工透析だとかいろいろあるじゃないですか、いろいろな手術をしたり。年間何百万とか、大手術をしたら一千万ぐらいのお金がかかるけれども、実際には高額医療の療養費の頭打ちがあつて、自分の払っている保険料と受けるサービスの間にこんなにあるじゃないですか。

たくさん保険料を払った人がより安くサービスしてもらえろというのが大体、普通は受益と負担の関係かもしれないけれども、逆に、余り払わない人の方が受益も大きいみたいな話が、自己負担も少ないというわけだから、これはどうなっているんだということになれば、それはやはり、保険料や税金を負担する側から見れば、給付の見直しについて、もうちよつとしつかりした理念があつていいじゃないですかというのを、我々はそれを基本にして見直そうじゃないですか。ただ気の毒だ、給付が必要だ、だから消費税だといふことだけでは、幾ら消費税を上げたって追いつきませんねということ、我々はそれを言っているということ。このところは随分民主党と違うんじゃないかな、我々はそう思つておるといふこ

とを指摘しておきたいと思っています。

それから、税の方はいろいろな気になるところがあつたんですが、これはまあいい、具体的な問題点はこれからの審議の中で詰めてまいりたいと思います。この前は給付つき税額控除についての問題点を話しておきました。

ただ、きょうもどなたかが言つていましたが、歳入庁、私はこれは問題だろうなと思いますよ、あえて言いますけれども。

実際、今、社会保険料というのは誰が徴収しているんですか。社会保険庁ですか。では、国民健康保険は誰が徴収しているんですか。

いろいろなものを、年金でもそうだけれども、申請したら免除しているじゃないですか、半分免除とか。これは、言葉は悪いんですけども、申請して免除してもらつてお金を払わなければ、いわゆる加入期間にカウントしてもらえらるんですよ。だけれども、申請しないで、黙つて払わないで未納だということになったら、保険の加入期間にカウントしてもらえないという現実がある、年金でも。それはひどいじゃないかということで、今度は十年にしよう、こういう話になっているんだけれども。だって、お金を払わないのは一緒だからね。申請するかしないか、半分にするか、二分の一にするか全部にするか、四分の一にするのか、四分の三、この前、四分の一……(発言する者あり)やつたでしよう。誰がこれを決めるんですか。何を基準にしてやるんですか。

税の世界ではこんなことはあり得ない。税はもつとオープンです。申告納税方式です。社会保険庁の行つてゐるその保険料の決め方、徴収の仕方、本質が違ふ。だから、一緒にしたらいいという人はそういう現実をわかつた上で言つてゐるのか。私にはわからない。民主党の皆さんは何か書いてあるそうだけれども、やるなんて。きょうも、どなたかが何か言つていましたね、あれをやらなきゃだめだつて。何だか知らぬが、あれをやつたら何か十兆円ぐらいのお金が入るんですか。どこにそんなお金があるんですか、実際。何

を現実を知らないことを言つてゐるんでしょうか。

私は、そういうことを思うと、よほど人間をふやさないと無理だし、それから現場が、そういう裁量行政の中で決まつてゐる保険料というものをもう一遍根つから見直すのならばですよ、これがないのに何で、徴収だけじゃなくて、一緒にできるんですかね。

この辺は、岡田さん、あなたの責任でやるの、これは。答弁してください。

○岡田国務大臣 今委員が御指摘になつた問題があることは事実であります。

きょう、先ほど馬淵委員の質問に対して、私、それに加えてお答えいたしましたのは、やはり対象が大幅異なると。国民年金の加入者の所得層、かなり低い方もたくさん入つてゐる。それと、国税の対象になる所得層というのは比較的高い層ということですから、この辺をどういうふう折り合いをつけていくかという問題があるということ、これは申し上げたところであります。

ただ、一方で、歳入庁という形で現に行つてゐる国もあるということですから、もう少しそこはしっかりと研究をさせていただいて、いい答えを見つけて出したいというふうに考えているところでございます。

○野田(毅)委員 いい答えは、諦めることだね。もうちよつと本当に、超長期検討の対象になるかどうかでしようね。

私は、これは歳入庁だけじゃなくて、かねてから、我が党もひとつ反省もして、着手しなきゃいかぬのは、そういった社会保険の保険料の決め方などについて、もう少し見える化というのかな、そういったことを考えなきゃいけないね。

今は、地方税もそうなんです、大体賦課方式なんです。だから、お上が決めた決まつちゃうんです。申告方式じゃないんですよ。旧内務省、大体そういう傾向なんです。だから、頭を下げていつたらまけてもらえらるんですよ。あなた、税金でそんなことをやつたらどうなります

か、この国は。そこが、文化が違っただけではなくて、どっちがいい悪いじゃないけれども、それは当たり前ですよ。見える化をしたらいいです。

だから、そういう社会保険の決め方、料率の決め方も、これはやはり与野党を超えて、もう少し相談しながら改善していくというのはあつてしかるべきだ、私はそう思うんですよ。

そんなことをちゃんとした上で歳入庁の話になるんだ。これをなしに、何か格好だけつけて役所と役所でくっつけてみたり、看板をかけたてみたり、何かそんなことばかり、言葉に溺れて走っちゃって大体失敗するんだ。大体そういう傾向が強いんですね、民主党は。幼保一体化とか、地域主権だとか何とかと、戸別所得補償方式とか、中身は大分変わってきちゃって、何か自民党が言っていた中身にだんだん変わってきているんですよ。ね。今度の年金の話もそうなってくるかもしれない。

いずれにしても、やはりそこは、もうそろそろ言葉遊びはやめて、いわゆる現場力、地に足のついた、そういう本当に詰めた議論を積み重ねるということをしなと、頭の中だけで空理空論をやつてもだめ。やはり現場感覚が大事。これからの消費税の具体的な仕組みをしていく上でも、頭の中だけで考えるんじゃない。

給付つき税額控除も、現実にはできないですよ、これは重ねては言いませんけれども。だって、そんな、人は簡単に、番号を入れれば取れるなんて、どうして取れますか、そんなもの。そんなことをする前に、大体、三文判で預金を預かるのは世界で日本だけですよ。そうでしょう。ここが一番の根本じゃないですか。金融分野、これさえでないじゃないですか。韓国は金泳三のときをやっちゃった。判こ文化というのは世界にほとんどないですよ。中国は全部ナンバリングをしていますよ。韓国も徴兵があるからやっていますよ。誰の預金かわからぬような休眠預金、世界でそんなのはあるはずないですよ、みんな。だから名寄せだって簡単にできるんですよ。日本の場合、

ナンバーなしに名寄せなんかできるわけがない。しかし、今度のマイナンバーでも金融分野には使わないことになっていんだから、そんなことでどうやって資産性所得を、金融所得を捕捉できますか。できるわけがないじゃないですか。それだったら、正直者が損をするんですよ。不正直な人は余計得をするんですよ、たくさんもらえて。

公平の中にもいろいろあります。垂直的公平、水平的公平あるけれども、私は、一番大事なものは、正直者が損をするという不公平、これはやはり社会正義にもとるだろうと思いますよ。特に税の世界は、長年やってきただけに、それは忘れちゃいかぬことだ。このことを余り軽々に扱うべきではない。

この点について、これは総理かな、やはり財務大臣を経験したんですから。その上で、これが必要だということをわかったわけですから、どうぞ。

○中野委員長 締めくくりの答弁を総理からお願いいたします。

○野田内閣総理大臣 私どもは、給付つき税額控除が低所得者対策として基本的には有効であるという立場でございます。その前提として、番号制度等の導入と定着ということです。

今、給付つき税額控除については否定的な御意見があったというふうには思いますが、これはちよつと、時間があれば逆にお尋ねしたかったんですけれども、自公政権のときも中期プログラムで給付つき税額控除を検討することになっていたと思ひます。

この給付つき税額控除の路線なのか複数税率かという議論があると思ひます。私どもは給付つき税額控除であります。違うお立場で御意見があるならば、そこは大事な低所得者対策だと思ひますので、十分議論を深めていきたいというふうには思ひます。

○中野委員長 これにて野田君の質疑は終了いたしました。御苦労さまでした。それでは、高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。総理は、消費税の引き上げに政治生命をかける

と何度もおっしゃっておりますが、国民の生活実感はそれとはほど遠いところにあるというのが私の実感でございます。置き去りになっているのではないかと。

私が先日お会いした中年の女性の方は、つい先日、十八年勤めた会社をやめました。液晶ビジョンの企業が海外移転になり、その下請の仕事をしていらして、企業が倒産寸前になったので、悪いと思つてやめました。でも、国はどういう経済対策をやつてくれるんですか、消費税を引き上げることでですか、こんな厳しい経済の状況で、仕事がない、若者の雇用もない、民主党は、消費税は上げないと言つて政権交代したのではないですかと、私に怒りをぶつけておっしゃっていました。

今の現場は、円高、デフレ、電力不足、そして電気料金の値上げ、雇用といった問題による悲鳴があふれているというのが状況だと思います。

そういう中で、総理は、去る十一日、母校船橋高校での同窓会の挨拶の中で、社会保障と税の一体改革に関連して、社会保障費が一兆円ずつ膨らむという現状をエベレストを使って説明されました。一兆円札を平積みしていくと高さは一万メートルになり、エベレストよりも高い、一兆円札は重さ一グラムだが、一兆円集めたら百トンになり、とても持てない、このようにおっしゃったそうなんですが、総理の表現をかりれば、今般の消費税増税はその十三倍になるわけです。このような例え話で済ませていいのか。そんな高さや重さで軽々に説明することではないと思ひます。

大きな、それだけの負担を国民の皆様にお願ひすることの意味を総理はおわかりなのではないでしょうか。国民の生活実感がわかっていらつしやらないのではないかと。私は、先ほども、油のにおい、そして町のにおい、また企業の苦しみ、そうしたお声がありましたけれども、全く、そのようなにおい、また庶民の実感が官邸での総理の実感とかけ離れていると思ひます。国民の皆様には重い負担を課すことの意味を総理はおわかりなのではないでしょうか。

○野田内閣総理大臣 消費税引き上げだけに政治生命をかけているんじゃないと。消費税の引き上げというのは、社会保障の一体改革の一環の中で、給付の部分と負担の部分、世代間の公平を図つていこう、特にその負担の部分は、現役世代中心では、これはもうずっと長続きしない。

そうすると、基幹税というのは、法人税、所得税、消費税があります。でも、所得税は、これはまさに現役世代中心です。法人税は、これは国際競争力との問題、関連があります。全ての世代が、社会保障というのはどなたもどこまでサービスを受けなければいけないものでありますので、全ての世代で支え合おう、そういう趣旨で御負担をお願いすることですので、これは、消費税引き上げのために、それだけのために私が鬼のようになつていんじゃないかと、社会保障という国民生活に直結した部分を充実、安定化させるために必要な措置としてお訴えをしているということにはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○高木(美)委員 私がなぜそのようなことを申し上げるかという、三月三十日の総理の記者会見です。総理は財政の危機ばかり訴えていらつしやいました。社会保障の危機が国民に伝わったかという、ほとんど伝わっていない。そういう中で、肩車の話であるとか、また社会保障と税といひながら、むしろこうした社会保障の充実についての危機感が聞こえない。

ですから、国民の皆様は今、これからどうなるのか、どこまで行けば断崖絶壁なのか、そこを踏みとどまるために何がどこまで必要なのか、こうした説明をきちんとしてもらいたい。その上での、国民の皆様にお願ひするかどうか、その話ではないかと私は思ひます。ですから、官邸にいらして、その庶民の声が聞

こえないんじゃないか、実感がわかないんじゃないかということは、私はむしろ、総理がそうした中に飛び込んでいって、そこで何人かの方をきちんと説得されればいいではありませんか。そうした例もほとんど聞こえない。むしろ、官邸にいて、財政の危機に洗脳されて、今総理は引き上げの鬼とおっしゃいましたけれども、私は引き上げの亡者ときようは申し上げるつもりでおります。そのようなぐらいに、国民の生活実感が、悲鳴が聞こえていないのではないですか。

総理、もう一度、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 私は庶民出身で、そこから政治家になりました。庶民感覚からかけ離れているとは思いません。確かに生活は、地元を離れて、今、官邸です、公邸に住んでいます。けれども、私の生活は基本的に変わっておりません。そして、私の応援団も特定の大きな力を持った人たちじゃありません。一人一人のまさに有為の志を持つてお支えをいただいている人ばかりであって、これはみんな庶民です。そこからかけ離れた、その人々を不幸にする、そんな政策実現をしようとは毛頭思っておりません。そこはぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○高木(美)委員 私がなぜこういう話を申し上げるかという、先ほど申し上げたような電力不足の問題、また一時期は原油高でした、そうした一つ一つに対して、官邸が、また政治がきちんと応えてこなかったからです。

そこで、やはり一番現場で苦しんでいる方たちが、政治が遠い、しかも、そのところは民主党政権だけではなく、自民党も、公明党も、国会にいる人たちは何を自分たちのためにやってくれているのか。この怒りが、マグマが今大きくたまり始めている、またその怒りが今爆発寸前である、こういう実感をしております。

総理の今の御答弁はよくわかります。しかし、今、時々刻々と変わる皆様の苦しみ、悲しみ、ここを真つ正面から受けとめていこうという姿勢がなかったら、どんなに説明を尽くしても人には届かない、このように指摘をさせていただきたいと思えます。

これから、一体改革関連七法案の中でも私が最も重要だと考えております子ども・子育て新システム法案について伺いたいと思えます。

次世代をどう育てていくかは国家の重要事項であり、日本の将来を決定づける話だからでございます。待機児童問題など、その解決も喫緊の課題でございます。しかしながら、そのためにまず国民の皆様にも重い負担をお願いしなければならぬ。そのことについて、総理の決意のほどをお聞かせください。

○野田内閣総理大臣 先ほど申し上げたところで、社会保障の安定化と充実のために消費税の引き上げを国民の皆様にお願いたします。その中で、高木委員が一番関心のある、まさに人生の前半の社会保障にかかわる子育ての部分、これは充実に分野として位置づけさせていただいております。

これまでは、社会保障の中でも、いわゆる高齢者三経費、こちらに消費税を充当するということは予算総則で定めておりました。しかし、社会保障を持続可能なものにするためには、負担の面で現役世代中心のものから変えていくということだけでは、給付の面でも、高齢者の給付、これも安定性がなければいけないと思えますが、それ以上に、子育ての部分、人生前半の部分にスポットライトを当てて若い人々も社会保障の恩恵を実感できるようにする、こういうことを改革の柱に掲げている。

その中に、この後は厚労大臣中心に御説明があると思えますが、子ども・子育て新システムを位置づけているということでございますので、この分野については高木先生もずっと取り組んでこられたこととございますので、きょうは、具体的なやりとりの中で理解が深まればというふうに思います。

○高木(美)委員 今、総理はできる限りこの後は厚労大臣というお話がありました。実は民主

党政権になられて少子化担当大臣は九人目です。つしやいます。くるくるかわつていらつしやる。

私は、そういう意味では、大事な次の世代をどうしていくか、国を支える大事な若者また子供たちの育成については、やはり総理がリーダーシップをとって進めていかれるべき課題であると思っております。総理の決意のほど伺いながら、また内容についても総理がどのようにお考えなのか伺わせていただきます。できる限り総理とやりとりをさせていただきたいと思っております。

まず、この新システム導入につきまして、そもそも整備のおかれていた保育サービスにつきまして、親の働き方にかかわらず必要な方全てが保育を受けられるよう、その質を確保しながら量の拡大を図っていくという保育制度改革の検討につきましては、自公政権時代からスタートをしたところでございます。

平成二十一年二月、政権交代の直前ですが、社会保障審議会少子化対策特別部会の第一次報告がまとまりまして、いよいよ専門委員会での細部の検討、そして法案づくりという段階で政権交代となりました。したがって、具体的な法整備は民主党政権に委ねられたわけでございます。ようやく関連法案が提出をされました。

という経緯から、よく、自公政権がやってきた、自公政権のときにつくつたのと中身はほとんど同じというふうにおっしゃいますが、二十一年二月の第一次報告は、保育を中心に議論の中間的な取りまとめ、あくまでも中間的な取りまとめという位置づけであって、自公では議論していかないことを私はあえて申し上げさせていただきます。と思います。

この法案の中身は、賛否両論あります。関係者からさまざまな課題や意見が寄せられております。団体も、議論が真つ二つです。また、保育の分野以外でもさまざまな課題もある。そういう中で、安心して子供を産み育てられる総合的な環境整備に国を挙げて取り組む必要もあります。

私は、もともと、この子育て支援は、一つは経済的負担の軽減、二つ目にはワーク・ライフ・バランスなどの子育てしやすい環境整備、この二つが車の両輪ということで、どちらか片方欠けても前にうまく進まない、これは我が党もずっと主張してきたこととございます。特に、非正規労働がふえている現在につきましては、両親の雇用というこの支援も、今必要なきと思えます。このように、バランスが大事ということ。

公明党は、結党以来、未来の宝である子供たちのために、その支援の充実に取り組んでまいりました。

少し紹介をさせていただきたいと思います。一つは、経済的負担の軽減といたしまして、教科書の無償配付を実施しましたのは昭和四十四年のこととなります。また、児童手当につきましては、昭和四十七年に創設をし、以来、拡充をしております。きょうは、あえて子ども手当のこととは申しません。乳幼児医療費の軽減、また、出産育児一時金の拡充、これも四十二万円まで拡充をし、また、妊婦健診の公費助成を拡大して、十四回まで基礎健診部分につきましては無償にいたしました。また、奨学金の拡充などです。挙げれば枚挙にいとまがありません。

また、子育てしやすい環境整備につきましても、育児・介護休業制度の拡充、今、育休も一年までになりました。また、育休が明けて支給されていたその育休手当を途中で欲しいというお声をいただきました。休業中に受け取れるというふうにも変えさせていただきました。今また、パパ・ママ育休プラスという制度も始まっております。放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、安心子ども基金の創設、また、児童虐待防止法や次世代育成支援対策推進法等々、バランスよくやってきたわけでございます。

しかしながら、まず、今回の法案は、最初に申し上げた、さまざまな育児、そしてまた保育、教育といった内容はありますが、ワーク・ライフ・バランスが入っていないというふうに私は認識を

しております。これにつきましては、後でまた申し述べたいと思います。

この保育、幼児教育につきましては、今厳しい課題が多くございます。ここに今取り組んで、若い世代に少しでも安心していただくかなければならないと思います。限られた財源の中で、何を優先して、どこから始めるかということですね。

も、大事なことは、どこまでも子供たちの幸福のために、そして利用者の視点に立つて、この新システム導入の可否を検討してまいりたいと思っております。

そこで、まず、総理にお伺いしたいと思っております。

この我が国の子育て支援策につきまして、現状をどのように認識され、今何に取り組むべきとお考えか、お聞きしたいと思っております。

○中野委員長 基本的なことのようですから、厚生労働大臣、まず答えて。

足らざるは、また総理にお尋ねください。○小宮山国務大臣 高木委員、そして御党がこれまで子供たちのためにいろいろ取り組んでこられたことには、心から敬意を表したいと思っております。

おっしゃいますように、子ども・子育てを支援するには、経済的な支援、そして今提出させていただいている就学前の居場所をちゃんとすること、さらにワーク・ライフ・バランス、そして虐待防止とか小児医療など、総合的にパッケージとしてやる必要があるというふうに思っています。

これまでに実現をされているもの、ただ、その中で、今いろいろと働き方が変わったり家族の状況が変わって、新しく、本場に、子供中心に私どももずっと考えてまいりました。その中で、やはり今までのいろいろなやってきたことをシステムとして、全体に、財源を一元化するか、所管を縦割りでなくするか、そういう改革が必要だと私どもは思っています。そういうので、子供のことを中心に考えるというところは意見が一致す

ると思いますし、また、財源をそこに充てるということも御支援いただけたと思いますので、ぜひ、論点を詰めながら、よりよい子供たちのための政策を実現したいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○野田内閣総理大臣 私息子二人います。過去をさかのぼってみると、一番感動的だったのは、一歳になるかならないかくらいに、はいはいしていたのに突然立ち上がろうとし始める、その場面でした。おじいちゃん、おばあちゃん、お母さんが教えるわけでもありません、お父さん、お母さんに子供は立ち上がろう、立ち上がろうと、痛い思いをしても何回も繰り返す。それを見ていて、子供は本来伸びよう、伸びようとしているんだと思いました。ずうっと寝ていた方が楽だということ、赤ちゃんはいないんです。立ち上がろうとする、伸びようとしている。その伸びよう、伸びようとしている芽を幼児期の早い段階からしっかりと教育と保育で伸ばしていくことをやることは、私は国として大事だということに思います。

そのやり方、方法論はいろいろあるかもしれませんが、残念ながら、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、社会保障の対象がどうしても高齢者へとスポットライトを当てて、現物、現金、両方あるかもしれません、そういう給付をふやしなから子育ての環境整備をしつかりとやっていって、その伸びよう、伸びようとしている芽を幼児期の段階からしっかりと受けとめて伸ばしていくということが大事ではないかというふうに思います。

○高木(美)委員 若いお母様、または利用者の方たちの今のその苦しみ、今の悩み、どういうところにあると思われませんか、総理は。

○小宮山国務大臣 ずっと党の中でもつくってまいりましたし、このシステムも、ずっと副大臣としてほとんどその議論の場にもいましたので、私の方からまずお答えをさせていただきたいと思っております。

今の若いお母さんたちは、やはり……(発言する者あり)はい、短くします。子供を実は二人持ちたいと思っている方が非常に多いんですね。けれども、今家族が本場に小さくなって、東京などでは二人を切っているということ。だから、自助が、もちろん自分で育てるのは大事ですが、やはり社会からの手助けということも必要。その中で、都市部では保育園に入りたくても入れない、今度は、地方に行くと、子供が少な過ぎて幼稚園、保育所が単独で成り立たない。

そういう中で、本当は自分の力を生かして働きたいと思っている方がたくさんいらっしゃるのに、子供を預ける場所がない。そういうことに対して、いろいろなニーズに応えられるような仕組みをつくること、それを非常に求めているらしいやうなことは、私も全国を歩いて、いろいろなお子さんたちをお持ちのお母様からもお話を伺って、そのように感じているところです。

○高木(美)委員 これは感じ方なんですけれども、私は、今の総理、大臣の御答弁を伺いながら、ちよつと甘いのではないかなという、そんな実感があります。

押しなべて言うとなんかそういう表現になるかもしれませんが、継続就労したい、働きたい、そういう女性を支援するためには、今現状がどうかという、やはりまず待機児童なんですね。どうしても、育児がとりたいたければ育児もとれない、またそして、行きたい保育所に預けられないから、したがって育休明けといつても困る、そういう話もあります。

また、今、保活という言葉があるんです。保育所に入るために活動する。就活、婚活、今、保活の時代に入りました。そのように、保育所に入るには、今、市町村の審査基準というのがあります。それがポイント制で行われるために、ポイントの実績をつくるために、育休中であっても、わざわざあえて無認可の保育ママさんとかそういうところに預けるんです。そして、実績をつくらせて、育休明けに間に合うように何とか保育所に入

れてもらう、こういうことを今必死で、出産した後もやっているわけです。

そういう中も、保育所に入れないという悲鳴を多く伺っています。御主人が夜勤の方については、昼間家にいるから御主人に見てもらえばいいじゃないか、なかなか区が入っていないというふうには認定してくれなかった、そういう怒りのお声も伺っております。

私は、やはり、そういう中にありまして、今回のこの新システムが果たしてそれだけの疑問に答えられるものなのかどうか、その点もまたこれから説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど総理は、幼児教育の重要性につきまして、子供の、伸びよう、その力を国が、またさまざまな周りの方たちが支えていくのが重要であるというお話をされました。私は、それは大変大事なポイントであると思っております。

これはある識者の方ですが、幼児教育は小学校以降の教育の基礎を形成するものである、今の子供の遊びや生活の充実の中から将来に向けての芽生えを育てる、小学校教育を先取りして早期教育を行うのではなく、幼児期にふさわしい教育を行うところ、その中に小学校に向けての力を伸ばしていく芽生えが育っていくのである。まさに、子供が育つのを支援していく、こういう姿勢が大事で、前に立ちだかつて引つ張り上げる、そういうものではないと私は思います。あくまでも教育の目的は子供の幸福のためにある、これが大事だと思っております。

そこで、まず、認定こども園の評価と課題につきまして伺わせていただきます。

今ありましたように、この子ども・子育て、大事な課題であるということで、今、第一歩として、各国は幼児教育に戦略的、重点的に取り組んでおります。

我々は自公政権時代、就学前の子供に幼児教育、保育を提供する機能を持つ認定こども園をつくりまして、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ってまいりました。四月現在で九百十一カ

所。しかも、その中身を、利用されている保護者の方たちの八割が評価をされまして、約九割がそれをさらに推進してほしい、このようにアンケートで答えていらっしゃると思います。

まず、総理は、認定こども園についてどのように評価され、その課題についてどのように認識されているのでしょうか。

○岡田国務大臣 認定こども園、私も先般、ある認定こども園にお邪魔をして子供たちと遊んで、その後、経営者の皆さんのお話を聞いたわけです。今九百十一ぐらいまでふえてきたということ、非常に有効な試みだというふうに思います。保護者の評価も高い。

ただ、経営者の方がこう言われました。今の制度のもとでは、子供たちに幼稚園と保育園、この子は幼稚園、この子は保育園ということとでそれぞれ決まっています。そして、必要な補助金を求めるときにも教育委員会と市町村ということで分かれる、そういう意味では非常に手間がかかる部分がある、そういうところをもう少し合理的にできないか、そういうお話をいただいたところでございます。

私は、方向性は非常に正しい方向だというふうに思いますが、そういった、より改良するという観点で、我々は総合こども園ということをお願いしているところがございます。

○高木(美)委員 この検証につきまして、二十一年に行われました。そこでは、一つは財政支援がついていなかったこと、もう一つは、今、岡田大臣がおっしゃった、文科、厚労という省庁の壁を取り払えなかったという、この二つが大きな課題であったと伺っております。

そこで、まず、今も認定こども園の事業者の方からというお話ありましたが、私も何カ所か認定こども園に視察も参りました。そこでやはり成功している例は、もう御自分たちで現場で、文化の融合と言いながら、文科、厚労の壁を取り払って、そしてその地域ならではの行き方をしていて、ここが成功しているというふうに思います。

ところが、まず一つ、この財政支援について、これは総理にお伺いさせていただきます。

まず、この検証の課題の一つの予算につきまして、総理は、この新システムにつきまして、先般、五月十日の本会議におきまして答弁をされました。もともと約一兆円必要というふうにおっしゃっていらっしゃる。消費税から七千億、残りの三千億をどうするのか、こうした質問に對しまして、「今後、さまざまな政策の見直しを行う中で、さらに財源確保について検討を行っていくことにより、政府として、財源確保のため、最大限努力をしてみたい」と考えております。

「最大限努力」です。どういうことを総理はお持ちなんですか。

もともと、こども園給付、今回新たに提案されておりますけれども、これまでのシステムは、さまざまな補助金がいろいろなところから入ってきています。したがって、これから給付の目安もどういうふうになっていくのか、高いところに張りついていくのか、それとも給付が低い方になってしまふのか、ここすらもまだめぐまれているというのか、これは財源確保次第という話になってしまふのでは、私は、この新システム、入り口から議論もとても成り立たない、そのように思うわけでございます。どのように確保されるおつもりでしょうか。

○岡田国務大臣 実は、この答弁、私も、自分でもやりながら、何と不十分な答弁かというふうにも思っております。つまり、具体的なことが何も述べられていないわけ。しかし、七千億という新たな財源がプラスされることは事実であります。それにあとプラス三千億ということになるわけですので、ここはいろいろと協議させていただきながら、具体的にどこからどういう形で持つていくかということのめどをつけさせていただくことは、私は十分可能だというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、〇・七兆、七千億というのがプラスアルファであるということは申し上げておきたいと思えます。

○野田内閣総理大臣 今の副総理の答弁以上のことはなかなか申し上げるのは困難ですが、七千億はこの社会保障の充実という中で位置づけてしっかりとふやさせていただきますが、残りの三千億については、これからのまさに努力の中で編み出していきたいと考えております。

○高木(美)委員 今おっしゃる三千億が、頭の中で十六・八兆円というのとつい重なってしまっていますけれども。

いずれにいたしましても、何をどういう優先順位でやっていくのかということすらはつきりしていない、ざっくりしている。三千億プラスするのであれば、どのような使い道になるのかということも、詰められていないということがよくわかりました。

続きまして、もう一つの課題の、省庁の壁をどう取り払うかという話でございます。

今回、総合こども園ということで、いろいろ類型が立ちました。今般の新システムでは、総合こども園の創設が柱になっていきますけれども、当初の、幼保一体化と民主党さんがマニフェストに掲げていた内容とは異なりまして、既存の幼稚園などを残す、ブランド幼稚園は残してもいいとか、こういう形になりました。しかも、その移行期間も、保育所については、私立は三年、公立は十年。この差は何ですか。ここから不公平感が広がってしまっているわけでございます。

しかも、類型も五類型。その内訳は、幼稚園、総合こども園、乳児保育所、そして基準を満たした認可外、また指定を受けない幼稚園。大変複雑になりました。私は、これは一体化どころか、多文化といえますか、そうした類型になってしまったと思っております。

しかも、この所轄官庁は、文科省と厚労省に加えて内閣府が加わり、三行政となりまして、先ほど岡田大臣おっしゃったように、文科、厚労が入り組んだ認定こども園のときも、それを必死で整理しながら、例えばキャベツを一つ買った、これは文科省分、厚労省分、どういうふうに経理をしていくか、そこから始まったのが認定こども園の状況でございます。ですから、ここがきちんと一元化できなければ、今までの、利用者の方たちがいいとおっしゃっている認定こども園、しかしながらまだまだこうした課題がある、そのところ、全く課題を残したまま総合こども園、これは私にはあり得ないと思っております。

したがって、そもそも民主党は、子ども家庭省ということ提案していらしたわけでございます。将来の一元化に向けたその方向性もよく見えます。我が国の保育また幼児教育はどうあるべきかという政府のビジョン、そして改革への決意が伝わってきます。このままでは、むしろ、こうした消費税を引き上げたためにこの子ども・子育てをこの際で、そして、これであればどの党も賛成するだろうから、こういう意図があったと言われても、それは否定し切れないと私は思っています。

なぜこのような中途半端な形になったのか、お伺いをしたいと思います。これは、総理、御答弁をお願いいたします。総理が責任でございます。

○中野委員長 立ち上がっておりますので、小宮山厚生労働大臣。(高木(美)委員)いやいや、立ち上がっていらしても、これは総理の責任です」と呼ぶ後ほど、総理。

○小宮山国務大臣 総理に後で答えていただきますが、この制度をつくったのは私でございますので、私からまず答えていただきたいと思います。

子ども家庭省は将来つくりたいと思っております。省庁再編に先駆けてつくりたいと思っております。

ただ、現在つくれない中で、内閣府の中に本部をつくって、そこであるべくインセンティブをかけて総合こども園になっていただきたいと思います。その後、一部残る幼稚園、保育所の厚労省、文科省の担当者も併任をかけますので、所管は必ずこれ

は一元化をされます。その中で、先ほどおっしゃった認定こども園の二元行政というところは解消されますので、これは、認定こども園の経験も十分ワーキングチームで何って、その課題を解消するという大きな狙いの中でやっておりますので、今、認定こども園をやっている方からは大変評価をされている仕組みでございます。

そういう形の中で、当面何元化もするように見えますけれども、将来は総合こども園になるべく統合していくように、御負担いただく消費税で、その配置基準とか職員の処遇とか、それから、幼稚園も七五％預かり保育をしている、そこに対してしっかりと財政支援をするとか、なるべく多くのところでやっていただけるようにいたしますので、そういう意味では、地域でニーズ調査をして、ちゃんと受け皿をつくるという意味で、今までよりも、どこの地域の子供たちにとってもよい仕組みがでると思っています。

○野田内閣総理大臣 認定こども園を基本的には私どもは評価をしているということ、これは前提であります。

先ほどの副総理のお話もあったとおり、これは、事業者の皆さん、あるいは利用されている保護者の皆さんの評価が高いと思います。その上で、二重行政の問題とか、あるいは財政支援の問題等の課題もありますので、そういうものを解消させながら発展をさせていきたいというのが総合こども園の考え方です。

内容については厚労大臣からございましたが、総合こども園を含むこの新システムの議論というのは一昨年の六月からやってまいりました。一昨年の六月から一年半、三十五回にわたって、ワーキングチームをつくって、いろいろな関係者の皆さんの声を集めて、そしてこういう形のシステムをつくったわけですので、先ほど委員から、消費税引き上げのために何となく便宜的に使っているんじゃないかということではなくて、この一年半の、まさにこれからの子ども・子育てをどうす

るかという丁寧な議論を踏まえているということ、これは御理解いただきたいと思います。

○高木(美)委員 申しわけありません、丁寧な議論とおっしゃる割には雑な仕上がりになっていると申し上げさせていただきます。

ですから、賛否両論真っ二つなんですよ、総理。例えば、ここはいいとおっしゃっても、ほかのところはだめ、また、同じ団体でも、半分はいい、こっちはだめ、もう本当にいろいろなんです。しかも、その中身もまだはっきり詰まっていない、よくわからないということから、皆さんは本当に不安を抱えていらっしゃいます。先日私が伺った認定こども園の方たちも同じ状況でございました。しかも、多くの注文もいただきました。

私は、この認定こども園、先ほど来、一元化ということをお願いしてまいりましたけれども、文科、厚労の、この行政の一元化というのは、例えば、認定こども園の延長に総合こども園がある、だったら、認定こども園のまんま、今の欠点をそのまま全部克服をして進めていってもいいはずでございますし、そう考えますと、これは最終的にはどこに決着をつけていくか、それぞれ私たちが今、我が党として検討をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、この行政の一元化というのは不可欠です。子供たちのためにどうしていくのか。したがって、私は、あえてきょう総理に提案をさせていただきませんが、二年をめどに子供行政のあり方を検証しまして、その結果を踏まえて、省庁再編を含めて新たな体制について検討すること必要ではないかと思えます。

現場には、三年、十年で移れ。三年と言われたところはたまらないです。どうせやるんだつたら、全部一緒に三年、これが普通だと思えます。したがって、下はそういうふうな、現場ではいろいろな年限を課しながら移れとおっしゃる、でも上はばらばら。それでは一体化とはとても言えない、国の責任を果たしているとは言えないと思えます。

したがって、この検証をしつかり行いまして検討をしていただきたいと思います。総理、いかがでしょうか。

○岡田国務大臣 委員の御心配もよくわかります。ですから、これはまずしっかりと検証をする必要があると思えます。しかし、それを二年も三年もかけて検証するというのではなくて、やはり、この法案を今御提案して、審議していただいているわけですから、まずそこでしっかりと御審議いただき、そして、我々も誠意を持って御説明をさらに重ねさせていただきますので、この法案が採決されるまでにそういった作業をぜひ終えさせていただきます。

もちろん、それで解決のできない問題が出てくれば、それはそのときにまた協議させていただきます。と思います。現場、なるべく混乱がないようにというふうな思っておりますので、やはり今のような、省庁、文科省と厚労省ということで二本立てになっているという状況を早く改善する必要がありますので、ぜひそこは協議をしていただきたいというふうに思います。

○高木(美)委員 済みません。総理に明快な答弁を求めます。

この子供行政のあり方について、二年をめどに、省庁再編を含めて新たな体制をおつくりになるおつもりがどうか、その検討を開始されるかどうか、はつきりとお答えをお願いいたします。

○野田内閣総理大臣 今回提出をしている法案については、さつき申し上げたとおり、約一年半かけて多くのいろいろな方の御意見を集約しながら出した法案でございますので、その法案を踏まえて、検証的にチェックをしていただいで御議論していただくことが大事だと思います。

その上で、例えば組織の問題、体制の問題等については、これは引き続き協議する場面はあると思えますので、御提起については真摯に受けとめたいと思えます。

○高木(美)委員 それは、済みません、大事なこ

とです。やるということで、総理、よろしいんですね。

○野田内閣総理大臣 子ども家庭省というのは、もともと私の主張として申し上げておりました。ただ、これは、子ども家庭省だけつくるんじゃないくて、全体の省庁再編の議論もあると思えますので、そういう包括的な視点の中での検討を進めさせていただきますと思います。

○高木(美)委員 今おっしゃった総理の御答弁では、何年先になるかわかりません。それはむしろ今着手しなければ、恐らく、これからまた政権もどうなるかわかりません。

したがって、やはりこれだけの法案を出しになるのであれば、また、それぞれの今やっというところをお願いされるのであれば、国としてもちゃんと一元化をします、そのためにちゃんと検討を始めます、ここが一番の大もとではないかと思えますけれども、総理、これはきちんとやっていたきたいと思えます。

もう一度、いかがですか。

○岡田国務大臣 私、行革担当で、今、行革についてのいろいろな構想を練っているところで。その中で、省庁についても見直しを考えているところでございます。

これはそう何年もの話ではなくて、議論をしているところですが、そういう中で、子ども家庭省、まあ、子供の問題というのは国にとって非常に基本的な、重要な問題ですから、我々も従来から子ども家庭省をつくることをうたっているわけですし、そこはそういう方向性を持ってしっかりと議論していきたいというふうに思います。

○高木(美)委員 新システムの導入が待機児童の解消につながるのかということのを伺わせていただきます。

利用者の方の不安のお声は大きいものがあります。この新システムになりますと、利用者にとつてどう変わるかといいますと、市町村にまず利用

を申し込みます。市町村がそのお子さんについての支給認定を行います。それをもって、利用者は受け入れてくれる施設を探すわけです。そして、その施設と直接契約を結ぶ、これが状況となっております。

しかし、今回の制度改正における最大の変更点の一つは、今までも議論になっておりますが、児童福祉法第二十四条の市町村の実施義務を外す、そして責務になるということでございます。

若い方たちからも多くのお声をいただいておりますが、それでは産後間もないときから子供を入手させる保育所を探さなければいけないのか、そこで受け入れてもらえなければ、自分でまた次々と行かなきゃいけないのか、生まれたての赤ちゃんを抱えてどうするのか、もう悲鳴です。また、障害を持つお子さんが必要なケアを受けられる施設に本当に入れるのか、また、こども園の類型がばらばらだけれども、どうやって施設を選んでいいか本当に不安だ、こうした不安、疑問は多くあります。

まず、待機児童数の把握ですけれども、これも、市町村の実施義務があるので、今まではほぼできておりました、そこで面倒を見るという形で抱えるわけですから、でも、これが今後でなくなるのではないかとということを一番私も心配をしております。いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 今回、市町村が潜在的なものも含めてニーズ調査をいたします。そのニーズを調査して、それだけの計画をつくって仕組みをつくるという責務をかけます。

今回、児童福祉法の二十四条、これは今まで保育に欠ける子を対象にしていたけれども、今回は必要な子をみんなということなので、仕組みを変えます。でも、そこは市町村に責務をかけますので、それで、保護者の方が走り回らなくていいように情報を提供し、また、必要な場合にはあつせんもいたしますし、虐待などがある場合には、そこにちゃんと要請もかけるというような仕組みもちゃんとしているところでございます。

先ほど委員がおっしゃったように、今までは必要があつてもキャパシティを超えたときにはそこを受け付けない、そういう裁量の行政が行われてきたということがありますが、今回、市町村が主体になって、みずから調査をして受け皿をつくりますので、そのことによって待機児が一つ解消する。

それから、この後御議論になると思いますが、指定できちんとした基準を満たしたところはNPOとか株式会社も入るので、参入するところが多くなつて、そこでまた待機児を受け取る施設がふえるということ、また、総合こども園の中で、幼稚園は三割あきがございますので、インセンティブをかけてそこで受け取ってもらうということ、また、小規模な保育、家庭的保育もその基準を満たせば財政支援をいたしますので、いろいろな意味で今までより待機児童は確実に解消できると考えています。

○高木(美)委員 まず、先ほどお話ありました需要の把握、もう市町村はできないと言つています。特に、待機児童が多くて、それでどうやってニーズの調査をするんですか。例えば、保育所をその地域につくれば、今、結婚される若い方たちは切実な問題ですから、きょうも若い女性の公務員の方たちが働いていらつしやいますけれども、切実ですから、どこに住めばどういう保育所を用意できる、もう結婚するときから、住む場所を決めるときから選んでその地域に行かれるんです。それくらいにしなければ継続就労なんかできない、これが今の厳しい現状です。

したがって、この潜在的な需要の把握なんというのは、つくれば、また移転をしていらつしやいます。そしてまた、その方たちも面倒を見る。ですから、今、つくってもつくっても、どこまでやつていいかわからないというのが市町村の状況なんです。

ですから、この需要調査、しかもこの計画は五年、私は五年なんというのはとんでもない話だと思つておりまして、市町村からは、本当にこれは

無駄じゃないか、もうやめてもらいたい、そういう強いお声をいただいております。

また、待機児童のいないところの市町村からも、こういう計画は本当に必要なのか、自分たちのところはもう満ち足りている、それなのにまた支給認定を全員を相手にやるのか、そしてまた計画までつくるのか、やめてもらいたい、今、人員削減で窓口は大変なんだ、四月だけの事業でも、それでもいろいろな方に臨時雇用で来ていただいたやつと賄つている、そういう状況なのに、果たしてそういう現状をわかつてそういうことをやっているのか、こういうお話でございます。

したがって、いろいろまた御答弁はあられるところだと思ひますけれども、私は、こういう現場の声を伺いますと、まずこの潜在需要をきちんと把握すること自体、至難のわざであると思ひます。その入り口が崩れれば、その市町村は、では、どうしていけばいいのか、全く現場と合わない話ではないかなと私は思ひます。

したがって、市町村の実施義務については、私はこれは外すべきではないと考えている一人でございます。

もう一つ確認をさせていただきたいんですが、保護者の就労状況、疾病などによって保育が必要なお子、これを私は、必要な子供に変えることは必要だとずっと考えておりました。そのお子さんたちは市町村が抱えて面倒を見てきたわけです。障害を持つお子さんたちが、果たしてこの新システムになって、こうした直接契約のシステムになつて、必要なケアを受けることがでなくなるのではないかな。

当然、拒否する正当な理由ということも法文の中に書かれております。中身を聞きましたら、正当な理由というのは、一つは定員が既にオーバーしている、そしてまた専門的な職員であるとか施設がない、こうした場合には断ることができる。でも、そのお子さんたちはほかのどこに行けばいいの、一番困つていらつしやるそうした方たちが路頭に迷うだけではないのか、こうした懸念を

強く持つからでございます。

総理、今のやりとりを聞かれていて、どのような思いでしょうか。

○小宮山国務大臣 そういう特別なニーズのある子供につきましては、これは市町村の方が情報を提供し、あつせんをする、さらに必要度の高い方は要請をしてちゃんと受け入れてもらう、そういうようなこともとうとうしておりますので、そういう意味では、そうした皆さんがそういう特別な事情のあるお子さんを抱えてあちこち回らなければいけないという仕組みにはならないようにしたいというふうに思つています。

○高木(美)委員 今でも厳しい現状であるということであつて申し上げさせていただきます。

次に、保育士の処遇改善について伺わせていただきます。

まず、これも総理にお伺いしたいんですが、保育の質というのは何をもちつて確保をされるおつもりでしょうか。実は、今回の新システムの中で、質についての、例えば保育と幼児教育と、質の高い両方を提供するのは書かれておりますけれども、では、質はどうやって担保をしていくのか、その具体的な中身のところが見えません。そこはどのようにお考えでしょうか。

○小宮山国務大臣 保育の質を上げるためには、今回、消費税をお願いができれば、そこで量と質と両方と思つておりますので、かなり施設の数があれば、見ていただく方もしつかり確保しなければいけない。そういう意味で、処遇を改善すること、さらに、キャリアアップできるように研修などの機会を持つこと、そういうためには、今、資格を持つても実際になられていない潜在保育士さんというのがたくさんいらつしやるので、そういう方たちがなれるようにすることですとか、今回、五年間に限つてですけれども、認可保育所でやつていらした方も試験が受けられるようにするなど、その間口を広げることと処遇の改善、キャリアアップということにしっかりと取り組むた

いと思っています。

○高木(美)委員 私も今回の法案の中で唯一これは絶対入れなければいけないと思ったのは、地域型保育の位置づけでございます。恐らく、このところはそれほど異論のないところではないかと思ひます。我が党もずっとこの政策を打ち、保育ママであるとか、また、この中には放課後児童とかさまざまなものが入れられておりますけれども、これも推進をしてまいりました。

ただ、それをやるには保育士が足りません。しかも、その足りない原因というのは、一つは平均賃金にあります。

これをごらんいただきましたんですが、保育士、平均給与額二十一・〇万円と書いてあるのですが、実は、この中にはさまざまな手当が入っています。基本給、職務手当それから精皆勤手当、家族手当、全部含まれて二十一・〇万円。これは、下をごらんいただきましたんですが、福祉施設の介護員、ヘルパー、この方たちとほとんど変わらません。

しかし、この保育士という数字の中には、公立保育所、私立保育所、それから認可外、こういうところの細かいデータというのは、実はまだ私はいただいておりません。ぜひこれを出していただきたいと重ねてお願いをするのですが、恐らく、公立保育所は公務員ですので、平均給与も高いものが当然あると思ひます。しかし、恐らく認可外においては低い給与かと思ひます。それを全部ならして二十二万円ですから、この状況がいかに厳しいかということをぜひ私はお知ろいたきたいと思ひます。

有資格者であるにもかかわらず、全職種の三十二・四万円、この平均以下の賃金で働かざるを得ない。これも、平均賃金はまだ数字的には介護と並ぶ数字ですが、実は、パートになりますと本当に低いんです。これは、全職種平均では時給九百八十八円、保育では九百八十二円です。これが幼稚園になりますと九百九十九円という状況でございますが、ほとんど変わりません。

したがって、これは、新システムがどうなるかにかかわらず、介護士と同様、保育士の処遇改善、大至急やっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 それは、今回の消費税を増税した中で処遇改善にも取り組みたいと思ひますので、そこは全力を挙げてやりたいと思ひます。

一つ訂正させていただきたいんですが、先ほど、認可外の人たちの受験資格五年と申しましたが、これは五年という期限をつけておりません。今年度からできるようにする。五年というのは、今、若い方は両方の免許を持っていますけれども、片方しか持っていない方がもう一方の幼稚園の教諭あるいは保育士の免許を取るのを五年に限り認めるということと、とにかく幅を広げていきたいというところは思ひます。

○高木(美)委員 恐らく、七千億の中にはこの数字は入っていないかと思ひます。ですので、消費税が引き上げられた暁には処遇改善できるという保証は何もないと思ひますが、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 キャリアアップとか研修ということは七千億の中に入れておられると思ひます。質を改善するためには私も必ずこは上げなきゃいけないと思ひますので、先ほどの財源確保ということも含めまして、そこは全力を挙げて財源を確保していくようにしたいと思ひます。

○高木(美)委員 済みません、役所からいただいた紙の中で、約〇・三兆円、こは、職員配置基準の改善を初めとする保育等の質の改善のための費用。ですから、当然、質の改善として想定されている体制強化とか、それからまたさまざまな研修であるとか、こうしたことは盛り込まれておりますけれども、いずれにしても、七千億の中の三千億、この中に処遇改善、給与を引き上げるといふことは入っていないと思ひます。

もし入っているのだしたら、明快な答弁をお願いしたいと思ひます。また、入っているとおつ

しやるのであれば、どの程度引き上げるおつもりなのか、数字をはっきりとお示しください。

○小宮山国務大臣 これは先ほど申し上げたように、その七千億プラス三千億の一兆を超える予算を確保する中に項目として盛り込んでございまして、職員の定着、確保を図るために、キャリアアップの仕組みとあわせて処遇の改善の仕組みを入れるということをごをこの中に入れてございまして、先ほど私が答弁したとおり、先ほど総理、副総理もお話をしたように、全力を挙げてその財源を確保して処遇改善に取り組みたいと思ひます。

○高木(美)委員 保育士の不足は本当にこれから深刻になります。恐らく、企業等が参入主体とか、これも撤退規制とか、もともともって基準を考えていかなければいけないと思ひます。必要、二十九年では四十六万人が必要と推計されております。ところが、この二十九年度末、今から五年後になりますけれども、七万四千人が不足するという状況です。

当然、処遇が低ければ、給与が低ければ入ってこれないわけです。本来は、若者の雇用とか、またそうした支援という話であれば当然こうした若者が今担ってくれている介護とかそれからまた保育とか、こうしたところにもっときちんと基金を積み込んで処遇改善を図るとか、こうしたことが私は急務ではないかと思ひます。

これだけの多くの方たち、先ほど大臣からはキャリアパスのモデルを提示するとか、能力の高い経験豊かな保育士の支援を通じて保育の質を充実させたいとか、そうしたお話がございましたけれども、人材の確保がなかったら、新システムで地域型保育まで大きく位置づけするといつても、絵に描いた餅になってしまうではありませんか。

これが入り口なんです。ですから、この人材の確保、総力を挙げてお願いしたいと思ひます。またこれは後日質問をさせていただきますので、しっかりと、総理、リーダーシップをおとりいただきますして、ぜひとも若者の支援、これが入り口

です、どうぞよろしく願ひいたします。

そこで、最後の質問になるかと思ひます。

先ほど来さまざまな、今後の国会運営のお話がございました。私も、先ほど来、自民党の議員の方たちと総理とのやりとりを伺わせていただきましたが、今こうして消費税引き上げの議論、社会保障と税の一体改革につきまして議論をさせていただいておりますが、当然、来週、小沢さんに会われる。民主党の中の反対派をどこまで説得できるか、説得できないなら採決もしないのか、こうした御質問に対して、採決はすると総理は明言をされました。

では、その採決につきましては、例えば継続にして次の国会の成立も容認するという、そのまでの幅を持つてのお考えなのかどうなのか、総理の率直な見解をお伺いしたいと思ひます。

○野田内閣総理大臣 大事な法案として提出をしているわけです。政府として提出をしている法案は、政府・与党一体となって成立を期すというのが基本です。成立を期すという意味は、まさに、採決を通して、御賛成いただく方が多いという状況をこの国会中につくるということであります。

○高木(美)委員 国民の皆様からいただいたいろいろお声を冒頭に御紹介させていただきましたが、もう皆様からは、民主党は、やると言ったことはやらない、やらないと言ったことはやる、早くちゃんととの選挙に戻して、総選挙を早くやって、そこから落ちついた議論をしてもらいたい。もう圧倒的なお声でございます。

改めて早期の総選挙を求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございしました。

○中野委員長 これにて高木さんの質疑は終了いたしました。

次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。きょうは、消費税の価格転嫁問題について質問をいたします。

中小企業関係団体は、消費税増税に反対の意

見、または、安易な税率引き上げは避けるべきだという声を上げています。共通して問題にしておりますのが、消費税を価格に転嫁できないという問題であります。

最初に総理にお尋ねしますが、そもそも、消費税の仕組みとして、消費税を負担するのは誰なのか、そして、その消費税を納税するのは誰なのか、この点についてお答えいただけますか。

○安住国務大臣 納めていただくのは事業者で、消費をしていただく方が、いわば税を負担していただく方であるということでございます。

○塩川委員 最終的に消費税を負担するのは消費者とされておりますが、納税義務者は事業者であります。この分離、分かれていることが矛盾となつて価格転嫁問題というのが生まれてまいります。

そこで、パネルをのらんだいたたいんです。が、全国商工会連合会のつくった資料で、消費税の問題点、消費税の価格への転嫁、これをのらんだいたたいと思います。日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会が共同で実施をした実態調査であります。

一番右側の年間売り上げ二億円超でも、現在転嫁できていないという事業者が三二・八%、税率が引き上げられた場合に転嫁できないというのが四六・二%。年間売り上げ三千万円以下では、現在転嫁できていない、四八・九%、税率が引き上げられた場合に転嫁できない、六四・五%。年間売り上げ一千万円以下でも、現在転嫁できていない、六四・九%、税率が引き上げられた場合に転嫁できない、七五・四%。

総理に認識をお伺いしたいと思うんですけども、中小企業や小規模事業者にとって消費税の価格転嫁が非常に困難だということを示しているものだと思うんですが、総理はどのように受けとめておられますか。総理。

○安住国務大臣 これは、どういう資料がよくわかりませんが、アンケート調査ですね。どこが

やられたかはちょっとわかりませんが。ただ、懸念が……(塩川委員)中小企業庁も関与しているよと呼ぶ。ああ、中小企業庁ですか。要するに、実態としてというよりは、そうした懸念があるというのを塩川さんは御指摘になっておられるのではないかと思います。

そこで、私もどうしても、中小零細企業の転嫁対策に万全を期さなければならぬというふうにしておりまして。

例えば、前回引き上げ時に比べれば、独禁法改正が強化をされ……(塩川委員)委員長、聞いておりませんから。と呼ぶ。排除勧告制度が廃止され、より迅速に排除措置命令等の行政処分を行えるようになったわけ……(塩川委員)対策の話はこの先聞きますから。と呼ぶ。

○中野委員長 的確な答弁をお願いいたします。

○安住国務大臣 はい。課徴金制度を導入したり、つまり、弱い者が、またいわゆる小規模な皆さんが、こうした転嫁ができないで、いわば泣き寝入りをしていないような仕組みというものをいろいろ考えながら対応していきたいというふうにしておりまして。

○塩川委員 総理にお尋ねしますけれども、うちの佐々木憲昭議員の質問に対しても、弱い立場の方がしわ寄せを食っている傾向があると述べられました。そういう認識だと承知をしておりますが、いかがでしょうか。

○野田内閣総理大臣 実態としてはあるというふうに思います。

実際に、下請の方が結局自分の責任のもとで負担をせざるを得なくなっている等々の実態はあるというふうに思いますので、今回の消費税を引き上げる際には、適正に転嫁できるようにどうするかというところは大事な議論だと思いますので、そこは重要視していきたいと思っております。

○塩川委員 実態として価格転嫁が困難だということをお認めになりました。

そこで、重ねてお聞きしますが、では、なぜ転嫁できないのか。この点はいかがででしょうか。

○安住国務大臣 価格競争やコストダウンによるいわばそれぞれの業界の熾烈な競争の中で、例えば、それは証明をしているわけじゃありませんけれども、優越的な地位を利用した立場の人が、その下に対して、今御指摘のようなことで、消費税の上乗せ分は、例えば、あなたのところでは何とかなりませんかとか、そうしたことがよく言われるケースとしてあるのではないかとというふうにしておりまして。

○塩川委員 優越的地位の立場にあるいわば親事業者が、下の立場とおっしゃいましたけれども、いわゆる下請事業者に対して、転嫁をすることを拒むような事例が現にあるということでもあります。

この価格転嫁が困難というのは、今の点もそうですけれども、二つの面がある。一つは、やはり小売業者と消費者の問題であつて、勤労者の所得の減少や、デフレのもとで消費者に転嫁ができないという声、実態があるということと、もう一つ、今安住大臣がお答えになったような、元請と下請の関係で、弱い立場の下請事業者が親事業者に要求できないということでもあります。

それで、一点目の小売業者と消費者との関係についてですけれども、一九九七年、消費税が三%から五%に増税をされたときは、全体として、勤労者の年収も可処分所得も消費支出も上昇傾向にありました。それでも転嫁できないという事業者の数が多数だった。その後、今に至るまで下降線で、勤労者の年収や可処分所得や消費支出は減り続けているわけです。

そこで、お尋ねしますが、消費税を価格に転嫁したら消費者が逃げてしまふというのが今の小売業者の現状じゃないのか。そうじゃないんですか。

○安住国務大臣 それは、しかし、例えばヒット品目なんかは別に消費税がかかっても売れるようになったりしたり、売れている本だってあるわけです。

ですから、全体に、そこだけを見て消費税が悪

いという話にはならないのは、もう一方で、では社会保障の財源等はどうするのかということもあるわけであつて、いわゆる所得の低い方に対する例えば年金、医療、介護のサービスのための税金といたのは、社会保障の保険料だけでは賅い切れないので、こうした消費税についてしっかりと充てていくと。それは、水平性の税ですから、しわ寄せがあるという意見もあるかもしれませんが、そこは、塩川さん、逆進性対策とかをしつかりやていくと。

ですから、できるだけ消費に影響を与えないような形で我々も努力をしながら、この税の浸透を図っていきたく思っています。

○塩川委員 いや、そんな答弁だったら、もう視聴者は驚いて、笑うだけじゃなくて怒りますよ。でも、転嫁が難しいということはやはり否定をできない。国民の所得が減少しているときに消費税転嫁が事業者にとって困難であるということ、まさに明らかであります。

もう一つの、親事業者と下請事業者の関係についてでありますけれども、下請事業者にとつては、親事業者、いわば大企業への価格転嫁が極めて困難であります。

価格転嫁の実態はどうなっているか。

先ほども確認しましたように、最終的に消費税は消費者が負担するといえ、納税義務者は生産、流通などの各段階のいずれかにいる事業者であつて、消費税の仕組みは、各段階で適正な価格転嫁ができるという前提でつくられています。

一方で、実際の契約においては、受注者の立場は弱いわけで、発注者からの値引き要求を断り切れない、断れば次回以降の受注がなくなるなどではないのか、こういう懸念の中で、発注者と対等な立場で適切な価格転嫁を求めていくことが事実上不可能だということを言わざるを得ません。

それで、ここにパネルとして、新規発生滞納に占める消費税の割合をお示しいました。

ここでは、消費税導入後、件数でも税額においても、ほかの税金に比べて、消費税の滞納の割合

がどんどん高くなっております。消費税が五％に引き上げられた九七年、九八年の間で大きく、件数でも税額でも新規発生滞納がふえているところにもそれが見てとれるわけであります。消費税の滞納割合が増加しているのは、価格への転嫁ができないもとで、受け取ってもいらない消費税を払えと言われても払えないという実態を示しているわけであります。

そこで、お尋ねをしますが、総理にお答えいただきたいんですが、消費税を価格転嫁できているのに、それでも払えということになれば、そのとき、では、消費税分というのは誰が負担することになるんでしょうか。

○安住国務大臣 最初のその資料では、四九・七％、全体の滞納額の中で消費税がということですが、消費税収に占める割合でいうと、これは三・四％でございます。逆を言えば、九六・六％は滞納することなくきちんと納めていただいております。

ですから、そういう点では、また、この中からもうちょっと詳しく言うと、滞納者の中でも……（塩川委員「いやいや、聞いていませんから」と呼ぶ聞いていないですか。滞納者の中でも、この二年間の中で、納税はしていただいている方が比較的多いです。（塩川委員「いやいや、委員長、質問がわかっていないからもう一回」と呼ぶ）それで、塩川先生……

○中野委員長 それでは、もう一度質問してもらいます。質問者、どうぞ。

○塩川委員 総理にお答えいただきたいんですが、消費税の価格転嫁が困難だということをお認めになりました。なぜかといえば、やはり優越的地位の濫用のように、親事業者に対して下請事業者が転嫁が困難だということであつたわけであります。

そういったときに、消費税を払うとなつた場合には、その分、転嫁できていない分は、では、誰が払うのかということなんです。

○安住国務大臣 ですから、滞納なさっている方

に納めていただくということは、事業者が納めていただくということに理論上はなるんです。つまり、消費者からお預かりをしている、それで最終的に事業者がこれを納めるわけですから、そういう原理でやらせていただいています。

○塩川委員 いや、親事業者に転嫁ができていない現状があるわけですよ。消費者との関係でも、デフレ下で困難だと。

ですから、全国商工会連合会のこの資料においても、最初、「一、消費税の価格への転嫁」、その下のところに「規模の小さな事業者ほど、立場が弱く、販売価格に消費税を転嫁できないため、消費税率が引き上げられると、転嫁をできない分を自らの利益を削って納税することとなる。」と。みずから自腹を切らなくちゃいけないというのが実態ということじゃありませんか。

総理、どのように受けとめておられますか。総理。

○安住国務大臣 ですから、私どもとしては、消費税というものをよく理解いただいて、そして、その上で、いわば親事業者が、今塩川さん御指摘のようなことで、下請事業者に不当にしわ寄せをしないかどうかというような監視等はしっかりとやっていかなければならないと思っております。与党の中でも、転嫁Gメン等を設置して、体制の強化を図る。

これは、申し上げておきますけれども、自民党時代からずっとそういうことで、転嫁対策はしっかりとやるという話ですから、私も引き続き強化をします。

○塩川委員 いや、だから、転嫁できないという事態がずっと続いているんですよ。事業者が自腹を切って納税することにならざるを得ないというのが実際の事業者の実態を反映した声である。そのことを受けとめられないということ自身に、消費税増税を言うような資格がないということをおっしゃるを得ません。

消費税には制度的な欠陥があるということは、民主党におきましても、価格転嫁問題を検討する

ワーキングチームを立ち上げて作業しておられるわけであります。その中では、いろいろな団体にヒアリングも行っておられます。

そのヒアリングに答えた団体の一つに、全国建設労働組合連合、全建設連もごいます。その全建設連が民主党のワーキングチームに提出をした資料においては、価格転嫁のどこに問題があるのかを以下のように述べております。

消費税制度が、価格転嫁ができない場合に、実態上、事業者自身の負担で納税せざるを得ないという問題を包含していることは、この制度が抱える根本的な問題である、支払いを受けることができない経費は消費税に限らない、契約上優位な立場を利用した直接的、間接的な値引き強要の常態化が問題の根底にある、消費税の価格転嫁がとりわけ問題なのは、実態上、受け取っていない消費税を納めなければならぬ点にある、消費税の滞納がほかの税金に比べて多いこともこのことに起因をする、このように述べておられます。

今度はぜひ総理にお答えいただきたいんですが、このように、価格転嫁ができない場合に、事業者自身の負担で納税せざるを得ないということ、消費税制度の根本的な欠陥があるということじゃありませんか。

○野田内閣総理大臣 消費税の抱える問題の一つに、適正に価格に転嫁されるかどうかという課題があることはあります。

その環境については、先ほど委員が御指摘あつたとおり、前回、三％から五％に引き上げたときに、独禁法であるとか下請法の強化を行いながら、そういうことにならないような法的な環境整備はできてきました。ただ、実態としては、まだ懸念があるんですね。それはやはり、下請の方が親業者の方に転嫁できない、言いにくいとかはあります。

そういう問題をどう乗り越えていくかということとを党の中のワーキングチームで御議論をいただいております。それは、対消費者との関係であるとか、事業者間の関係とか、整理をしながら、

さつき財務大臣もその一端を御披露しましたけれども、Gメンをつくらうとか、そういうあらゆる、党から出てくる御提起であるとかも踏まえながら、スムーズに価格転嫁ができるようにしたいというふうに思います。

転嫁という課題はありますが、だから、この問題があるから消費税が絶対だめという議論ではないと思います。乗り越える課題ではありますが、しっかりと議論していきたいと思っております。

○塩川委員 そもそも、消費者に、このデフレ下で、所得の減っている中で消費税を増税するということ、深刻な、暮らしを圧迫することにもなる。

加えて、消費税の転嫁ができない事業者にとつてみれば、身銭を切つて、いわば自腹を切つて払わざるを得ないというのが消費税制度の根本的な欠陥だ。こういう中では価格転嫁問題は解消できないわけで、私は、消費税増税をやめることなしに、こういう根本問題、欠陥を取り除くこともそもそもできないということを言わざるを得ません。

そこで、対策をとるということをおっしゃいました。この間、民主党のワーキングチームの話もありましたし、消費者あるいは親事業者との関係で、しっかりとした対策をとるとか、監視を強化するとか、Gメンとかという話がありますけれども、そもそも、消費税導入時に竹下総理が消費税の七つの懸念とか九つの懸念ということを指摘しておられましたけれども、そのときから、価格転嫁問題というのは課題として挙げられているわけであります。

それなのに、いまだに価格転嫁問題が大きな課題となっている。二十四年間何をやってきたのか。いかがですか。

○岡田国務大臣 今委員のお話を聞いております。ちょっと腑に落ちないのは、全建設連の例なんです。

全建設連、例えば、家をつくるというときに、一千万の家をつくる。一千万の契約をしますね。

それが、例えば五%上がって五十万円です、消費税がその分に乗せられる。それを払わなかったら、それはやはり契約違反ということになるわけ、そこはまさしく、買った人と家をつくった業者の方の問題として十分に裁判でも争える、そういう問題だというふうに思います。

もし、全建総連ということでおっしゃった、大工さんがいい家をつくって売るときに、実際の契約の価格に消費税が上がつて上乗せできないということであれば、私は、そういう問題だということに思います。

○塩川委員 全建総連というのは、皆さん、下請事業者として、そこに働く労働者、建設職人の方の組合ですから。わかっているんですよ。

ですから、民主党ワーキングチームに行っている、聞いてほしいんですけど、支払いを受けることができない経費は消費税に限らない、契約上優位な立場を利用した直接的、間接的な値引き強要の常態化が問題の根底だ。

ですから、消費税の価格転嫁がとりわけ問題なのは、こういう値引き強要が常態化している中で、実態上、転嫁ができないような消費税分まで納めなくてはならないからだというところが問題だということを言っているわけで、事の本質というのをしっかりとめて取り組むべきだということです。

そこで、二十四年間何をやってきたのかということですが、そこは先ほどお答えになりましたから、それなりにやってきたという話ですけれども、先ほど言いましたように、二十年以上たつてもこの価格転嫁の問題というのは解消されておられません。

いろいろ対策をやるというけれども、この間、公正取引委員会が行った調査では、価格転嫁はどうだったのか。実際の中小企業、小規模事業者にしてみれば、価格転嫁できないという声が多数の声となっている。

そういう実態がある中で、中小企業庁と一緒に公正取引委員会が実施した特別調査、一九八九年

の消費税導入直後と一九九七年の五%増税直後に行った調査、その調査におきましては、下請事業者の回答はどのような結果だったんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 お答え申し上げます。

まず、平成元年の消費税導入時におきまして、公正取引委員会が中小企業庁と連携して、資本金一億円以上の親事業者約七千社、それと取引のある下請事業者約六万六千社を対象に、転嫁状況に関する特別調査を実施いたしました。

その結果でございますが、親にしましては九八・六%、下請事業者からの回答にしましては九四・九%が消費税額分を上乗せして取引が行われていたと。要するに、一〇〇%近い転嫁が行われていたということが平成元年の特別調査でございます。

平成九年の税率引き上げ時におきましても、これは規模が縮小されておりますが、親事業者約一千社、それと取引のある下請事業者約五千社、これを対象に、転嫁状況に関する特別調査を実施いたしました。

その結果、親にしましては九六・八%、下請事業者にしましては九四・六%が消費税の引き上げ分相当額を上乗せして取引が行われているという結果になっております。

それで、先ほどの先生のパネルと随分違うじゃないかという御印象を持たれるかもしれませんが、公正取引委員会が管轄しておりますことは、いわゆるBツリーB、事業者間の取引にしまして、優越的地位の濫用であったりカルテルであったりということを取り締まっているわけでございまして、BツリーC、小売業者が消費者との間でどのように取引しているかについてはカバーしていないわけでございます。

それで、私が今申し上げたのはBツリーBのデータでございまして、下請事業者といいますが、大方は、本体価格での取引をして、それにプラス税額を乗せて請求し、支払われているというのが実態であると我々は把握しております。

問題は、小売、BツリーCにおいて本当に転嫁できているかどうかという問題ではないのか。この大きな違いはそこにあるというふうに思っております。

○塩川委員 親事業者と下請事業者ですから、BツリーBの話をしているんです。この中にもその実態が反映をしているということを言っているわけでありまして。

今答弁があったように、平成元年の消費税導入時、平成九年の五%増税時の調査で、下請事業者が価格転嫁できましたという回答が九割以上なんです。本当かなと誰もが思わざるを得ないような回答の結果であるわけです。中小四団体の実態調査と余りにもかけ離れていることを言わざるを得ません。

なぜそうなるのか。それは調査方法にあるわけなんです。中小四団体の実態調査というのは、各団体を通じてアンケートを依頼し、集計をしたものであります。中小企業や小規模事業者のありのままの姿が反映しているものであります。

そこで、では公正取引委員会にお尋ねします。公正取引委員会の特別調査の調査対象、下請事業者の調査対象はどのように決めておられるんですか。平成元年の場合について結構ですから、答えてください。

○竹島政府特別補佐人 平成元年につきましては、先ほど申し上げましたとおり、資本金一億円以上の親事業者、それと取引のある下請事業者、親に調査をかけたもので、あなたはどの下請に出していますかということをお調べします。それでわかった取引先である下請事業者が六万六千社、これについて調査をかけたわけではございません。特別の何か細工をしているわけではございません。

○塩川委員 つまり、親事業者に取引している下請事業者の名前を書き出してくれと言って、それをリストにしているわけですよ。ですから、下請事業者が回答しようと思つたとしても、親事業者は回答している下請事業者のリストを持っているわけですから、そう言ったときに、本当に正直

に、実態があるがままに回答することができるとかということをお尋ねするを得ません。

親事業者に名前を握られている下請事業者にすれば、転嫁できないということをお答えしにくい、こういうふうにならざるを得ないとお考えになりませんか。

○竹島政府特別補佐人 その点の御懸念はごもっともでございます。私どもは、であるがゆえに、この得られた情報は決して外に出ないよう、親にばれないように工夫をしております。

ばれて報復を受けたという話は、私、もう十年近くになりますが、聞いたことがありません。

○塩川委員 消費税の特別調査は同じ仕組みなんです。親事業者が自分の下請事業者を全部リストアップして、その先に聞いているんです。だから、下請にしてみれば、消費税を転嫁したよということをお尋ねするを得ないというか、実態はそうならないということを言えないと。だから、回答数だって、母数からすれば三割、四割にならざるを得ないんですよ。そういうのが今の実態であるわけでありまして。

そういう秘密をしっかり厳守しているというお話をされますけれども、この点について、私は、こういう事業者にとって、秘密が厳守されなかったというより漏れてしまった、そのことによって不利益が及んでいるという事例を実際に聞いています。

私が地元で聞いたお話ですけれども、金属加工の社長さんですが、ある親事業者、大企業との取引があります。そのときに、公正取引委員会から定期書面調査についての要請があつて、その定期書面調査に、親事業者の問題のある行為、違法行為を書き込んで回答したわけです。そうしたら、その後どうなったのか。その親事業者、大企業の、大手メーカーですけれども、その大手メーカーの調達担当者から呼び出された。何を言われるのかと思つたら、おたくは公正取引委員会の書面調査に答えたでしょうと。こういうことです。

よ。

結局、親事業者にしてみれば、下請事業者の名簿を握っていますから、何らかの匿名でやったとしても、公取が親事業者に問い合わせするようなことがあれば、もう特定できるというのが実態なんですよ。そういう中で、結局、この中小企業の社長さんの仕事というのはそのときで切られてしまった、これが実態であります。ですから、仕事を切られて大きな損失をこうむった、これは誰が責任をとるんですか。

こんなことが現に起こっているというのが公取の調査の実態なんですよ。こういう現状を放置したままでは、どうして今回のような消費税の価格転嫁の是正などできるのか。これについて誰か答えてください。

○竹島政府特別補佐人 仮に報復があれば、それも違法行為でございますので、ぜひ、そういう情報は公正取引委員会に提出をしていただきたい。きちっと、厳正に処理します。

○塩川委員 公正取引委員会の書面調査そのものに問題がある、限界があるということを言わざるを得ません。

何でこんなことになるのか。この点について、下請いじめを本気で公正取引委員会が是正をできない構造的な問題として、公正取引委員会の天下りの問題を取り上げたいと思います。

総務大臣にお尋ねをいたします。

公正取引委員会からの天下りが五代以上続いている公益法人はどこか、その天下りのポストは何か、お答えください。

○川端国務大臣 総務省が平成二十一年十二月二十五日に公表いたしました調査によりますと、公正取引委員会からの再就職者が五代以上連続している公益法人は、平成二十一年五月十四日時点で、社団法人首都圏不動産公正取引協議会、社団法人自動車公正取引協議会、社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の三法人となっておりますので、それぞれの役職は専務理事であるということでございます。

○塩川委員 三つの公益法人に五代連続天下りが行われている。

このパネルをごらんいただきたいんですが、自動車公正取引協議会の場合には、昨年に、六人目になるような、経済取引局長が専務理事のポストに天下っています。

民主党というのは、こういう天下りをやめようと言っていたんじゃないですか。公益法人の五代連続、さらには三代連続のこういう天下りをやめさせようと言っていたにもかかわらず、民主党の政権になってから天下っているんですよ。こんなことを放置しているということ自身、民主党政権が天下り問題を棚上げしていることを言わざるを得ません。

ここで、例えば自動車公正取引協議会ですけれども、これは補助金とかは入っておりません、会員企業の会費で運営をされているわけでありまして。会長企業はどこかといえば、自動車工業会の会長であります。現在では日産自動車であり、副会長企業はトヨタ自動車。これが実態であります。同様に、全国家庭電気製品公正取引協議会についても、家電メーカーと販売会社で構成をされているわけで、その代表の企業はソニーということが実態であります。首都圏不動産公正取引協議会であれば、会長そのものは不動産協会ですけれども、その不動産協会の会長企業は三井不動産ということですよ。

要するに、この自動車公正取引協議会の会長が自動車工業会の会長、日産自動車であることを見ても、天下りOBは業界団体の会費で仕事をしているわけですよ。

公正取引委員会のOBの老後をこれら業界団体に保障してもらっている、その担い手は、トヨタであり日産だ。これでは、親事業者である大手メーカーに肩入れすることにならざるを得ないんじゃないのか。下請事業者の立場で是正ということも言えないんじゃないのか。こういう現状について、総理はどのように受けとめておられますか。ぜひお答えください。

○竹島政府特別補佐人 職員の再就職問題、大変厳しくなっているのは御案内のとおりでございます。しかしながら、公正取引委員会のOBにつきましても、政府で決めましたルールに基づいて、きちっとやっているつもりでございます。

今御指摘の自動車公取協の専務理事の件でございますが、これは公益法人でございます。独立行政法人は大方のところで公募をやっていると承知しておりますが、公益法人に関して、いわゆる天下りをする場合に公募という形をとっているのは極めて少ないはずでございます。公正取引委員会は率先してその公募に受けているわけでございます。

この男性は、その公募に受けて、イコールフッティングのもとで、よからう、能力がいいということでもパスしていることでございますので、何か公正取引委員会の職権なり影響力を行使して押し込んでいくということではない。その手続も、公募でございますので、官も民もまさにイコールフッティングのもとでこの者が選ばれたということとをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○塩川委員 いや、そんなことは聞いていないんですよ。

総理にお答えいただきたいんですが、民主党はかつて天下り禁止の法案まで出しました。政権に就いてからは天下り容認に転じたというのは、ここにあるとおりであります。天下りの問題というのは、官と民の癒着によって行政がゆがめられるということが一番の問題なんですよ。

民主党政権下で経済産業省の資源エネルギー庁長官が東京電力に天下った。このことについて、結局、エネルギー政策を取りまとめた資源エネルギー庁長官が電力会社に天下ったということが日本のエネルギー政策をゆがめていたんじゃないのか、このことが厳しく問われたわけで、ここを見ても、監督する立場の役所から監督される業界に天下っている、こういう状況について、こういうのは認めるわけにいかない……

○中野委員長 時間が参りました。恐縮ですが、

終わらせてください。

○塩川委員 こういう欠陥を拡大するだけの消費税増税は認められないということを述べて、質問を終わります。

○中野委員長 これにて塩川君の質疑は終了いたしました。

次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党・市民連合の吉泉秀男でございます。

代表質問、そして特別委員会での質問、それに対応する政府の答弁、私自身感じるのは、非常に鋭くて答弁がなかなか追いつかないみたいな、そんな感じを率直に持ったところでございます。

それはなぜなのかというふうになったならば、やはり、社会保障の充実といいながら、その内容が非常に不鮮明、そして消費税の増税ありき、こういう中身今回のこの一体改革の法案そのものになっている、こういうふうには私は率直に言わせていただきたい、こう思います。

そういう中において、今、自分自身のところ、この社会保障と税の一体改革の中身について非常に反対意見が多いです。消費税は当然反対だという部分と含めながら、年金の問題、非常に関心も高いんですけれども、反対、内容そのものが全然出ていない、そういう中において、増税、年金も切り下げられる、こういう思いというものが非常に強い、そういうふうには私は思っております。

私は、きょう、びつくりしたんですけども、午前中の自民党政調会長の質問で、自民党の基本原則に違和感がない、こういう総理は答弁をされた、このことに疑問を率直に感じました。それはなぜかといったら、政権交代を果たした中において、民主党政権は、早々と年金改革について着手をしながら、そして、当時の総理大臣、鳩山総理を中心に、二十二年の三月、新年金制度に関する検討会を立ち上げて、五回も検討を

積み重ねながら、二十二年の六月、中間まとめを発表し、そして、この中間まとめに沿って、社会保障と税の一体改革の大綱、こういうふうにつくられてきた、こういうふうには認識をしております。

それでは、私の方から少し確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども、この大綱の前の中間まとめでは、七原則、このことを基本原則として民主党政権、政府は公表をしたわけでございます。特に、一番の、年金の一元化の原則、全国民が同じ一つの年金制度に加入をする、これが第一原則だ。それから二つ目として、最低保障の原則、これは最低限度の年金額の保障があること、この部分を二つ目の大きな原則にしながらまとめたというふうに思っています。

そして、大綱を見ましても、この一元化の原則、さらには最低保障の部分については、まさに、税の負担による最低保障年金と、それから社会保険料、そのところにおける報酬部分の比例年金と組み合わせたものが新たな年金なんだ、こういうふうには提言、さらには大綱で示されたわけでございます。それに基づいて今回の法案が出されているんだらう、こういうふうには思います。しかし、きょう自民党の方から、基本的な考え方、五つの基本的な方向づけ、これを出されたわけでございます。その中においては、自民党のこの基本的な考え方の中には、一元化なり最低保障、このところがなかなか見えない、こういう状況に私は思ったところでございます。それに対して、総理は、まさに、違和感がない、こういうふうに答弁をなされたものですから、自分自身疑問を感じたわけでございます。

そういう状況の中で、この中間まとめの七原則、このところは生きているというふうに私は思っていますし、この間の民主党の社会保障、特に年金の問題については、これを原則として、そこから一歩も譲ってはいないという提え方をしているわけでございますけれども、この点についてまずお伺いを、総理からさせていただきたい、こう

いうふうに思います。

○野田内閣総理大臣 吉泉委員御指摘のとおり、本年二月に閣議決定した一体改革の大綱には、平成二十二年六月の新年金制度に関する七つの基本原則、この七つは先ほど御披露いただきました。その基本原則や、その後の民主党内での検討の結果などを踏まえまして、社会保険方式の所得比例年金を基本として、補足的に、税を財源とする最低保障年金を給付する新しい年金制度を盛り込んでおります。

この新しい年金制度については、国民的合意に向けた議論や環境整備を進める必要があります。所得比例年金や最低保障年金の給付と負担の関係など、具体的な姿や実施スケジュールは、まずは民主党内で議論されているところでございますが、政府としては、この党における議論の進捗状況を踏まえて、さらに検討を深めていきたいというふうに思っています。

というのは、一応、七つの原則をスタートにしたが、今日来ていますが、そのことと、例えばきょう自民党からお示しをいただいた五つの基本的な考え方、お手元に委員も資料を持っていらっしゃると思います。この五つの中で、では、例えば、明確に違和感があるというのとはどこなんでしょう。真面目に納める人が報われること、自助、共助、公助とか、ここに書いてあること、このことについては違和感はないと申し上げました。どこかあるのなら御指摘いただきたい。私はございません。

○吉泉委員 私は、年金の一元化の問題なり、それから最低保障の原則、これが、自民党の基本的な考え方の中から見れば、見えないわけですね。そして、自民党の代表質問なり、さらには今委員会での質問、その中においては、最低保障年金はもう下げてくれ、取り下げろ、こういうふうな話にもなっているわけなものですから、そういう面で、非常に、この中においては、相入れない、そういうものがあるものですから、それを総理は、違和感がない、こういうふうに答弁なさ

れたものですから、私はちょっとびっくりしたという思いでございます。その点、何かありますか。

その中で、今言った年金一元化の原則なり最低保障の原則、この部分については、これはそのとおり、これからはずっとそのところについて追求するんだという理解でいいですか。

○岡田国務大臣 午前中の審議の中で総理が言われたこと、これは、自民党が出された今後の社会保障に対する我が党の基本的考え方、この中の基本的立場というところで、額に汗して働く人が報われる制度にから始まって、全体で四つのことが書いてあるわけです。このことについて違和感がないというふうには総理は言われたわけで、具体的各論については、年金のところに、民主党の掲げた非現実的な選択肢というふうに書かれておりまして、このところは意見は違うということもあわせて総理は午前中言われたところでございます。

○吉泉委員 この点について時間を費やすことはできません。ただ、これから与野党含めて議論が相当進むだろうというふうに思っておりますけれども、そのときには、やはり原則に肝心な内容、中身、このことをしっかり提示しながらの議論、そういう部分をまず期待申し上げます。次の質問に入らせていただきます。

月平均四万九千円、そして月平均十五万、三倍もの年金格差、この格差について総理はどういうふうに認識をしているんだらうか。

そしてまた、国民年金は、自営業者など被用者年金に加入していない人々を対象に一九六〇年に発足をしたわけでございますけれども、国民皆年金の基盤となったものであり、真面目に働き、保険料を納めてきた人々、そういう人から見れば、社会保険、いわゆる厚生年金と三倍も差がある、こういったことに対して非常に不満を持っております。

今では、誰もが老後の生活設計を年金を基盤に考える社会になってきております。現に高齢者世

帯の七割以上が年金収入に頼っております。自営業者の人たちに、保険料が低かったから受け取る年金額は少ないんだ、こういう話で済まされるものではないんだらうというふうに思います。

私は、誰でも同じ年金に加入し、公平な年金制度を確立し、年金格差を少しでも解消する、このところに努力をしていくべきだろうというふうに思っております。今回出されたものについても、国民年金を基礎年金、こういうふうには位置づけたまま厚生年金と共済年金だけを統一する、こういう内容では、この格差の是正にはならないだろうというふうに思っております。

年金一元化、このことについては、私たち国民が望むものだろうというふうに思います。この点についての方向性、さらには、どう具体的にしていくのか、このことの考え方を聞きますと同時に、大綱に盛り込まれている税財源による最低保障年金、これを七万円、こういうことで規定しておるわけでございますけれども、今回は見送り、来年度このことについては法案を出す、こういうふうには言っているわけでございますけれども、七万円、こういうことで確認をしていいのかわるか、そのことについてお伺いいたします。

○岡田国務大臣 まず、おっしゃるような年金の抜本改革について、我々、党の中で今いろいろ議論しているところでございます。その中には、年金の一元化、つまり、委員御指摘の国民年金と厚生年金、共済年金を一つの制度にするということが含まれております。ただ、現時点では、その議論がまだ煮詰まっていないということで、とりあえず被用者年金一元化ということで法案を提出させていただいているということでございます。基本的には、今、国民年金と被用者年金で分かれています、やはり制度の背景が大分違う。かつては、自営業者の方は比較的資産もある、そして定年もない、そういう中で、最低限必要なところを見る年金制度として国民年金制度があったというところかと思えます。ただ、今や、そういった裕福な自営業者の方だけではなくて、自営業者の

方々自身も厳しい状況にある方が多いし、ましてや非正規で働いておられる方も国民年金に入っておられますので、もう状況は大幅違ってきたという中で、我々は一元化というものを提案させていただいております。

ただ、野党の一部の皆さんから御指摘いただいておりますように、一元化いたしますと、当然保険料が上がります。特に事業主負担がないだけに、その分だけでも上がるし、より保険料は上がる。もちろん、給付はふえる。

こういうことで、今、具体的な制度設計をいろいろの方で議論していただいているところでございます。

○吉泉委員 二十二年の六月にこういう原則を決めて、そしてもう二年になるわけですね。そういうところがまだまだ制度設計も含めて明らかにならない。こういう状況の中では、やはり国民からすれば、非常に違和感があるんだろうというふうに私は思っております。

新しい年金制度における最低保障年金、これについては、まさしく、税財源が非常にかかる、これもわかります。国の借金が膨れ上がる一方で、税収は低下をしている。しかし、だから安定財源として消費税、こういうふうに関することには、私から言わせると少し違和感がありますし、プランが少し無策にもなっているのではないかと、こういうふうに思います。

その中で、ちょっと調べさせていただきました。私たちの試算では、消費税が導入されて以降、私たち国民が納めた消費税総額は二百三十兆、こういう額になるんだろうというふうに思っております。そして、同じ期間、このことの中で、法人税の企業減税、これをやったわけでございますけれども、それも約二百兆。

こういうふうな単純に私たちは今試算をしてきたわけでございますけれども、このところがまさに、比較をするならば、消費税の税収そのものが企業のいわゆる法人税の引き下げ部分の財源になった、こういうふうに見えるんだろうというふう

うに思っております。現に、消費税導入前の一九八八年と二〇一〇年の国、地方の税収構造を比べてみると、法人税は三四・三％から一八・四％に半減をしておりますし、それから、消費税は一七・七％から三一・六％へ二倍もふえておるわけでございます。

このことについて、やはり内部留保の問題もございいます。ましてや、昨年の状況の中において、大震災等々ありまして、資本金一億円以上の法人に二五・五という一つの税率、こういう部分を今出されておるわけでございますけれども、財政危機、税収減、この中で消費税や所得税を引き上げて法人税を引き下げる、こういう状況について、私たち国民から見れば、これは整合性がないのではないかと、こういうふうにも率直に思うんですけれども、このことについて財務大臣の方からお聞きをしたいというふうに思います。

それともう一つ、それとあわせながら、課税ベースの拡大、それから国と地方のいわゆる租税特別措置法の縮小、こういった部分もあわせながら、税体系等々の問題についてももっとと深掘りをする、そういう必要があるのではないかと、こういうふうに関心いたしますけれども、大臣の見解をお伺いします。

○安住国務大臣 法人税につきましては、やはり、日本の経済の中に占める企業の立場ということのは、先生、国際的な競争にさらされていることは事実だと思います。ですから、そういう点では、人件費が高くなったり、日本の企業全体の競争力を考えますと、法人税というのは、これまでずっと国際競争の中で引き下げを行ってきた。今回も、そういう点では五％引き下げていただきましたけれども、やはり雇用や国内投資の拡大を図るといふ点から、こうした措置はとらせていただきました。

先生の御指摘は、租税特別措置等、企業に対するインセンティブがかなり働いているのではないかと、こういうことでございますが、これも、戦後長年、さまざまな経緯、経過の中で租税特別措置と

いうものは行ってきたことは事実でございますが、実は、このことに関しては、私どもで租税の透明化ということで実態調査等も今行っております。長年の措置の中で二百項目を超えるような租税について抜本的な見直しというものをやっております。そういう意味では、余り特定の業界、団体に偏ったインセンティブは与えないようにしたいというところは基本的にやっております。これからやらせていただきたいと思っております。

そういう中で、所得税につきましては、二十年の経過で申し上げますと、最高税率が非常に高かった時期がございます。七〇％を超えるような。それが、税率が下がって最高税率四〇％という状況でございましたが、やはり、これについても累進性をもう少し高めて、再配分機能を高めたらどうかという御意見もございまして、今回、四〇％を、五％引き上げを提案させていただいているということでございます。

そういう点では、社会保障を賄うという点でいうと、消費税についてはいろいろなお考えがあると思えますけれども、ぜひ全世代、高度成長時代と違いますが、若い方々の所得に依存をしてそこで賄うという基幹税の根本のあり方が、やはり今、高齢化社会の中で、それに合った考え方をしていくと、全世代型で、大変心苦しいことではございますけれども、消費税率を安定財源にした社会保障の充実を図っていききたいというのが今回の改正の趣旨でございます。

○吉泉委員 そのことを理解しながらも、今、現状から言わせれば、所得税は八割の人たちが払っていて、法人税は七割の企業が支払われている、やはりこういう状況があるわけですね。それから、今の所得税の問題についても、それぞれ段階を非常にいじってきたながら、いろいろな形でやっている問題なんかも含めながら、いろいろな形でやっている。

しかし、今大臣が言うように、やはり高齢社会の中にあつて、あるべき姿、このことについてやはり早急に明らかにしながら、安易に消費税とい

うふうなことにつながる、頼る、こういうことについてはぜひ御検討をお願い申し上げたいというふうに関心しております。

そして、きのうも大臣は、法人税を、いわゆる国際水準、三〇％、こういったところを引き下げた理由として、高ければ海外に出ていかれる、こういう答弁をなされておりますけれども、しかし、ここにありますように、今の、海外に企業が行く、そういう部分に対する理由、海外事業活動基本調査の結果、これは経済産業省で毎年出しているわけでございますけれども、そういう優遇なり、さらには法人税が低いからというふうな理由については、たつた八・九％、これしかないわけですね、この調査結果の中では。やはり、現地に赴くということについては、それぞれその国々の中において、自分がつくってきた製品、さらにはそういう部品、この部分の需要が見込まれる、これが断トツなんです。

だからこそ、そういう意味では、私たち、今、成長戦略とかいろいろな形でそれぞれ国として施策をつくっているわけでございますけれども、このところについて、税金を安くする、だから行かないんだ、とどまるんだ、こういう考え方ということについては私は違和感があるわけでございまして、このことについてお伺いさせていただきます。

○中野委員長 財務大臣安住淳君。あと一分足らずしかありません。端的にお願いします。

○安住国務大臣 はい。本社機能の移転までを含めてじゃなくて、企業の立地とか、例えば中国に対して工場を建てていきますよというそのインセンティブのアンケートだと思えますけれども、しかし、先生、国際競争力をつけるためには、法人税というものがほかよりも高ければ、やはり本拠地を移されたのではもう大変なことになりますので、そういう点では、法人税を引き下げることは、日本の国内の国際競争力を高めて、ひいては、国内というのは、やはり肝心かなめの企業の体力というものを守ってい

けるといふうに私は思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○吉泉委員 時間になりましたので、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○中野委員長 これにて吉泉君の質疑は終了いたしました。

次に、浅尾慶一郎君。

○浅尾委員 みんなの党の浅尾慶一郎です。

質問通告をいたしておりますが、午前中の茂本委員と安住財務大臣の質疑、特にインフレターゲットに関して聞いておまして、一点、思ったこと、そして提案もさせていただきたいので、聞いていただきたいと思います。

日本の税収が過去最高だったのは一九九〇年のときで、これは六十兆円ございました。今は大体四十兆円。ただ、現在の実質経済は、一九九〇年のときよりも大分大きいんですね、実質の経済は。そして、名目の経済と比較するとその差は大分縮まりますけれども、現在の方が少し大きい。ただし、名目の経済というのは物価というものが入っておりますけれども、この物価の指数の中には、資産、土地とか株の値段は入っております。

一方で、日銀が金融緩和したときに反応度が高いのは為替であったり土地であったり株の値段ということなので、そういうものも入れた指標をつくって、一％物価上昇というのに加えてもう一つの、これは日銀がというよりは政府として横で見るときの数字として、資産性のも入れた指数を入れて考えていったらどうかという提案をまずさせていただきたいと思っております。

これは財務大臣の所管になるかどうかわかりませんが、議論されていたのは財務大臣なので、お願いしたいと思っております。

○安住国務大臣 浅尾さんとはいつもそういう不動産の資産等について、資産デフレというものの解消が必要だという議論は先般もさせていただきましたので。

今まで統計は、やはり過去の歴史から見れば、

同一なものを同一に測定するからこそ統計でございまして、そうしたものが入ったときにどういふふうになるか、ちよつと政府部内で検討させていただきたいと思っております。

○浅尾委員 それでは、通告した質問に移らせていただきたいと思います。

まず総理に、社会保障の財源であります社会保険というものの性格について伺いたいと思っております。きょうはテレビが入っておりますので、わかりやすくお答えいただきたいと思います。

例えば自動車保険というと、自賠責保険という強制加入の保険と、そしてその上に付加する任意の保険があります。この社会保険というのは、もちろん、厚生年金の保険料であったり、あるいは健康保険の保険料というのは強制加入ですから、位置づけとしては自賠責保険により近いんじゃないかなと思っておりますが、その位置づけを総理なりの考え方でお答えいただければと思います。

○野田内閣総理大臣 自賠責、全く性質が異なる、あるいは一緒かというところではないと思いますが、一定の要件を満たしていたら全員入らなければいけないという義務がある強制保険であるという点においては一緒だと思います。

○浅尾委員 なぜそういうことを伺ったかといいますと、実は自賠責保険というのは、事故を起こそうと起こすまいと価格は一緒なんです。要は値段は一緒。任意保険は、事故を起こすと値段が高くなる、使ったらその分上がるといふことなんです。これは社会保険、厚生年金にしても健康保険にしても、これは必ずしもそうならない。つまり、加入する制度の違いによって保険の料率が違ったり、いろいろと制度が複雑になっているというところをまず申し上げておきたいと思っております。

その上で、累次岡田副総理とは議論をさせていただきまされたけれども、まずその考え方。現行の社会保険料の未収とか未加入というのがいろいろとあるわけでありまして、この考え方の中で、実は、厚生労働省が出している表によると、払った世代ごとの給付と負担の関係という表があるんですが、それを見ると、何となく、払った額より多くもらえるのかなというふうに思うかもしれません。まず、実は、基礎年金の方の図を出したいと思っておりますけれども、基礎年金、いわゆる国民年金で見ればいいんだと思いますが、国民年金、これは厚生労働省が出している表ですと、こ

と生まれた人、要するに、今、累次保険料が上がつておりますけれども、今後の人は払った保険料の一・五倍もらえるという数字を出しております。

ところが、実は基礎年金というのは半分は国庫負担なので、払った保険料の一・五倍ということでは、実際は、国庫負担というのは国民全員で負担しているということから考えると、払った保険料プラス全員で負担している分の一部は自分だといふふうになりますと、零歳の方も四十歳の方も国庫負担の分を加えると、払った保険料ほどはもらえないという制度なんです。これが今お示している制度であります。

したがって、実は、加入すると国の負担がふえるという制度ではありません。払った保険料ほどはもらえないということですので、そういう形にはなっていない。

それから、報酬比例の方も図をきょうはお渡ししておりますけれども、報酬比例の方は、これも厚生労働省が出した数字をもとに私どもの事務所でも計算をいたしましたけれども、報酬比例の方で、実は払った保険料の分ほどはもらえない計算なんです。これは国庫負担の分を単純に引いた、厚生労働省が出しているのは、夫婦で、専業主婦のケースでありますけれども、そこから二人分の国庫負担の分を引くと、四十歳だと〇・九二、零歳だと〇・八五ということなんです。

これは、よくよく考えてみると、変な話ですけども、ある種当たり前でありまして、要は、過去払った保険料より多くもらっている人がいるというところは、どこかで調整しなければいけないからこういふことになるということでありまして、そう考えると、払ったほどもらえない制度であれ

ば、未加入や未収があるということは、むしろ、先ほど冒頭申し上げましたように強制加入の保険という考え方からすると、これは社会的公正性に欠けるといふうに私は思いますが、その点について、総理あるいは小宮山労働大臣、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 世代間の仕送りという形の年金ですから、高齢者が多くなるにつれてもらえる率が下がるということは確かです。

ただ、今議員がお示しになったもので、例えば国民年金の場合でいうと、年金の給付額から国庫負担分を除いて言っていらいっしやいますけれども、これは確かにみんな税金で負担するわけですが、年金保険料としては、例えば本人が一出しということは、家計の上からいくと出したよりももらえるということだと思えますし、厚生年金の保険料負担分に事業主負担分を含めていらいっしやるといふこと、それから厚生年金の年金給付額から国民年金の年金給付額を除いておいでであるということから、ここにあらわされている数字は必ずしも家計の面からいって正しくないといふふうに思います。

○浅尾委員 それは全く違う話だと思えます。まず、国民年金というのは、今の単純な話で、保険料プラス税金は、お一人お一人がどれくらい払っているかわかりませんが、単純にみんな払っているといふことでは、払った保険料プラス税金も同じだけ払っているといふふうに考えれば、それだけもらえない制度なんです。

それから、厚生年金の報酬比例の部分というのは、基礎年金を除きますから、これには税金が入っていません、御存じのように税金は入っていない。その中で、では事業主負担分を加えてやるのはけしからぬ、多分そういう御意見なんだと思いますが、では事業主が、選肢股があつて、別に御本人にその分お給料を渡してもいいということであれば、本人だつて別に、払ったほどもらえないんだつたら、その分直接もらった方が得だとい

う計算になります。

ですから、私が申し上げたいのはそういう話ではなくて、そういう制度であると。そういう制度にせざるを得ないのはよくわかるんです。かつて最初に制度をつくったときは、ほとんど保険料を払っていない人に給付しているんですから、その借金がどこに行く。それをこういう形で調整しているわけですから、そのことは素直に認めた上で、だとしたら、払ったほどもらえないんだつたら、それはいわば税金に近いような強制加入の自賠責の保険と一緒にですか、ちゃんと徴収した方がいいんじゃないですかということをお願いしているわけがあります。

そのことについて、総理、一般的な考え方です。ですから、先ほど、自賠責保険は必ず加入しなければいけない、したがって、事故を起こそうと起こすまいと保険料は変わりませんという制度であります。だから、逆に、これは車検のときに必ず払わないと車検が通らないような形になって、そこで徴収漏れがないように担保されているわけでありまして、健康保険あるいは年金の保険料の徴収漏れがあると、逆に、特に年金の話を含いたしておきますけれども、これは社会的公正性に欠けるんじゃないか。ですから、先ほど吉泉委員が配られた、民主党の中にも、政府のまとめたものですか、保険料の未収、未納をなくすというのは、社会的公正性の観点からも、そういうことに意義があると。

これは簡単な質問ですから、単純に意義があるというふうにおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田国務大臣 委員の御指摘もよくわかります。確かに、若い世代から見たら、払った保険料の何倍も年金を受け取っている方々がいる一方で、自分たちは、払った保険料、それは税金分も含めればもちろんそれ以上にもらえるわけですが、けれども、何となく不公平という感じがあるということとは事実です。

だからこそ、委員も御指摘のように、やはり保険料をきちんと納めてもらうという努力がなければならぬ。基本的に国民年金というのは、入っても入らなくてもいい制度ではなくて、入らなければいけない制度、厚生年金も同じであります。ですから、その努力は極めて重要だということに思います。

ただ、一言言わせていただくと、今の高齢者、七十代の方あるいはそれ以上の方々は、戦後、いろいろな意味で御苦労をいたしてきた世代でありますので、高度成長期をつくって今の豊かな日本をつくっていただいた世代ですので、やはりそういうことも考えて全体の設計をしていかなければいけない。

我々、今回、年金の、多い方からは税金の部分だけは少し差し引かせていただくような提案もさせていたしておりますが、それがその二つの考え方を調和する一つの道かなというふうに思っております。

○浅尾委員 岡田副総理がおっしゃっている、高齢者、今年金を受給されている方が今の日本の繁栄の基礎をつくったということは、私もそのとおりだと思っております。ですから、若い世代の方が払った保険料、これは本人が払ったものというふうに言えばそれ以上もらえますけれども、労使折半の使用主が払っているものも加えればそこでもらえないということも、ある種、制度を維持するという意味ではそれは仕方ないことなのかなというふうに思います。しかし、だからこそ、そこにたまたま乗っている人というのは社会的公正性に欠けるということをお願いしたいと思っております。

きょうは、財源がどれぐらいになるかということについては、みんなの党としては、岡田副総理にも御説明させていただきましてけれども、徴収漏れが十兆円になるということをお願いしておりますけれども、そのことで時間を費やしてもいいけませんので、ぜひ政府の方でも試算をしていただきたいということをお願い申し上げます。

価格だということを申し上げましたけれども、社会保険料は、実はかなり不均衡がございます。例えば、健康保険の料率、ことしの四月から上がりました。一番多くの国民が加入しております協会けんぽ、これはことしの四月から一〇%になりました。収入の一〇%、健康保険の保険料がかかる。今回、行政改革だといろいろ言っておられますけれども、国家公務員共済は七・七%ですか、ということでもございまして、そうすると、一〇と七・七で、二・七%の差がある。これはかなり大きな差なんです。

二・七%と口で言うのと、そんなに大きくないというふうにも思われるかもしれませんが、ちよつと計算の関係で申し上げますと、例えば三十万円の月収の方、二・七%差があると八千数百円多く引かれる。これは労使折半ですから、四千数百円、協会けんぽの方、いわゆる一番多く加入されている健康保険の方の方が国家公務員の方よりも本人が引かれる額が多いというのが今の実態ですが、このことについて、まず考え方として、これが公平なかどうかということを経理に伺いたいと思っております。

○岡田国務大臣 これは、社会保険というものをどう考えるべきかという考え方だと思うんですね。ですから、基本的に社会保険というのは、それぞれ母集団があつて、その中で自律的にやるというのが基本的な考え方、今は拠出金とかいろいろなことがあつて話がわかりにくくなつておりますが、基本的には、その母集団の中で自律的にやっていく。そういう中で、いろいろな効率化のための努力もなされるということですね。

そうすると、その母集団の所得とか年齢構成も異なりますから、当然、必要な保険料というのものが変わってくる。例えば、衰退産業とか、昔年気がだつたけれども今元気がない産業だと高齢化していますから、それだけやりくりが厳しくなつて保険料が高い。新興産業だとその逆になつていて、公務員とそれから民間の違いも、恐らく、所得の違いとか年齢構成とか、そういうことに由来するところもあると思います。それを全部調整すべきだというのは議論はあるかもしれませんが、現在はそういうものは調整せずに、自律的にそれぞれの保険集団でやっていくということになつていて、思います。

○浅尾委員 現在は別々になつています。ですから、私が申し上げたいのは、冒頭申し上げましたように、強制加入の保険なんです。任意加入じゃないんです。ですから、収入の多い人たちがだけで保険をつくって料率を安くする、これが果たして公平なかどうかという哲学の話をお願い申し上げているわけでありまして、これを同じ料率にするとどれぐらいの財源が出るかというと、二兆円を超える財源が単年度で出てくるわけでありまして、公平にすることの哲学はどうかということでありまして、そのことを指摘させていただきました。

もう一点、この保険の制度の中で、ちよつとどうかと思うことがあります。

今回、政府は、週三十時間を超えるパートの方が現在社会保険が適用になつておりますけれども、これを二十時間に下げるといふようなことを検討されているというふうに向つております。しかし、私は、二十時間に下げると絶対反対と言つてもいいかもしれませんが、週二十時間しか働いていないということは収入が少ないわけですね。では、収入の多い人はどうなんだろうと思つて、調べてみました。

健康保険にしても厚生年金にしても、実は毎月毎月の標準報酬月額というのがあつて、それに上限があります。健康保険でいうと二百二十一万円。二百二十一万円よりも月収が多い人というのはそんなにいないかもしれないが、逆に二百二十一万円よりも月収があるからこゝろ払える。それで料率が上がったからそれは累進制ですけれども、同じ割合だつたら、私は、払う能力はむしろ収入が少ない人よりも高いんじゃないかなというふうに思います。あるいは、ボーナスでいうと、健康保険は、

一回当たり百八十万円を超える者については百八十万円で頭打ちということになっています。
年金の方は、これがかなり低くなっております。月収六十二万円を超える者については年金の保険料はかかりません。ボーナスでいうと、百五十万円を超える者についてはかかりませんということになっています。

では、これも哲学の話になりますけれども、こういうものをそのままにしておいて、収入の少ない方に負担を求めていく、二十時間に下げていくというのは、私自身はこれはいかがなものかなと。やるのであれば、全部撤廃して一定料率でやっていくべきだ。全部撤廃して一定料率でやると、これも二兆三千億円のお金が毎年毎年出てくる。消費税一分のお金がそこで出てくるわけですから、それに目をつぶるのか、それとも、今申し上げた哲学の話について、なかなか総理にお答えいただけませんけれども、先ほど来申し上げておりますように、社会保険というのは強制加入ですから、強制加入であればやはり公平性が要だということふうに思いますけれども、どういうふうに考えるか伺いたい。

○岡田国務大臣 こも考え方の問題ですよ。ですから、先ほど委員が例示で挙げた自賠責、これは別に所得によって差があるわけじゃないと思うんです。たしか定額だったんじゃないかと思うんです。ただ、どう制度設計するかの問題で、おっしゃるように、所得がある一定以上高い人に頭打ち、上限を設けていることがいいかどうか。これは、受ける便益との関係で余りにもかけ離れた保険料を負担させるのが適当かどうか、そういう判断の上で頭打ちを設けているものですが、こは考え方の問題で、両論あり得るところだということに思います。

○浅尾委員 自賠責の例を挙げたのは、受ける便益と関係なく、要するに事故を起こさない人は自賠責を使わないわけですよ。事故を起こさないけれども払わなきゃいけないという意味で定額になっているということなので、では、特に健康保

険、年金もありますけれども、健康保険は健康な人は使わないですよ。使わなければ、これを払っていただかないと社会全体として回らない。回らないんだったら、これは同じ料率にしないと不公平なんじゃないかと。

特に、例えば働く場所の違いによって三%近い差があるというのは、これは大きいですよ。一〇%と七・七%、これが小さいということは決して言えないと思うのです。給料から引かれるのはその半分ですけれども、しかし、その差があるということこそを是認しているのがいいのかどうかというところは、ぜひ真剣に考えていただきたいと思

特に、今回、税と社会保障改革ということですが、消費税の増収の提案というのは政府の側からなされておりますが、社会保険の保険料の方の増収の提案というのは出てきていないわけですから、今申し上げたようなことをぜひ御検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○岡田国務大臣 こは考え方としては、確かに、例えば健保組合ではなくて都道府県単位でくるとか、あるいは全国一つにするとか、いろいろな考え方があると思います。全国一つにすれば、これは社会保険というよりは、もう税と余り差がなくなってくるのかなというふうには思いますが、いろいろな考え方はあり得るというふうに思います。

しかし、健康保険組合に任せることで、いろいろな、例えば事前に健診するとかさまざまな努力をする、それが、単位が大きくなってしまつて、例えば都道府県単位にくると、果たしてそういうことがなされるのかとか、そういうことも含めてあわせ考えていかなきゃいけない問題。しかし、検討に値する問題だということに思います。

○浅尾委員 なかなかお答えいただけないので、総理、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 例えば、先ほど、協会けんぽと共済の三%の差の御指摘がございました。な

かなか難しい話なんですけれども、要は、給付と負担の関係で公平性をどういうふうに確保していくかという視点と、それから、さつき出ていたように、保険者機能、その自主的、効率的な運用とのバランスをどう考えていくか。その中で、より公平性をもっと重視しろというのが浅尾さんの指摘だと思いますが、ちよつとこれもよく勉強させていきたいと思います。

○浅尾委員 要は、加入する健康保険、あるいは、年金も実は官と民と保険料率が違うんですけれども、その違いというものを統一することによつてふえる保険料収入がある、あるいは月収の上限があるということは、やはりこは考えるべきだ。社会保障の改革ということであれば、入りの分の改革もぜひやっていただきたいと思

それから、最後に徴収部門の改革について伺いたいと思いますが、今回、歳入庁の設置については検討課題ということになっておりますが、今申し上げたような強制加入の保険というものを徴収していくに当たって、実は、大部分の国民の方は、保険の徴収あるいは税の徴収というのは勤め先が代行して行っております。ですから、勤め先が資料を出す先を一カ所にするという意味では、歳入庁の設置というのとは大幅な行革にもなるというふうに思うわけでありまして、民主党の党としての話は伺っておりますが、政府としての今現在の検討状況について、まず伺いたいと思います。

○岡田国務大臣 政府の方も、私が責任者として、関係大臣、そしてそのもとにチームをつくつて検討いたしまして、先般、中間報告をいたしました。ただ、まだ結論には至っておりませんので、引き続き、いろいろな論点について議論を行つていくというところでございます。

午前中も申し上げましたが、これは党によつてかなり意見が異なるわけで、歳入庁をつくることのメリットはもちろんおっしゃるようになっています。しかし、他方で、現実に国税庁とそれから年金機構のテリトリーといいますか、対象とする範

囲にかなりずれがありますから、ある意味で、国税庁的な機能で歳入庁を再構成するとなると、それなりの人員もふやして仕組みも変えなければいけない。そういう問題をどう考えるかということ、一つの例ですけれども、あるということでありまして。そういった論点を今詰めているところで

○浅尾委員 冒頭、先ほどの質問のときに申し上げましたように、実は大部分の、大部分というか、厚生年金や健康保険については、少なくとも被用者の部分は雇い主側が代行して天引きをしておりますから、制度を簡潔にして、年収の上限を取つたり、月収の上限を取つたり、保険料率を統一して、なおかつ料率を一元化すれば、払った人件費に対してかかる保険料を一カ所に払う形になるということなので、ぜひそれを検討していただくように申し上げて、質問を終えたいと思います。

○中野委員長 これにて浅尾君の質疑は終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎です。ここにパネルを立てましたが、私も新党きづなは、「増税の前に、やるべきことがある。」と。第一に「行財政改革なくして、増税なし」、第二に「社会保障のビジョンなくして、増税なし」、第三に「景気の回復なくして、増税なし」、このことを強く主張しているところであります。

それで、我々がかねてから申し上げてきたところですが、まず、社会保障と税の一体改革という問題の提起の仕方はおかしい。なぜなら、社会保障を受けたければ消費税増税やむなし、逆に、消費税の増税が嫌なら社会保障は無理だよ、あるいは十分な給付が受けられないよという二者択一ですけれども、選択肢のない、消費増税ありきの問題提起の仕方、これは私もおかしいと。ずっと言っておりますが、歳出と歳入の一体改革、こういう形での問題の提起、アプローチをすべきである、これを申し上げてきています。

社会保障といえども、御案内のように、全てが聖域ではありません。メスを入れるべきところもたくさんありますし、社会保障を含む全ての歳出について徹底した行財政改革を行う、これと同時に予算の効率化を進める、それによって歳出の大幅な削減を実現、実行しなければならぬわけですから、歳入を上げざるを得ないというときには、歳入を上げるを得ない。

まずこれをやって、どうしても足りないというときには、次に歳入。歳出と歳入の一体改革ですから、歳出をできるだけ削る、しかし、歳出をできるだけ削ってもそれでも足りないというときには、歳入を上げるを得ない。

その歳入というの三つあります。税と税外収入とそして国債です。

まず、国債をふやすということがまずいという財政規律を守るとすれば、税と税外収入を上げるしかない。それなら、まず税外収入。一回こっきりかもしれないが、税外収入をできるだけ上げる。それでもどうしても足りないというときには、最後、増税の議論になるわけですが、増税だからといって、すぐに消費税というわけではありませぬ。ほかにいろいろな税目があります。これらの全体のバランスを考えて、最終的に、消費税がどうあるべきか、こういうアプローチをすべきであるというのが基本的考え方、これはもう総理もよく御存じだと思えます。

この考え方に立って今回提出された法案を検討すると、ここに書いてあるように、「行財政改革なくして、増税なし」「社会保障のビジョンなくして、増税なし」「景気の回復なくして、増税なし」、こういうことが問題になるという指摘を私どもはしているわけですね。

第一番目の問題ですけれども、これは、私、五月の十一日、約十日ほど前ですが、代表質問で、民主党が二年八カ月前の政権交代に当たって、行財政改革の主なものを四つほど例示しました。公務員の人員費削減、国の地方出先機関の整理縮小、廃止、特別会計や特殊法人等の整理縮小、廃止、独法等ですね、それから最後、四番目、天下

りの全面禁止等ということで、重立ったものを四つほど挙げたんですが、総理からお答えがあったのは、公務員の人員費の削減、これはしましたとおっしゃった。

だけれども、あれは、七・八％、二年間、復興財源に充てるという特殊な削減で、復興財源は、二十五年間、国債を発行し、そしてその財源は所得税等の増税を充てるということになっているわけですから、これで公務員の人員費削減ができたというわけではありませぬ。民主党が約束したことは、二割の削減をして恒久財源を出す、こういうことを言っているわけですから、これは公務員の人員費を削減したということを大きく言える話ではありません。

それから、国の地方出先機関の整理縮小、廃止のことを私は指摘しましたが、総理の答弁は全くありません。ないんです。それはそうなんです、やっていないから答弁ができないわけなので。これが二番目。

三番目、特会改革、独法改革。このお答えはありました、やっていますと。しかし、これは単なる数合わせにすぎないのであって、全体の歳出削減にどれだけの効果があったか。それは、ほとんど効果がない。逆にふえているという指摘もあります。そういうことをきちつとやるということが必要であります。

最後の、天下りの全面禁止。これも、天下りというの、確かに官と業の癒着という問題もありませぬけれども、大事なことは、特会あるいは一般会計もあるでしょう、一般会計、特会、そういうところ、あるいは独法、いろいろなところから出ている国庫補助、国の歳出、公金ですとね、それに伴って、それを支出、独法等あるいは特殊法人、そういうところに出している、そのところに天下っていくという、それで金と人を最終的には税金で見ている、これが問題だ、ここを断ち切らなきゃならないわけですね。

実は、天下りの全面禁止ということについても全くコメントはありませんでした。代表質問での

答えはありません。

私は答弁漏れとは言いませんでしたけれども、四つのうちの二つしか答えはなく、その二つも不十分、こういうことでした。

もう一つ、コンクリートから人へと称しながら、ことしの予算では、八ツ場ダム、整備新幹線、高速道路等、これらが軒並み復活して、人からコンクリートへと逆戻りしているわけですね。このことについて指摘をしましたが、これもお答えはなかった。まさにお認めになったということなんです。

ということで、我々は、最初にまず、全ての歳出について、さつき申し上げた徹底した行財政改革を行う。それは二年八カ月前に民主党が約束したことでありませぬ。国民に。その約束を守らずに消費税だけ上げる。しかもそれは、約束していない、逆に引き上げないと言った、それを引き上げる。国民に約束したことをやろうとせずに、逆に約束していないことをやろう、あるいは引き上げないと言ったことをやる。これは単なる増税法案にすぎないんです。

だから、行財政改革なくして増税なし、この点、総理、いかがですか。

岡田国務大臣 まず、行革、今懸命に取り組んでいるところです。そして、これは民主党も必死になつてこの政権交代以降進めてきたことで、委員も民主党にかつて属しておられたわけですから、そのことはわかっているはずであります。

〔豊田委員〕それができないから飛び出したんですよと（呼ぶ）それができないというのはいくつかからないので、後でぜひ、具体的にここをこういうふうにするべきだというふうにおっしゃっていたのだかと思えます。

その上で、例えば独法であります。独法は、政権交代後、約二兆円の不要資産について国庫納付いたしました。そして、毎年毎年、平成二十一年度でいえば三兆四千億ぐらい、一般会計から独法に行っていた財政支出であります。これが現在では三兆一千億ということで、一割削っております。

す。何もしていないわけではございません。

それから、人員費について言われました。二割というその目標のために、ぜひ具体的なアイデアがあればお教えいただきたいと思いますが、これは、まず、二年間に国家公務員の人員費を限ったのは、我々が公務員四法というものをしているからであります。つまり、この公務員四法が成立した後は、これは労使交渉によって決めるということになっておりますので、この四法が成立した後も拘束することはできない、そういうこともあって、二年間ということになっております。あとはどういうふうな労使交渉していくかという問題でございます。

いずれにしても、あと幾らでもお話ししますが、例えば天下りも、天下り全廃と言われましたが、このマニフェストの中に書いてあるのは天下りのあつせんを全面的に禁止するというところで、それは実現しているところでございます。

○豊田委員 私は、何も全部できていないと言っているわけじゃなくて、ほとんど何もできていないか、もしくは極めて不十分だと申し上げているわけですね。ですから、よく反省していただかないと、コンクリートから人への話はどうなるんですか。

その次に、時間がないので、社会保障のビジョンなくして増税なしに移ります。

これは、歳出と歳入の一体改革ということを我々は主張してきましたけれども、仮に社会保障と税の一体改革というふうな問題を狭く絞ったとしても、例えば、いろいろな党がおっしゃっています、年金の将来ビジョンが不明確である。二番目に、生活保護のあり方がこれでいいのか。三番目に、高齢者の高額医療のあり方、特にターミナルケアのあり方です、こういうものがこれでいいのか。さらに、昨年の暮れに、予算編成のときに、百円の窓口診療を取るということで、その百円が日本医師会からだめと言われた途端に、小宮山大臣はすばつと引いちゃった。あれで大変な抑制ができるはずだったじゃないですか。

そういうふうな歳出削減の抑制策もきちつととらずに、ましてや基礎年金の国庫負担分に赤字国債減らしの粉飾まがいの交付国債を使う。こういうことは、私は、これで消費税の増税を国民の皆さんに理解してくださいといっても、とても無理だ、そう思います。

時間がないので、三問目もあわせて言いますので、二問、三問をまとめてお答えください。

最後、景気の回復なくして増税なしです。

長期のデフレと今円高で、日本の景気の低迷が続いている。このときに消費税の増税を行うということは、絶対に我が国の経済を一段と深刻かつ危機的な状態に陥れることになります。そうすれば、企業や家計の所得が大きく落ち込む。落ち込めば、当然のこと、法人税や個人所得税が大きな減収になる。さらに、消費税も、想定していた一％、二・七兆なんて話も出てこない。全体の税収も想定を大きく下回る。

このような税収の落ち込みも大きな問題ですが、他にも、さらに、企業の倒産とかリストラによって失業者が増加する。雇用不安などの極めて大きな社会的問題を引き起こします。民主党の支持母体である連合さんだって、そのことは十分わかっているはずだ。

こういう状況のもとで、景気対策をきちつとせず、消費税の引き上げを強行するということは、本来に将来に禍根を残す。将来の世代にビジョンを、あるいは明るい未来を残すというようなことには絶対なりません。手順を間違えたと、我々は、消費税は絶対反対だと言っているわけじゃないんです。消費税を増税する前にやることをやって、それから消費税を導入してください、上げてくだされと。

そして、岡田副総理が言っているのは、やりませ、検討しています。そば屋の出前じゃありません。はっきり結果を出して、そして……（発言する者あり）不十分だと言っているじゃないですか。不十分と言っているじゃないですか。天下りなんかどうなっているんですか。

そういうことを私は政府にきちつと申し上げて、残り二分ですけれども、総理の答弁を求めたいと思います。

○中野委員長 総理からまとめて。野田内閣総理大臣。

○野田内閣総理大臣 まず、一つ目の行革の話は、先ほど副総理がお話ありました。その若干抜けている部分を私から申し上げたいと思います。

まず、本会議では出先機関改革を言ったけれども答えがなかったということです。

出先機関の原則廃止という法律を今出す最終準備をしています。（豊田委員）なぜそれが先に出てこないんですか（と呼ぶ）出ますですよ。

○中野委員長 そこでやりとりしないでください。

○野田内閣総理大臣 これは、市町村等の関係者の調整を丁寧に行っているんです。今、広域連合等、手を挙げているところにはきちつと機能を渡すということをやろうとしています。その上で、市町村等も緊密に連絡しなければいけない。丁寧な議論をしながら法案を成立させようとしていますので、これは出します。

それから、コンクリートから人へという、一つの個別のいわゆる箇所づけにかかわるお話だけで一刀両断でお話がございましたけれども、これはまさに予算を見ればわかるとおり、それに対する批判はありましたけれども、政権前に七兆円台あった公共事業費は、今四兆円台になっているんです。これは数字を見ていただければわかります。これは数字を見ても、コンクリート重視にはなっていないと思います。真に必要なインフラ整備はしなければなりませんけれども、だからといって野方図にばらまきしようという考えは毛頭ありませんという路線は堅持しているし、予算を見れば一目瞭然じゃありませんか。

それから、社会保障のビジョンなくして増税なし、これは、私どもはビジョンを出しているつもりです。

評価はいろいろあるかもしれませんが。豊田さんは、歳出と歳入の一体改革という言い方は、僕はその意味がよくわからないんです。歳出と歳入の一体改革ということは、行革と増税を一緒にやるという意味ですか。削る部分と増税する部分は、一体その因果関係をどうすればいいんでしょう。財政健全化だけという意味なんですか、よくわかりませんけれども。

いずれにしても、今、一般歳出の半分以上が社会保障であります。そこは聖域化しないで効率化、重点化しなければいけない部分もあります。が、そうはいいいながら、自然増を含めて、ふえていかなければいけないところがありますので、その分の安定財源を確保しようということであり、その分、社会保障とこの増税というのは非常に密接不可分であるということではぜひ御理解をいただきたいと思います。

景気回復なくして増税なし。これは、ずっときょう一日議論がありました。財政再建と成長は両立させなければならぬ、そういう強い気持ちでやっていきたいというふうに思います。

○中野委員長 これにて豊田君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十四日木曜日午前八時四十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会